

第8日目（12月12日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝よりお越しただいてありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

なお、片桐代表監査委員から午後欠席の届出が出ていますので、報告いたします。また、新潟日报社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）のとおり、一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内といたします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の途中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆様方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどよろしくお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号10番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝よりお寒い中、議場にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。トップバッターということで、いつも緊張しているのですけれども、さらに今日は緊張度が増しております。

今回の一般質問は、私にとって大項目3つということで、欲張ったボリュームになっておりまして、時間配分を十分注意しながら、簡潔にやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、早速入らせていただきます。

1 子育て環境充実支援について

まず、第1番目、大項目、子育て環境充実支援についてであります。少子高齢化による人口減少は一部の自治体を除き、全国的に大きな課題となっており、国や県においてもあらゆる政策を掲げ取り組んでいる。南魚沼市も例外でなく、第2次総合計画でも人口減少が最重要課題として示され、そして政策の中でも重要性の高い子育て環境の充実があげられている。現状、一部、他市町村からも羨まれるような手厚く充実した子育て支援に取り組んでいることは理解している。

しかしながら、市民や移住希望者世帯に子育て環境の充実にきめ細かく取り組んでいることが正しく伝わっているかどうか。さらに充実した子育て支援の充実の余地がまだまだあると思われるが、そこで市長にお伺いします。

1、市の格別なる優位性、あるいは特徴のある子育て環境の充実への支援策は、どのようなものか。

2、保育園の送迎バスの運行状況はどのようになっているのか。

3、移住・定住世帯及び希望世帯に対する保育園の入園等の対応には、他市町村を含めた関係機関とのきめ細かい連携と配慮が必要と思うが、実態はどうか。

4、ふるさと納税の一部を活用して、子育て環境充実支援のために基金を創設し、継続的な優位性のある支援を考えてはどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、今日から3日間、一般質問をよろしくお願いします。トップバッター、吉田議員のご質問に答えてまいります。

1 子育て環境充実支援について

まずは子育て環境の充実支援の中の1点目、市の格別なる優位性、あるいは特徴のある子育て環境の充実への支援策、どのようなものがあるかということであります。

当市の特徴のある子育て環境充実支援策としては、まずは何といても、公立保育園16園、そして私立の10園がある。ここで子供の保育に当たっていることをあげたいと思います。これだけ多くの保育園を公立で運営しているという市町村は多くありません。市が保育の一翼を大きく担っているという証であります。さらに私立園とも情報共有をするということで、保育環境の充実が図られているということを考えています。これが最大であろうと思います。

少しお話をすると、県内に20の市がありますが、この中で施設数で見ますと、公立が42%、約4割、そして私立が約6割、58%となっています。南魚沼市では、逆に公設民営を加えますと、7割以上が公立という数字であって、このことをあまり言う人がいませんが、これが最大の、私は市民にとっては——こういう言い方をすると、ちょっと違うふうに聞いてもらっては困るのですが、そういうことがあるのだらうと思います。これは特筆すべきことではなかろうかと思えます。また、園児数で見ても、20市でいいますと、公立が42%なのです。20市全部の数字です。そして私立は58%、約6割。南魚沼市がいかに特徴的なまちであるかということをお話していると思えます。

また、大型の商業施設内に子育て支援センターを設置しています。これは大変な思いを持って設置をしました。後で言うことは簡単なのですが、これに取り組めたということが大きかったと思います。そしてそのほのぼの広場のことですが、ここを遊び場として解放している。連れてくるご家族の構成も変わりました。前はほとんどお母さんだけであったが、お父さんが連れてくる、おじいちゃん、おばあちゃんが連れてくる。または里帰り出産等を行っ

ている方については、ご兄弟なども含めてですが、いらっしやっています。

これらの場所は、当初から目標としたのは、ここにきちんと保育士を置くということでした。ほかを見ていただければ分かりますが、よく他のところと比べる方は多いですけども、保育士を当初からきちんと2人体制で置いているところは、私はそうはないのではなかろうかと思います。先日行った村上市にもありませんでした。すばらしい施設だったのですけれども。そういうことであります。これを最初から狙いました。ここは見守り、そして多くの気づきを、いろいろなことを発見できる——発育段階の問題とかです。こういったことを最初から狙った施設であります。これらは、そう大きく取り上げられることはありませんが、実は地道な当市の保育環境を、そういった教育環境のところに、私は大きなことを与えていると思っています。

さらに昨年度から開始しましためぐちゃん祝い金であります。支給事業は大変好評をいただいていると思います。当市独自で行っている妊産婦医療費の助成においては県内20市でトップクラスだと考えております。手厚い子育て支援を実施しているものと当市は考えていますが、足りているとも、そういうふうに甘んじているわけではございません。

ただ、何度も言っているように、教育環境やこういう保育環境等々、子育て環境につきましては、今や自治体間の競争をあおられているようなところもあります。我々は4年に1回の選挙がありますので、必ず何かを公約して出ていくわけですが、こういう材料に少しヒートアップし過ぎではなかろうかという思いがします。そして、恐らく吉田議員も含めた議員の皆さんもそういうことを殊さらに言われるのではないのでしょうか。

ただ、私は子供が生まれてくるところは、場所によって選べないわけですから、こういったことは——今は競争下でこれはしようがないのですけれども、やがて波がやみ、風がやんだら、国や県、そういったところが一律のことがきちんとできる、こういうことを目指すのが政治だろうと私は考えている次第であります。

2点目であります。保育園の送迎バスの運行状況はどのようなものであるか……。通告が細かかったので、申し訳ありません。保育園バスについては、公立保育園では先ほど言いました16園、そして浦佐認定こども園の計17園を市の運転員と南魚沼シルバー人材センターからの派遣運転員によりまして、合計8台で運行しています。それぞれに添乗員が乗車をしている状況です。送迎バスの利用は一定の利用条件を満たして、保育園に送迎することができない場合のみ可能となっている、そういう制度であります。利用料は無料となっております。

また、私立園については、金城幼稚園・保育園とむいかまちこども園さんが1台ずつ運行しています。この園で雇用している職員の方が運転員と添乗員を担ってまして、利用条件等は年齢のみの条件でありまして、利用料金を徴収しているものであります。利用者については、この乗車実人数が公立園で、8路線で52名です。私立園については、金城幼稚園・保育園が実人数が7名、むいかまちこども園が9名となっているという報告であります。

3点目の移住・定住の希望世帯に対する保育園への入園等の対応について、他の市町村を

含めた関係機関との連携と配慮が必要と思うが、実態はどうかというご質問であります。

移住・定住希望世帯の受入れに対する関連部門との連携と配慮については、保育園の入園などに関して、南魚沼市では転入者の方から転入の時期、そして家庭の状況、また現在通っている——まだ向こうにお住まいですから——現在通っている園の利用状況や、南魚沼市での入園の希望をお聞きさせていただいて、利用可能な入るべき保育園の紹介や必要な手続をお伝えしたり、また月の途中の転園も柔軟に対応するなど、できる限り希望に沿えるよう対応しているところです。

これは当たり前ではなくて、私どもの市は月途中のこういったことを可能としていますが、市町村によっては月途中の保育認定とか認定の取消し、こういったものを認めていないところが多いということがございます。当市はこれにきちんと対応しているというふうに思っております。

転入者の方が従前の住所のある市区町村との交渉がうまく進んでいないという場合については、市の担当者から前にお住まいの従前地の市区町村——東京は23区ありますので、市区町村と連絡を取るなどの、私どもからのそういう対応も行っています。市役所内では、移住・定住者の方の様々な不安材料というのがあると思います。決して保育とかそういうことだけではございません。こういう解消を図るために、窓口でお聞きした内容を全庁的に所管課と連携しながら対応を進めているということでありまして、こういった意味では決して——我が市が劣っているとかそういうことではなくて、胸を張るべきところが多いと思っております。

失礼、ちょっとお待ちください……。

すみませんでした。4点目がございました。ふるさと納税の一部を活用して、子育て環境充実支援のために基金を創設して、継続的な優位性のある支援を考えてほしいということがあります。

子育て支援の関連では、令和3年度から令和7年度まで緊急5か年という形でめぐちゃん祝い金を進めています。全国でもトップレベルだと思っております。その後もこういったことも競争になりますので、さらに上乘せしたところも出てきているかとは思いますが、出発時点では、全国でトップであったと思っております。

ふるさと納税の基金を活用して支給をしています。ふるさと納税については、今後の制度がなかなか制度的に不安定、いつ国がやめてしまう制度かも分からないということがあります。やめてほしくはないわけですが、そういう中でこれをやっている。子育て世帯がどのような支援を求めているかをやはり我々は調査し続けて、必要があればこれらのところできちんと担保ができる基金化とか、そういう制度をなすためのそういったことに立ち向かいたいと考えておりますし、常にそういう気持ちでやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

きめ細かい配慮がなされているということが理解できました。私は市長の考えと同感のところがありまして、子供はやはり生まれるところを選べるわけではなくて、何か地方自治体がサービス合戦になっているのではないかとということには非常に懸念があります。市長のおっしゃるとおり、現実として今こういうところですので、いろいろなサービスをしなければいけないというのは十分分かるのですが、そこをあえて質問させていただきたいと思っています。

私はこの質問に際しまして、自分の職業柄もあるのですが、働くお母さん方との接触が誰にも負けないくらいあるつもりで——自己満足のところがあるのですが、いろいろな話を聞く中で、悪い話はほとんど聞くことがなかったです。非常によくしていただいているというのがほとんどでありました。

そんな中で僕は感じたのですが、子育て支援の環境の充実については、ただお祝い金を出すとか、お金を出すということだけではないのではないかとこの私には気がつきまして、なるほどなと思いました。やはり市役所に、あるいは保育園にお母さん方、お父さん方がご相談に行くときは、必ず困っている、悩んでいるということが大前提なわけでございます。やはりそれに対して担当の窓口、あるいはその関係部門が丁寧に親身になって受け止めて、スピードを持って対応する。そのサービスこそが、ほかの市町村に負けない本当の差別化の環境改善だと私は思うのです。

そういう面ではこういった冊子も市役所が取り組んでいるのを承知していますが、本当にこの、何ページでしたか、立派なことが書いてあります。そのとおりだと私は思いました。14 ページですか、計画の方向性。ああ、なるほどな、と読ませていただきましたけれども、実践面として職場として、職員あるいは保育士、園長さんにどういったことで教育とか、方針を示すようなことをやられているかどうか、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境充実支援について

吉田議員の再質問にお答えしますが、お立場柄というか、職業柄というか、会社的に様々な方からお聞きになっているということはそのとおりだと思います。よくそういうご提案とか報告をいただいて、私は非常に勉強になっておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。自分としてもできる限り、保育園を1年の間になるべく見て歩こうという姿勢はやっているつもりですが、なかなかままならないところもあります。

加えまして、できるだけ十日町から帰ってくるときには、ほのぼのの広場にも立ち寄ってみて雰囲気を見てくる。また、どんなことがあるかということ聞き取ったりしてくるということは、努力はしているつもりですが、ままならないことが多いので、これはそれ以外にもきちんと指導体制とか、研修体制とかそういうことも含めて、担当部、担当課がありますので、そちらから答えてもらうことにしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 子育て環境充実支援について

ただいまのご質問です。どのような研修体制を整えているかということだと思います。議員おっしゃるとおり、ふだんの窓口の対応、担当課の対応、非常に重要だということで、これは私どもも重々踏まえた中で丁寧な対応を心がけております。以前にも質問があつて、その中でお答えしたような気がするのですが、8月には児童扶養手当の面談を行っております。その中でも個別に1か月かけまして聞き取りを行いながら必要な対応をしているところです。

また、研修につきましても必要な研修を行いまして、個人に合った、キャリアに合った対応をしているところであります。

また、庁内の関係部署だけでなく外郭の団体でも、いろいろな保護者の悩みですとか、教育に関する、保護に関する相談、こちらをつないできめ細かな連携を図りながら対応を行っているというところで、現在対応しております。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

分かりました。私は先ほどお母さん方といろいろな話をする機会があるといった話の中で、一つ紹介したいことがあるのです。園長さんも優しい、保育士さんも優しい、すばらしいです。文句言うことはありませんと。その中で一つこういうことを言われたのです。これはいいことなので、具体的に言いますけれども、宮保育園の関係でしたが、その保育園はドライブスルー方式をしているそうです。雨が降ったり、あるいは雪が降ったりしたときは、保育園の職員の方が交通整理をしまして、一方通行にするのです。そして玄関先まで、軒先まで車で保護者の方が送迎に行くわけです。

チャイルドシートに乗せてもう一人、二人預けるときは大変なのです。駐車場において雨の中、傘を差してというのは大変な作業なのだそうです。それを宮保育園は、雨の日と風の日、雪の日はそういうことをやっているのだそうです。職員さんが率先して交通整理して一方通行にして整理しているのです。

ドライブスルーですから、本当は屋根があれば一番いいのですけれども、ああ、そうだ、これは屋根なんかも、そういうことも一つの環境改善かなと私は思ったのです。これを私がどうのこうの質問するわけではないですが、いい事例として、非常に感謝していますという話がありましたので、そういう観点もサービスだなとすごく思いました。

多分、そこだけではなくて、ほかの保育園さんもやられているのかもしれませんが、やられていないのなら、ぜひ、水平展開をお願いしたいと思います。通告はしていませんけれども、水平展開があるかどうか、もし分かったらご答弁願いたいのですが。そのドライブスルー方式ですね。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境充実支援について

なるほどと思って聞きました。ちょっと話がずれますが、PCR検査のドライブスルー型

のところ——市内でそういったところにも、雨の中、職員が立っていて、雨の中、そういう人が来るということを指摘してくれた市民の方がいて、すぐに対応したのです。テントを張ることによって簡単にそれが対応できた。いろいろなやり方がやはり発想でできると思います。

今聞いた話はすばらしいと思いました。実際どうであるかということについて、あとはなるべくいいことはまねしていこうということの姿勢に、やはり気持ちがあふれていかなければならないと思いますが、現場はどうであるかということにつきましては、担当部のほうから答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 子育て環境充実支援について

ありがとうございます。今、市長が申しあげましたとおり、いいことについてはどんどん取り入れていきたいと思っております。ただ、施設整備の状況もあります。議員おっしゃったとおり、いろいろな状況がありますので、それに対応した中で、できる範囲でやっていきたいと、そのように思っておりますし、情報共有につきましては、園長会議をやっております。その中でこういう情報を提供しながら、拾い上げて、改善するべきはするということで努めていきたいと思っております。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

ぜひ、今ほどの話は水平展開というか、紹介していただいて、取り入れていただければ非常に皆さん喜ぶと思っております。

次に確認させていただきたいことは、これは法的な問題なのですが、ゼロ歳児3人に対して保育士1人という最低限の規定があると思うのですが、双子さん——1人でもそうですが、双子さんを育てるのは大変だと思うのです。まして3人のお子さん、ゼロ歳児3人を育てるといのは、保育士さんも三つ子を育てると同じですから、大変だと思っているのですが、よく見ていらっしゃるなど思っているのです。

その保育士さんの方も、用を足すこともあるだろうし、私用もあるだろうし、当然園長さんがリカバリーしたり、いろいろな体制を取っているとは思いますが、働き方改革というのが叫ばれる中で、今現在ある程度、私は職員体制に余裕も必要なのではないかなと。いわゆる子育て環境の充実については、そう思っているのですけれども、今のところそんな全然、吉田、心配ありませんよという内容なのか、ぎりぎりなのか、ちょうどいい状況なのか、その辺についてちょっとお伺いさせてもらいたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境充実支援について

私のほうからまずお答えして、不足のところは担当部から答えてもらうことにします。国の保育士の配置基準というのがあります。よく議場では、梅沢議員からも前にこういう話を受けたことがあると思っているのですけれども、この保育士の配置基準につきましては、

昭和 23 年に定められてから見直しが行われてきていない。昭和 23 年なのです。現場の保育士の皆さんからは、実は子供たちの命を預かる立場として、緊急事態の発生時の対応とか、そういったことに対する不安の声というのが上がっていることが事実です。職員組合というのがありますので、そういったところでも毎年この問題が出ます。が、なかなかそう簡単にいかない点があるということで、ただ希望に近づけていこうということはやっております。

保育士さんへの要求も、昭和 23 年と比べてみてください。はるかに保育士に対する要望が複雑化して細かくなってきている。人権の問題や様々あると思います。昔だったら苦にならなかったようなことが、今細かく求められると思います。決して余裕がある体制とはいえないというふうに認識しています。

しかしですが、私どもの地域にはなかなか有資格者が少ないということもあります。そして市独自にこの配置基準の改善を行うということがなかなか厳しい状況にあるということは、いつも議論になるところなのです。市としては、今のところ加配が必要な児童、やはりいろいろな障がいの子供とかある子もいます。そういったことに手厚く職員を配置する視点、そして必要に応じて 1 歳から 2 歳児には保育の助手を配置すること。

また、環境パトロール——この環境パトロールというのは、現在会計年度任用職員さん、昔でいえば臨時さんですが、ここの方を 3 名雇用して、いろいろな周辺の整備——例えば草刈りから除雪の作業、また簡単な修繕、雪囲いとか様々あります。こういったことを保育士さんになるべくさせないように、そういうことを配慮したりということは今取り組んでいます。

なるべく保育士がその現場で子供に対して専念できる、そういう体制を取ろうということでやっていますが、なかなかこれが思ったほど進んでいないことが現実です。ただ、1 点だけ、国においてこども家庭庁が設置されるということです。先ほど言った配置基準の見直しとか、こういったこともやはり大いに議論してもらわないといけないし、するだろうという、心から強い期待をしているところであります。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

配慮がよく分かりました。

2 番目のバスの送迎についてです。今、全国的にいろいろ何だかんだありますよね。子供さんが取り残されたとかあるのですが、悲劇の話の報道を見ると涙が出てしまうのです。ぜひともそういうことのないような形を、万全を期していただきたいというのが私の趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3 番目の移住・定住者の希望の世帯に対する対応です。今ほど市長のほうの答弁から詳しく説明がありましたが、市長の答弁と全く同じ考えなのですが、移住者というのは、あるいは希望者というのは、南魚沼市が全く分からないわけです。Uターンの方もいらっしゃるから、多少雪の事情とか何か分かる人もいるのでしようけれども、生活の状況というの

は分からない、環境は分からないわけです。まして市長のスローガンといいますか、方針にも帰って来られるふるさとを掲げているわけですから、あるいは移住促進を大前提にやっているわけですから、おせっかいというくらい、やはり配慮が必要なのです。

そんな中で今答弁にもありました、他の自治体も連携していますという話をされてしまったので、ぜひ、それは積極的にやっていただきたいのですが、これは私が申すまでもなく、移住者、希望者については、南魚沼市に住みたいと思って窓口に来るわけですから、お尋ねするわけですから、その人たちはやはり事務的なことは分からないわけですから、だからそこはやはり酌んでやって、本当にこれでもかというくらい丁寧な対応をしながら、逆に他市町村、自分の今現状住んでいるところに対してのしるし等についても、負い目もあるわけですから。

それはやはりこの市の職員が、市庁舎として、庁舎こぞって、私どもがA市であれば、B市に対してやり取りしてやってやれば、非常にその本人は救われます。実際耳にしました、助かりますと。それと忘れていけないのは、連絡ないからもう、では駄目だと思ってしまうのです。ちゃんとフォローすることです。必ず、相談に来たときには住所でも何でも聞いているわけですから。こうなりましたよ、適正にこうなりました。ぜひ、南魚沼市に来てくださいと。

例えは悪いですけども、同じ値段のラーメン屋に行っても、やはりおいしいほうに行くでしょう。多少高くても——安いほうがいいに決まっていますけれども、愛想がよくて、居心地がいい店に行くではないですか。私はそうです。まず、安いのが第一、おいしいのが第一とかあるかもしれません。同じなのです、移住・定住者も。やはり南魚沼市と比べると、何とか市、何とか市のほうが悪いというのはそこで決まるのだと思います。

やはりそういうのに、人と人のつながりというのがやはり大事だし、フォロー。ぜひともお願いしたいのは——答弁に、全くそのとおりだと思って、私はどうのこうの無いのですが、これを強調したいのですが、必ずフォローすること。それをぜひ心がけていただきたいのですが、市長のほうからそのフォローについて、もしそうだとすることがあれば、なければいいのですけれども、お願いしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境充実支援について

議員がおっしゃるように、転入される方、戻ってくる方も含めてですけども、これはやはりその方の不安、負担の軽減をいかに図ってあげるか、そして寄り添えるか。今おせっかいな人が社会からちょっと少なくなっている気がしますが。おせっかい——いい意味のおせっかいです。これをやはりモットーにすべき。私もそんなにはやらせる店ではありませんが、客商売をやってきた人間として値段だけではないことに、やはりお客さんはいろいろなことで感じてくれるところもあると。もちろん値段は下げるのが一番のことですけども。そういうことも含めてですが、そういうふうには思っています。

今日のこういう一般質問で、議員がお話しされていることはみんなが聞いていますので、そういう精神でまたやってほしいと思ってくれていると思うし、そういうふうには思っています。今日のことのいろいろなご指摘をまたさらに糧にしていきたい

と考えています。はやる店をつくっていきたいと思っています。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

時間に制約がありますので、次のほうに進みます。基金はどうだという話をさせていただいたのですが、今既にもう活用して取り組んでいるという答弁がありました。前回の一般質問の中でもお話しさせてもらってちょっと恐縮なのですが、北海道の上士幌町の竹中町長の方針の中で、ふるさと納税が始まったときですか、平成 20 年にスタートしたときに、これはチャンスだとつかんで、ああいう実績を残された。どういうふうにお金を使ったかといいますと、子育て支援に平成 25 年どかんと投入して、保育料、給食費を 2 年かけて無料にしまして、10 年約束ということで今実行されています。と同時に、どういうわけか 5,000 人割っていた人口が、4,800 人何がしが 5,000 人を今超えていると。確実に今伸びているという話が——キセキの本を 4 回読ませていただいて今日の質問に臨んでいるのです。

彼は何か、竹中町長はそれなりの勢いで、同じように林市長も今そういう形で取り組んで、いろいろな面で県下でナンバーワンになって、ふるさと納税ナンバーワンになって、そして全国 22 番という、時期、タイムラグは違うのですが、本当に何か同じのを見ているような気がするのですが、その中で私は気になるのです。

日経新聞の紹介にあったのですが、今年の 11 月 23 日の日経新聞で紹介がありました。やはりどこも少子化で悩んでいるのです。ドイツも悩んでいるのです。いろいろな手当てをしている中で、結論はこう言っているのです、その新聞の中でもドイツの人も言っているように、育児手当よりも育児負担を減らす保育サービスが 3 倍の効果があると。なるほどなど。お祝い金がどうだ、あるいはこうだと支援金を出すよりも、先ほどのドライブスルーではないですが、やはり環境というか、子育てしやすいサービスに金をかけてちゃんとやるのが恒久的につながるのです。そういうのにやはり基金を活用することだと思います。

ドイツは日本の 7 割の人口です。それが今 1950 年以降、初めて出生数でも日本を上回っているというデータが示されております。出生率も 1.2 台から 1.5 台に回復していると。出生数は 80 万人台に回復したということが 11 月 23 日の日経新聞に大きく取り上げられていますので、今日紹介させてもらうのですが、やはりお金をばらまくだけではなくて——ばらまくという表現はおかしいのですが、失礼しました。そういった保育をサービスすることにやはり力を入れていただきたいというのが、基金の私の質問の趣旨でございます。市長、私の今の育児手当よりも育児負担を減らす保育サービスについて、何かありましたら答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 子育て環境充実支援について

細々と言うとちょっと切りがなくなると思うので、言うと、おっしゃるとおりだと思います。全国ほとんどのところがそこにきゅうきゅうとして、今どうやってやろうかということをやっていると思います。なので、必要があれば、今庁内で本当に、ふるさと納税のことに

限っていえば、この果実をどうやって生かすかという議論を大変今進めているところです。

この中にはこの育児、保育環境、教育も——広義の意味では教育全体、子育てとなれば決してその年齢だけではありませんから。私の実感としては、子育てはやはり学校が終わるまでだという感覚を持っているのですけれども、その中でいかにどの部分が厳しくて負担感があるかということも含めて考える。そういったところを今、至急、みんなで検討しているところです。

そういう意味では、上がってくる果実部分の中で、この部分はやはり基金化していこうではないかということの議論があるだろうし、さきの上士幌は給食費や保育費の全部完全無料化を実現した。しかし、ふるさと納税の最初の頃の成功事例のところの部分で竹中町長はやったと思います。私もそこを別に否定する意味ではありませんが、今や我々としては——その部分も大切ですが、さらにその後の子育てというのは、学校が終わるまでの考え、そしてもっと広義の意味では、若者づくりということまで含めていくのかもしれませんが。そういう中でどういう発展系をなしていけるか、一連の流れ——このピンポイントのここだけをやれば済むということではありませんので、そういったことをやっていけるかどうか、今、心を砕くというか、腐心している状況であります。

この中において子育てのところは最重要な部分だというふうな認識は庁内でしていますので、これらについて今検討を加えている。来年度予算に盛り込めるところは盛り込んでいく。様々考えているところであります。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 子育て環境充実支援について

よく理解いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

2 国葬での半旗掲揚について

それでは、大項目の2に入りたいと思います。国葬での半旗掲揚について。9月27日、安倍元総理大臣の国葬が執り行われました。私は国のリーダーとして、長年総理大臣として重責を担い、国内では経済の発展をはじめ、数多くの実績を残し、国際的にもリーダー的立場で活躍され、多くの外国から弔意を示された人が、演説中に不幸にも後ろからの凶弾に倒れました。県下の市町村も半旗を掲げ弔意を表すところといろいろありましたが、南魚沼市は半旗を掲げ弔意を表したと。市長の決断に対して私は大いに敬意を表したいと思います。そこで、今回の半旗掲揚について市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 国葬での半旗掲揚について

吉田議員の2つ目の大項目、国葬での半旗掲揚についてです。安倍晋三元総理大臣の国葬に関する半旗の掲揚ではありますが、この国葬に関しましては、そのとき多くの報道等がなされ、テレビも盛んに報道番組等でやっていました。地方自治体はその弔意を示すかどうかということについても報道が過熱していたように思います。私としては、こんなことでいいの

かなという思いで、それらの新聞報道やテレビのいろいろなニュース等々聞いておりました。市民からもそういう指摘がなかったわけではございません。どうするのだかということですよ。

そのような状況の中、新潟県では県とほか30の市町村がありますが、このうち14の市町村が半旗により弔意を示しました。当市もその一つであります。国葬の是非については、私がここで言うこともなく、政府が説明責任を果たすべきものと考えていますが、政府が国葬であると示した以上は、私としては、市として弔意を示さない理由はないと考えているということでもあります。

故安倍元総理につきましては、総理在籍日数が歴代1位であるということも、もちろんそのとおりであります。大変困難な時代の——これはいつでもそうでしょうけれども、日本国のリーダーとして、はたまた世界の中でも指折りのリーダーとして大変大きな功績を残した政治家だと思います。今回、法治国家である日本においてあのような事件があり、大変残念でなりません。例えばですが、リーダーというか長である以上、どういう気構えかといえば、私も総理と比べれば小さいですが、命がけて職務を遂行している1人と考えております。

その意味からおいても、それほど職責というのは、国ならもっと大きいでしょうし、そういうところでやってこられている方があのようなことに巻き込まれて、命を落として、そして国も国葬ということを示した以上、私どもが揚げない理由はないし、これによって自治体が、どこが揚げるか揚げないかということが報道でもやゆされました。いろいろな調査もあったし、報道もされた。私はそんなことをやっている場合なのかという気がしてなりませんでした。

多くの国民がデモ隊発表、警察発表のような数字をよく並べられますが、吉田議員は行かれたと思いますが、老若男女、多くの皆さんがああ参列をし、長時間列で耐えきれなかった方々は前の方に、若者に献花を、花を託して、そして私の分も祈りを捧げてくださいということも多くの方が口にしたということ、私もいろいろな知人から聞いておまして、かくも日本国は美しい国であるかというふうに思っております。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 国葬での半旗掲揚について

今ほどの献花については、私も行ってまいりましたけれども、市長のおっしゃるとおりでございます。やはり日本人は優しいなというふうに、つくづく思いを新たにしたところでございます。

3 雪恋事業について

続きまして大項目の3、雪恋事業について、今、新聞報道にも取り上げられて、市民の関心の高いところでございますが、雪恋事業の進捗状況について質問いたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

3つ目の大きな項目の雪恋事業についてのことであります。現在の進捗状況をお尋ねですので、そこに限定してお話をします。

市の取り組んでいる宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券は、通称雪恋と呼ばせていただいている事業です。総論でも触れたところですが、今年度の新たな取組として、グリーンシーズンからの継ぎ目のない誘客を図るため、名称の雪恋というのは非常に多く認知されましたので、そのまま変えることなく、南魚沼市宿泊者限定雪恋サマーという形でプレミアム旅行券として、7月23日から10月1日まで利用可能な夏季旅行券を発行しました。

事業終了時点、10月28日現在ですが、販売冊数では5,508冊、販売金額では3,855万6,000円となりました。現在実施中の南魚沼市宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券、これはまた冬のバージョンであります。雪恋の販売状況につきましては、11月末現在で1,943冊、1,360万1,000円となっています。新型コロナウイルス感染症第8波による経済活動への影響が懸念されているところではございますが、十分な降雪量に期待をしつつ、完売目標に向かって進めています。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

進捗状況については、詳しく説明いただきまして理解いたしました。

2番に進みたいと思います。一般社団法人南魚沼市観光協会と事業の関係性についてでございますけれども、新聞報道によりますと、5つの観光協会に——観光協会が主体になって5つの観光協会に収納事務を委託していると新聞には記載されています。これが本当に5つはどういうものかどうかわかりたいということと、まず市と一般社団法人南魚沼市観光協会と取引とございますか、業務委託契約というのは結ばれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

一般社団法人南魚沼市観光協会——この後は市の観光協会と呼ばせてもらいます。市の観光協会は雪恋の事業実施の実施主体です。南魚沼市からは、南魚沼市新型コロナウイルス対応経済支援事業補助金の交付要綱に基づいて、補助金交付団体として補助金を支出しているという状況です。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

雪恋事業の支援事業というのは、市で立ち上げたと思うのです。そしてこの業務を当然市の観光協会に主体として委託したわけでございますよね。そのときに、そういう委託をしているのに委託契約というのは発生しないのですか。ちょっとくどくて悪いのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

この事業においては、それぞれ5つの——我々はよく単協と言っている……（「はい」と叫ぶ者あり）例えば私の生まれ在所の石打丸山、例えば上越国際等々がありますが、これらのところ5つの先に——そこと市の観光協会の間で……委託契約が結ばれているという状況です。ご理解いただけますか。

○議 長 質問は、市と市の観光協会との委託契約が結ばれて……

○市 長 3 雪恋事業について

それはない。市の観光協会と各単協が結んでいるということです。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

ということは、市と市観といいますか、市の観光協会とは委託契約を結んでいないというお話が、今答弁がありました。手数料とか何かはもちろん支払うわけですよ……支払うのですよね。そういうのに、そういうことは——口頭とか、覚書とかというのは取り交わすのですか。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

この件、私のほうで全部答えていこうと思っていましたが、やはりそういう部分についてのご質問が多くなると思います。これにつきましては、担当部長のほうから答えさせます。

しかし、私のほうで必要なところにつきましては、私のほうも発言させていただきますので、よろしくお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 雪恋事業について

市のほうからは、市の観光協会のほうに補助金を出して、補助事業としてまずはお出しします。制度設計については、当然市の観光協会だけではなくて、経済対策もありますので、市の担当も一緒に企画のほうは練らせていただきました。そういう形で補助金を出して、その先、今市長が言いましたように、各地域の観光協会と市観光協会のほうで委託契約をしまして、その間には契約書があつて、当然手数料が出ております。それについては、販売についての手数料、それから各宿泊施設から、今度は換金していただきとってお金が来る分についての、そちらの換金の手数料のほうに契約書の中に記載されておまして、発生している。そういう形になっています。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

私が頭が悪いのか分からないけれども、どうも理解できないのです。では、市とその観光協会とは手数料のやり取りというのは、請求書というのは来ないのですか。観光協会から来

ないのですか。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

続きまして、部長のほうから答弁させます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 雪恋事業について

制度として補助金という制度になっておりますので、こちらについては、まず、最初に申請書が来る段階で、その中に例えばプレミアム分が幾ら、あとはPR分が幾らとか、その中に手数料が幾らという形で申請が上がります。その中で当方のほうでその成果、それから最後結果になりますけれども、そこに基づいて、手数料も含めて補助金をお出ししているという形になっております。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

では、ちょっと別のほうで質問しますが、報道によりますと、1,929万5,000円というのが私的流用されたというお話がありましたけれども、これは市で雪恋、雪恋という話をしていくわけですから、当然そのお金というのは宿泊業者に入るべきお金だと思うのです。そのときに、直接市は関係ないのだから、関係ないという話もあるかもしれませんが、当然、市が立ち上げた事業だから、市のほうに何らかの問合せ、あるいは苦情というのはあったのか、なかったのか、それをお聞きします。

○議 長 市長から質問の趣旨を質問します。

○市 長 3 雪恋事業について

時間に入らないので、質問をします。クレームということが今回の、ちょっとこの事案というのですか、はっきり言えば事件ですけれども、ここのことなのでしょう。それを指して言っているのでしょうか。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

先ほどの手数料云々という話をしまして、今、報道にあるように1,929万円私的流用のことがあったという報道があったのですが、その1,929万5,000円に関しては、宿泊業者が回収すべきお金だと思うのです。頂けるお金だと思うのですが、それが今言ったように、ある期間なかった、支払いがされていなかったわけだから、その矛先が、市のほうにもしわ寄せで何らかの問合せがあったかどうか。問合せがあったかどうかを聞いたのです。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

この点につきましては、担当の部長のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 雪恋事業について

報道機関数社からの問合せはありましたけれども、市民の方からこれについての問合せ、それから苦情めいたものは一切、1件も来ていません。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

1件もなかったということなので、私にすればお金が入らなかったから、市にはその連絡、要は問合せすること事態が筋違いかもしれないけれども、逆に余裕があったのか、どういうあれだったのかと、ちょっとすっきりしない面があるのです。当然この件に関しては答えられないかもしれませんが、業者にとれば、多分、月で締めて請求を起すと思うのです。月々で精算して締めていけば、その時点で何らかの、支払いが滞るとか何かという情報というのは上がると思うのです。

前回の議会の開会日に10月14日、あるいは20日に報告がございましたという話なので、決して市を責めているとか、執行部をどうのこうのと言っているつもりはないのです。何でタイムラグがそんなに長いものがあるのかというのが、我々は非常にちょっと疑問を感じるところは致し方ないところですが、その辺について、答えられたら答えていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

きちんと部長のほうに答弁をさせます。我々としては、長いスパンの中の途中の経過のところ、この時点であれば分かったのということも、なぜできなかったかということも含めて……（何事か叫ぶ者あり）冬から夏にかかったわけですから、ということもあります。そして発見できなかった理由がちゃんとやはりあります。これらのところが、これから検討を加えて再発を防止する必要があると思いますが、このことにつきまして部長のほうから答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 雪恋事業について

宿泊施設さんのほうにその料金が行かなかったかというお話ですけれども、制度としては、こちら2週間に一度換金です。それについての締切りを設けていますので、必ず2週間に一遍は締切りを設けた上で、その成果に基づいて市の観光協会のほうから各施設のほうへは宿泊費が振り込まれておりますので、そこについては生じてこないだろうと思います。

あと、これは発見が遅れたということになりますけれども、市のほうの立場としましては、これは先ほども申し上げましたけれども、補助金の事業として実施させていただいて、その補助金の期限までには、お金の流れも含めて正規で実績報告されておりますし、現金それから制度、それから期限についても遅滞なくされていまして、そこについては市のほうとしては発見できなかったと考えております。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

分かりました。これも新聞報道で恐縮ですけれども、報道によりますと、自ら代表を務めている該当する法人というのが記されています。どういう団体か私は分かりませんが、この団体とは、念押しですが、その5つの中に入っていないのですよね。それで、ほかのイベントに対して、市から補助金、あるいは交付金というか助成金というか、そういったものやられた実績、経過はこの団体とはあるのでしょうか、ないのでしょうか。ちょっと質問が外れるかもしれませんが、もし答えられたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

これは端的に私から答えます。このイベント等、こういう委託があったかどうか。これはありましたけれども、イベント的なものではなかったと思いますが、ありました、本案件の発覚後に直ちに契約解除とさせていただいたところであります。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

分かりました。

最後の質問になっているかと思いますが、3項目めの上越国際観光協会における事業の役割は、また補助金交付の有無についてでございます。仮定の話かもしれませんが、一般社団法人の市観と、それと今の5つの団体には、地域性もありますから連携は必ず必要だと思います。緊密な連携も必要だと思いますが、逆に報道にあった上越国際観光協会です。上越国際観光協会が外注——外注というか、よそに孫委託みたいな形というのは契約上可能なのでしょうか。それともこれは——何で私がこういう話をするかという、やはり大きなお金が、公金が運用されるわけですから、信頼をおけるところに出さなくてはいけない。それは当然のことだと思うのです。市の観光協会から5つの団体、単協に出して、その単協が外に委託ということは、何のチェックも入らないという形なのかどうか。その辺だけちょっとお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

やはり吉田さん、縦分けをよく考えてもらわなければいけないと思います。やはり及ぼせる範囲と及ぼせない範囲があると思うのです。そして信頼感の問題からいくと、大変長い信頼関係に基づいてずっとやっている団体です。このこと一つだけでその信頼が裏切られるということでは——今回の事象はちょっと特殊であります、そういうことではございません。そしてそこにはきちんと営業をしている、もともとそういう目的でやっているわけですから、多くの観光事業者の方々がいます。この皆さんとの信頼関係が損なわれているわけではございません。

そして、最後のご質問の内容ですが、孫請け的にほかのところに委託とか、そういうことを出しているのかどうか。これについては、我々がとやかく言うところではございませんし、把握もしておりません。

以上です。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 3 雪恋事業について

ちょっと市長と見解が違うかもしれないのですが、知る由もということではなくて、やはり公金が動くわけですから、その辺は十分に——どこの会社も監査室はありますし、チェック機関もありますし、我々の業界では労働局が定期的に来ます。契約書を1ページずつ見ていきますよ。と同じように、やはりそういう目配り、防止策、リスク回避というのは、輪にかけて、輪にかけてがリスクなのだと、私は思うのです。ぜひ、その辺を心に置いていただければと思います。

孫請負に関して我々は関知しないという執行部の立場は、私はいかがなものかと率直に感じましたが、その辺についてどうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 3 雪恋事業について

私の先ほどの発言がちょっと誤解されていたら困るのですけれども、この雪恋とかそういう事業に対するものが違うところに委託されていればそれは——やはりちょっと問題があれば、それは行けるでしょう。しかし、上越国際観光協会さんは独立された任意団体でありますので、そこがこれと違う内容のことをやっているとか、あまたいっぱいあると思いますので、それは我々は把握しきれない。また逆に言えば、そこにまで言うところではない。やはり今思うのは、我々がやっている事業の観光協会があり、そこからのまた委託契約があった、先があった場合、今は観光協会にも対して、こういうことの再発の防止をきちんとやったり、事前的な改善の方策をきちんと立てて報告してくれという話をしているところであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時45分といたします。

〔午前10時33分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 質問順位2番、議席番号12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。議長より指名をいただきましたので、半年ぶりに一般質問いたしたいと思います。傍聴の皆様、お疲れさまです。

1 空き家を増やさない施策を

9日の日ですか、ちょっと雪国新聞を見ておりましたら、私の質問に合致したような感じの記事が載っておりました。南魚沼市の数字という記事でありました。単独世帯の記事の内

容でございました。単独世帯とは、世帯人員が1人である世帯のことを指しているようです。これは令和2年の国勢調査の数字が載っておりました。

南魚沼市は世帯数が1万9,526世帯、このうち単独世帯が5,407世帯。令和2年ですから、もっと上がっているのではないかと思いながら、今27.6%が単独世帯。でも、ちょっといいところがあるのです。そのうち65歳以上の単独世帯は、南魚沼市は1,807世帯だそうです。いずれはもしかすると、空き家予備軍の一つの要素になるのかなと感じております。でもここが低いというのは、県内聖籠町に続いて2番目に低い。この辺はまあいいのかななんて思っております。

人口減少、そして高齢化等により、私の地域でも空き家が増えております。解体したいが何か助成金はないのかとか、空き家になったが管理する人がいない。独り暮らしなので今後どうしようかななどの声を何度も聞きました。

先日、私の家の近くでは、2年ほど空き家になっていた家が解体され、更地になりました。冬は近所の方が依頼を受けて、何度も何度も今年の冬は屋根に上がって雪を下ろしたり、そして夏場はきれいに草を刈ったり、掃除をされて管理されておりましたが、先々を考えたこと、早い判断だったのかなと思っております。

今議会の初日には、第84号議案として、南魚沼市空家等の適正な管理に関する条例の制定が上程され、可決いたしました。特定空家以外にも空き家対策の課題に向けて、一步前に進むことができるかと思っております。空き家は、時間の経過で資産価値が下がる一方で、管理・修繕費は上がってきます。

空き家の運命が決まるのは、最初の3年間と言われております。空き家の初動の対応が非常に大切だと市長もお話をされているように、解体されないまま数年放置されると、急速に劣化し、なかなか居住するには相当の負担をかけないと有効に活用されなくなってしまいます。管理が適切にされないと、やがては特定空家となってしまう、屋根雪の落下の危険や、敷地内の雑木や雑草により、地域の景観や衛生環境、防災・防犯上にも大きな問題となっております。

今議会におきましても、大平議員、寺口議員がこの空き家についても質問されております。本当に地域の課題、南魚沼市の課題かと思っております。そんなことを感じながら空き家対策について、空き家の発生を未然に防止するための行政ができる対応と、空き家になったら早期に有効活用される仕組みをしっかりとつくるのが、今後の空き家を増加させないことが大切と考え、以下の3点について一般質問をすることにいたしました。

(1)であります。空き家を増やさないための初動の取組の考えは。(2)です。空き家の有効活用で、移住・定住、地域の活性化につなげる考えは。(3)です。南魚沼市版解体費用シミュレーターの利用状況と、解体費の助成の考えは。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 1 空き家を増やさない施策を

それでは、清塚議員のご質問に答えてまいります。先ほどの時点から、今は世帯数2万件を超えています。加えまして、今、市長になりまして、いつも朝から重い気持ちになるのは、いっぱい報告が来ますが、この中で毎日とっていいくらいあるのが、ご高齢者の方の緊急救助案件です。消防の出動です。救急隊の出動。これが毎日のようです。私もびっくりしますけれども、中には90歳台で独り暮らしという方とか、本当に大変な課題を持っていると思っています。

本題に入りますが、まず、空き家を増やさない施策をとということで、1つ目のご質問の空き家を増やさないための初動の取組です。大きく次の2点があると思っています。

まず、1点目からお答えすると、空き家となってから最初の3年間——厳密にとということではないですが、3年くらいが重要であると認識しています。先ほどのお話のとおり、空き家の利活用に向けて空き家バンクへの登録が可能であるかどうかなど、例えば状況把握のために年1回の現地調査を市は実施しています。しかしながら、この空き家バンクですが、登録件数については現在ゼロ、依然伸び悩んでいるのが——伸び悩むというか、そういう状況であることが現状です。

この制度が始まったのが平成29年4月でありますから——私が市長になってからであります。開始をしましたが、依然なかなか進まない理由の一つとして、以前、確か勝又議員のご質問にも答えていますが、建物の状態が悪くなってからの相談が、どうしても市の場合が多くなる。それ以前であると、もう不動産屋の皆さんのほうが先にいろいろな形になります。そういうまず1点。

そしてすぐに使用できる状態の物件が、先ほど言ったとおり、不動産業者の仲介により借手が比較的早期に決まる。様々あります。中に物が残っているかどうかという視点とか、様々あります。こういったことがあります。現在12月、今月現在ですけれども、2件が今、審査中であります。登録となるように業務を進めているところです。

制度を広く知ってもらうために、市報などを活用した継続的な周知を行うことに努めておりますが、まだまだというところがあります。家屋の居住者が施設に入所——お年寄りの施設などに入所するときなど、空き家が発生するタイミングというのがあると思うのです。こういったところをきちんと捉えて、この空き家バンク制度なども含めて周知をしていくということにより、申込み件数の増加を図っていきたいと考えます。

2つ目です。これは今ほどの空き家バンクとまた違う、空き家の解体という視点です。令和3年11月に空き家の解体費用を試算するシステムを運用しています、これは株式会社クラッソーネという会社さんと空き家の適切な管理の促進を目的とした連携協定を締結しました。市のウェブサイトの中に、先ほどもお話がありましたが、シミュレーターを公開して、解体費用の参考見積りの価格の提示が受けられるように今しています。

このシミュレーターについては、議員のこの後の小項目の3点目のほうのご質問でちょっと答えます。以上の2点が大きなところがあると。12月19日には、間もなくですが、新潟県

の弁護士会と南魚沼市の間で、空き家等対策の推進に関する連携協定を締結することになっています。

空き家問題に関するこれは様々なやはり課題があります。この包括的な連携協定によりまして、何といたっても専門性のある県内弁護士の方々からの助言を受けられるようになりますので、新潟県弁護士会の皆様のご協力をいただく中で、連携して今後の空き家対策を進めてまいりたいと考えています。空き家の問題といっても本当に幅が広いと考えております。

このほかですが、これは市独自の取組ではないのですけれども、空き家の発生を抑制するために、税制上の措置が今施されています。これをちょっとだけ申し上げますと、相続する日から起算して、3年目の年末までに相続した家屋を解体した後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別に控除するという制度があります。

これは譲渡される先、いわゆる買主がいなければまず成立しないわけですので、売買を仲介する不動産業者の皆さんと、それに加えて、相続手続の実務を担う司法書士の皆さんなどと連携しながら、空き家の発生を抑制するための国の措置についても、これを広く周知を図っていく必要があると考えております。

2つ目のご質問に移ります。空き家の有効活用をして、移住・定住、また地域の活性化につなげることはできないかということでもあります。

ぜひ、そうしたいと考えております。空き家を有効に活用して、これらを移住・定住、地域の活性化につなげることができれば、大変有効な施策になろうというふうに思っています。しかしながらですが、個人の所有財産という大前提があります。自治体がここに簡単に介入して、これはまた不公平感等も出る場合がやはりあります。こういったことを払いのけながら、払拭しながら、事業を実施することはなかなか言うは易くて難しい問題であります。

民間の事業者の中においては、所有者から非常に安い価格で、もしくは無償で賃貸をした空き家を、所有者の同意を得て改修をした後にその物件を管理しながら、移住・定住の希望者の皆さんに又貸しをするといった事業が行われ始めています。私としては、そういった事業者と協力、または支援する中で、新たな取組の展開が可能ではなかろうか、またその研究をしていきたいと考えています。これが現実的ではなかろうかと思っております。

このほかになりますが、今年度開始しました、ふるさと納税ソーシャルビジネス・クラウドファンด์というのがあります。ソーシャルビジネス・クラウドファンด์によって資金を募集する。そういう中で、例えばですが、空き家をゲストハウス、または交流の拠点に改修してビジネスを行うなど、空き家を利活用するような事業に対するこういう支援についても、市はやはり様々な起業・創業の面や移住・定住の面、様々な考える中でこれらを検討したいと、今考えているところであります。様々な手を尽くして空き家の問題をやっていかなければならないと考えています。

3点目であります。先ほど申し上げました南魚沼市版の空き家の解体費用シミュレーターの利用状況、そして解体費の助成の考えはないかということです。お答えしたいと思いますですが、小項目1点目のところでも触れました、株式会社クラッソーネとの協定による連携の取

組ですが、利用実績は11月までの8か月間の中で、合計で128件の解体費用の参考見積りが提供されています。

市外、県外などにお住まいの方が相続などによって建物の所有者になった場合、解体処分を検討することももちろんあると思います。私も同級生等からそういう問合せがあったりもします。ここに帰ってくる予定がない、そういう私の同級生については、非常に大きな問題だと捉えているでしょうし、これは同級生に限らず、多くのそういう方がいると思います。

おおよそどれくらいの解体費用がかかるのか、おおよそですが。解体費の助成があるのか、ないのか。こういったことは非常に関心事だと思います。国土交通省では、空き家の所有者が行う解体に対して、空き家再生等推進事業というのがありまして、国と市がそれぞれ40%ずつ、合わせて80%の公費負担、つまり所有者は20%の負担で済むという事業があります。

対象となる家屋については、しかしやはり条件があります。一つは、住宅地区改良法というのがありますが、これに定められる不良住宅となっています。もう一つの条件は、その空き家の状態が——長ったらしいですけれども、構造・設備が著しく不良までに至らない、いわゆる普通の空き家が対象になっています。その普通の空き家の解体については、その解体後の跡地が——もう一つありまして、地域活性化のために供されることが条件となっている。ハードルが全部設けられています。

そのために跡地利用の課題を解決しながら、こういったところにやはり行政の入っていかなければいけない、そういうことが明らかになってくる——この制度の周知、また活用を検討していく。これらについては、逆に言えば、行政から進んでやっけないと前に出ない課題ではなかろうかと思えます。

いずれにしても、所有者が解体を希望する空き家については、管理が行き届かなくなる危険家屋の状態にならないうちに、補助事業を活用した中で空き家解体を進めていくこと。また、解体費用のシミュレーターの利用の促進、先ほどの税制上の優遇措置の周知などに併せて、いろいろなことを併せ持ちながら、車の車輪のように、1件でも危険な状況の空き家を増やさないように努めていきたいと考えています。

これは当市だけの問題ではありません。全国の空き家の問題は、もう国を挙げての課題になっております。私どもはさらにそこに雪国という視点が加わりますので、積雪地の視点を捉まえて頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

再質問を行いたいと思います。答弁をいただいた中で、市報等の活用とか、空き家バンクのお話も出ました。そういう中で、やはり私の今回の質問の、空き家を増やさない、最初の初動の取組ということであります。

なかなかやはり空き家に対しては当事者になってみないと現実味が分からないというのが現状であります。やはりもう先を見越した中で、例えば家族や、まだおひとり暮らしでも身内

がいたりした場合とか、相談をするとか、また市がそれなりの、いろいろな空き家の問題——対策や相続、登記や税金問題、空き家バンクの制度、そういうのをあらかじめしっかりと周知することが大事だと思います。

例えばですけれども、先進地事例の中では、富山県の砺波市はすごく空き家ハンドブックを作成して、そういう場合に対しての取組をきちんと事前に行っている好事例があります。私は市報等の活用も一つの有効手段かも知れませんが、やはり空き家問題について個々に、別個という中で、例えばごみの分別の本がありますよね、そういうような形でもっと啓発をするというのが重要ではないかと思っております。そこまで踏み込むという考えはあるのか、市長に伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 空き家を増やさない施策を

砺波市さんですか、大変、市長も親しい方ですが、いろいろ指導を受けられる市長さんであります。よく研究させていただいて、今の話は非常にそのとおりでと思って伺いました。どこまでできるか。また、逆に言うとブックというか紙ベースでまた作ってしまうと、どうしてもその後でまたつくった制度とかが——最近そうですね。なので、しかしながらやはり手に取る世代の人たち、そういったところに触れてくる世代の方々やはり紙ベースなのかなという思いもするので、いろいろ研究させていただいて、取り組むべきは取り組んでいきたいと考えました。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

分かりました。ぜひ、市長の一声で前に進んでいただければなと思いつつながら。同じようなちょっと事例になりますけれども、例えば居住者が死亡して、相続が発生するような場合です。死亡後の手続のために、例えば相続人や家族とかが市役所窓口に来られる機会、そういうときに空き家の適正管理の、例えばこれからもし、そういうハンドブックを作成されたものとか、啓発チラシ、見やすくやるようなのが非常に大事だと思っております。

秋田県についても、やはり死亡提出時や、施設入所時に空き家が生じる場合には、今後管理する者の連絡先とか、今後取り壊し予定があるとか、相続がどうなるのかとか、情報をあらかじめ市のほうで察知した中で、通常の管理や雪下ろしの対応が適当にスムーズに進めるようなことをされております。

あとちょっと事例はそういう形ですが、私は市役所内の相談体制の充実も大事かと思っております。実際にU&Iときめき課さんがやっているのか、それとも総務課が窓口になっているのか、そういう相談がしやすい環境をつくるというのが私は大事だと思いますけれども、現状等、今どの程度になっているか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 空き家を増やさない施策を

今聞いていて、途中までは担当部や担当課からと思いましたが、少し難しいかなと思いは

めた理由はなぜかという、やはり縦割りかもしれないです。移住・定住に係る空き家の問題と、先ほど言った管理上の問題の空き家の対策というのは課が分れています。なので、今、議員のご指摘は誠にそういう視点があると、自分もちょっと感じていたところだったのですが、しかしそういうところをよくやりたい。

そして、窓口に来るのは1階になりますし——例えば先ほどのいろいろな手続をやる場合に。こういったこともあるので、やはり横断的な横串を入れた施策展開がどうしても必要だと思いました。そういう意味で空き家ハンドブックの在り方とかが、庁内のやはり縦割りを改めて、横串を入れてやっていく施策展開において、非常にやるべきことだなと思って今聞こえたので、これは十分検討を加えてまいりたいと思います。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

(1) は終わりにします。

次の、空き家の有効活用で、移住・定住、地域の活性化につなげるという、再質問をいたします。南魚沼市の空き家対策の中では、やはり空き家バンク制度とかの充実もしようということで、これは6月議会で勝又議員に答弁がありました。その中で確かに今の南魚沼市の空き家バンクは全然機能していないと感じております。それでその答弁が何だかという、その6月の答弁の中では、全国の自治体はこの空き家物件をめぐって訴訟事例が多くあった。そしてまたもう一点は、宅地建物取引業者との協力を得ている中で、登録基準が高かったりしてなかなか進んでいない。

そこでちょっと私は感じたのですけれども、実際に南魚沼市でトラブルがあったから消極的になったのか、よその自治体を見れば、空き家バンクで検索するとすごくよく出ている。今VRの時代ですから、自分の見たい方向でマウスをすれば天井まで見えるような時代、一生懸命取り組んでいる実態もあるので、何かちょっと積極性が足りないのではないかと、6か月たっているのですよね。その6か月の間、どの程度こういう空き家バンクについて、先ほども答弁ありましたけれども、進みが遅いのではないかと感じております。この現状について、ちょっとまた再質問します。

○議 長 市長。

○市 長 1 空き家を増やさない施策を

ご指摘のところも、かなり当たっているところが私はあると思います。ほかにもいろいろなことをやっておりますので、言い訳から入りたくないですが、6か月の間、何をしていたかということになるかもしれませんが、先ほど言ったいろいろなことに取り組んでいます。ただ、まだまだやれることはある。もしくは、この空き家問題をもう少し、もっと大変喫緊の課題であるというふうに位置づけるかどうかというのは、私に責があると思っておりますので、今のことは私は叱責というふうに捉えまして、これから一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

担当課からはちょっと答えにくいと思いますので、私の答弁で以上にします。

○議 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

空き家バンクは、ぜひまたほかの自治体に負けないように、取り組んでいただければいいかと思っ
ています。

(2) のところでありますが、地域の力という視点ですけれども、やはり行政との相談と
かはなかなか——例えば地域の空き家を抱えたり、問題を抱えている人は相談しに行きづら
いのです。やはり顔の見える、例えばご近所とか、集落の区長さんとか、地域づくりのそれ
ぞれの中で、そういう体制ができるようになるというのは非常に大事かと思っております。

これはまたちょっと事例なのですけれども、高知県は空き家発生率が全国でワーストワン
なのだそうです。そういう中で県と高知県津野町という事例が載っておりました。ここでは
売る、貸すを促す取組が非常にユニークな取組ということで、12月8日の日本経済新聞のウ
ェブ記事でたまたまヒットしたのですが、あくまで住民が主導、行政がサポートという取組
をされて好事例だそうです。

若干お話しさせていただきますが、各集落の代表者や県の空き家対策チーム、職員らが 20
人集まり、こんな会話を交わしていた。参加者は、地図上の空き家の場所に付箋を貼って
いくと計 66 戸の空き家があることが分かった。この結果を基に、町から集落支援員の委嘱を受
けた A さん——女性 62 歳ということにしましょう。顔見知りの 80 代夫婦を訪ね、夫婦は自
宅のすぐ近くに築 70 年の住宅を所有されて、2019 年から空き家になっていたそうです。室
内はきれいに保たれており、支援員の方はすぐに人が住める物件と判断したそうです。その
助言をもとに夫婦は貸し出すことを決め、10 月に新たな借手が見つかった。自分ごととして
考えてもらうには付き合いのある人から伝えてもらうのが有効だという記事が載ってお
りました。

私もなるほどだなと思って、やはり地域の課題は一番地域が分かる。例えば自分の村では
こういう物件がもう空き家になりそうだとか、事前に例えば攻める側とか、地域を有効に使
って行政がサポートする。私はそれが大事ではないかと思っております。このモデルケース、
高知県の例については、恐らく全市町村に対策が広がるモデルケースになるのではないかと
いう話の記事です。市長はそういう地域を使うという考えをどう思われますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 空き家を増やさない施策を

どう思われるかということですが、そうなってほしいなという思いはします。ましてやこ
こにいらっしゃる議員の皆さんは、地元をすごくよく分かっている皆さんだと思います。単
に区長さん方、また区の役員とかの皆さんは、やはり限界があるところも実際はあると思
います。そして民生委員の皆さん等もいらっしゃいます。様々に今課題が増えて、重荷を
かけているわけでありまして。やはり我々が——行政も以前はこういう問題はあまりな
かったと思
います。はるか以前はです。新しい課題になってきているのだと思います。

そういう中で議員の皆さんの負担もあるかもしれませんが、やはり顔が地元につながって

いる皆さんの中の代表格たる皆さんからも、ぜひ協力をいただく中でやっていければ。もしくは12の地域づくり協議会がこれからどういう展開をしていかなければいけないか。医療・福祉のこともあるでしょうし、買物難民の問題もあるでしょうし、足の問題もあるかもしれません。この中に地域を守るという意味においての空き家のそういう対策感、そういったところも徐々に出てくるのかなという気がしております——笑っている方は何を笑っているか知らないですけども——そういうことがあります。

実際に私のところにそうやって来る人はいないです、あまり。そして小さい町と我々の市が違うところもあると思うのです。我々は不動産業がいっぱいあって、これだけ貸間が多い地区は、この人口の中のこういう田舎ではめずらしいのです。持家率が非常に少ない。先ほどの独り暮らしの問題もありましたが、本当にそういう問題もあります。こういう中で空き家バンクの在り方もどうなのとか、様々ある。こういったところを全て見渡して考えていかないと、この部分でこのところがいいな、やっているのがいいな、そういうことではちょっと解決しにくい。しかし非常に参考にさせていただきながら、やはり進めていく必要があると思っています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

市長が前向きに取り組んでいただくということで、2番を終わりにしまして。

南魚沼市版解体費用シミュレーター、クラッソーネであります。私も2年ほど前に住宅を解体した経過があるので、そのときこれを知っていればなと思ったなら、令和3年11月、去年の11月、まだ1年しかたっていないということだったのですが、実際に私シミュレーションのところで自分の住宅に合わせて解体する、やってみました。やはりそうすると、非常にAIを利用されているのでしょうか、30秒ほどで出てくる。こんな仕掛けなのかな。ほかにも何かいろいろあるみたいですけども、全国でここはクラッソーネ、10万人が利用しているようなことらしいですね。

ただ、やはりクリックしながら、補助金というところをクリックするのです。そうしていくと、最後終わるとどんな感じなのかなと思いつつ金額とか、そのうちにすぐ電話が来ました。そしてお話をして、いろいろしているのですけれども、南魚沼市はやはり解体の助成金がないです。来年の4月以降、新しい予算がついたら——例えばですが、つけば助成金が利用できるかも分かりませんが、南魚沼市の場合はないですよという形で終わってしまうのです。

ぜひ、この部分にも有効——先ほどの答弁でもありました、跡地の利用をうまくしたりすれば助成金が活用させるという話があったので、やはりこの部分は分かりやすく、そしてまた市でもプラスになるような助成金を、ぜひ考えていただいて、1件でも5件でも増やさない施策の一つにつながると思います。来年度の予算に反映は、このクラッソーネというか、シミュレーターの中に補助金が、南魚沼市も大丈夫ですよというような方向に持っていけると考えているのですか。そこを聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 空き家を増やさない施策を

即答はちょっとここでできませんが、クラッソーネに登録をして、それでいいと思っているはずはないと思います。そんなことだったら誰でもできる。そこからさらにどう攻めるかということほど重大な課題と捉まえて、進めるかどうかということだと思えます。ぜひ、議会の皆さんもこういう場で、こういう制度が必要ではなかろうかという、少し突っ込んだまた議論も——今日やるかもしれないけれども、そういうこともぜひしていただければ、非常に検討しなければいけないということを思っている私としては、そういう議論がありがたいと思っています。

○議 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 空き家を増やさない施策を

今回、項目を2つに絞っております。半分過ぎたということで、大項目1番については、やはり議会の中でもいろいろな知恵を出したり、また地域に持ち帰った中で、行政と私どもと、またいい方向が生まれればと思いながら、最初の1項目めを終わります。

2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

続きまして、大項目、2の学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのかということでもあります。

11月1日の市報には令和4年度の小学校6年生と中学校3年生の全国学力・学習状況調査の結果が市報2ページにわたって掲載されております。これは毎年10月号、もしくは11月に貴重な2ページを使って、やはり市民や家庭に、学校に任せるのではなくて、いかに家庭教育や地域の教育が大事だという思いがこもった2ページだな、という思いがしております。南魚沼市は残念ながら県、国の平均より下回っております。この傾向が近年ずっと続いている中で、学校だけでなく、多くの市民や家庭の人からこの状況を分かっていた中で、学力は学校だけでなく、家庭や地域など、全体で連携して関わっていかねばならないと思えます。学力向上のために、今後どう地域や家庭と学校が連携して進めていくのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

清塚議員の2つ目の項目の、学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのかというご質問ですが、これにつきましては、教育長のほうから答弁してもらうことにしますが、私もすごく深い思いがここにあります。もし必要であれば、こちらに質問等していただければ私のほうでも答えます。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

それでは、私から2番目のご質問、学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携してい

くのかについてお答えいたします。学力向上に向けた取組には、学校と地域、家庭の連携が非常に重要だと認識しております。その上で学校においては教師の指導力向上を図り、分かりやすい授業、学ぶ力を育てる授業を行う必要があります。まずはその取組について少しご説明を申し上げます。

ご存じのとおり、南魚沼は教員の確保が難しい地域となっており、経験の浅い若い教員が多い現状であります。そういった教員に対しては、県が実施する研修プログラムや学校での指導に加え、学習指導センターが実施する研修や訪問による指導を積極的に行っています。もちろん若い教員だけではなく、世代を超えて経験のある教員にも学力向上のための研修を進めているところであります。

また、学校現場ではGIGAスクール構想の推進に伴う、ICTを活用した授業実践にニーズが高まっておりますので、ICTに精通した指導主事を配置するなど、学習指導センターの体制充実を図り、現場の声に応えています。

学力向上のためには、教師が日々の分かりやすい授業を行うことに加え、児童生徒が家庭での学習習慣を身につけ、実践していく必要があります。学校では学年掛ける10分の家庭学習ができるように指導しており、集中的な取組期間を設けるなどして定着を図っています。しかし、ここがしっかりと押さえておきたいところですが、学年が上がるにつれて、なかなか達成できなくなる傾向があり、家庭学習の時間は県や全国に比べて、かなり短い状況であります。

一方、南魚沼市ではゲームやSNS、動画視聴などの使用時間が県や全国を大きく上回っております。家庭で過ごす時間の多くをそれが占めているという実態が明らかになっております。この状況は極めて深刻であると捉えています。ゲーム機器やスマートフォンの使用ルールをきちんと定め、使用時間の管理や不適切な使用がないかなどを確認する上で、家庭の役割はとても重要であります。この問題は学習時間の確保だけでなく、睡眠時間などの生活全般にも悪影響を及ぼす恐れがあります。このような実態を家庭と共有して、改善に向けて取り組む必要があります。加えて、幼児期からの読み聞かせ体験や小学校低学年からの読書経験が重要であります。本に親しむ読書週間の形成についても家庭と連携して取り組んでまいります。

家庭と地域の連携については、令和5年度より全ての学校にコミュニティ・スクールを導入することとしており、学校と地域が相互に連携して教育活動を進めていくことが期待されております。今でも土曜学習や放課後の学習支援などに地域の皆様からご協力をいただいております。加えて、小学校を中心に様々な学習活動に地域の方から講師として参加いただいております。このような活動を一層充実させ、児童生徒の新しい発見、気づきを促して、意欲的に学ぼうとする姿勢を育ててまいりたいと考えております。

以上であります。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

答弁いただいた中で、やはりこの学力の問題につきましては、総務文教委員会で今年の1月27日にも調査をされております。私も報告書を見た中で、今教育長の答弁にあった中のもののがかなりかぶって出てきておるので、やはりその部分が一番大事なのかと思っております。

確かに子供の教育につきましては、学力、学習面だけではなくて、例えば今お話がございました令和5年からのコミュニティ・スクール等を利用した中で地域との関わりも強く、これは本当に大事なことかと思っております。メディアとかスマートフォン、ゲームよりもそうやって地域に関わってくれることは非常に大事だと、私も思っております。

こういう中で、また事例という形になってしまいますけれども、全文通告の中で若干その部分に触れております。うちの南魚みらいクラブが令和2年2月4日に、大分県の豊後高田市、学びの21世紀塾、これは多分議員の皆様も、また教育部署の皆様も——全国的にここについては取組がすごい事例という中で、これはやはり地域で一緒に関わって成功して、これは文部科学大臣も視察に訪れているようなところであります。

子どもが会派で訪れたときにも、やはりこんな教育ができれば子供の学力、そしてまたこれについては学力だけではないのです。わくわく体験活動事業だとか、のびのび放課後活動事業、これは地域の行事でも、そして自分の得意なスポーツのほうでも、子供たちは100%、いずれかのそういう塾に参加している好事例があります。学力と豊かな心と健やかな体、その3つの柱の中で講座数を86講座、179の教室を、指導者数——これは古いかも分からないのですけれども、市民、教員等、そしてスタッフ、ボランティア、合わせて279人で子供たちの様々な支援をしている事例があるわけです。

やはり教育部署、そして家庭だけではなくて、私は最初に大項目の中で、その地域と家庭と学校がバランスよくというか、本当につながる仕組み——やはり地域で学力とか、伝統芸能でも何でもいいのですけれども、やはり意識を変える、学習の意識を変えるというのが大事ではないかと思っています。これは実は私の地区、集落で、ボランティアの方が出資しまして、車庫の1室を改造しまして寺子屋を始めました。土曜日に、お金は低学年が1回50円、高学年が100円で、今は算数だけですけれども、そうやって地域を支えていこうという芽が出たわけです。

やはりそういう全体的なことを市が、そして教育委員会がやはり取り組んでいかなければ、毎年同じ市報の中で学力のものが出来、同じコメントが出る。それでは伸びないのです。その辺をもうちょっと意識を変えていただければなと思って、今回の質問をしました。再質問、答弁をお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

お答えいたします。最初の事例としてご紹介いただきました豊後高田市の取組につきましては、私も大変関心を持っているところでございます。その取組は、学校が完全週5日制になるときに、地域を挙げて、様々な土曜日の活動をつくっていかうとして取り組んだものであり、それがこれまでも根強く、多くの方の協力を得て取り組まれていることは大変参考に

なるところであります。参考にできるところは、ぜひ研究していきたいと思います。

2つ目の寺子屋のお話です。先ほどの答弁で私がコミュニティ・スクールのスタートという話をしましたが、そこはコミュニティ・スクールとともに地域学校協働活動を活性化しようという取組でもあるわけです。その中で地域と協働で取り組む活動の中には、これまでは学校で活動するものに地域が協力してくださいということだけではなくて、地域が子供たちのために学習支援をしたり、体験活動をしたりするという内容の取組が強く強調されているところでもあります。寺子屋の取組は、まさに地域協働活動のすばらしい取組だと思います。学校の中だけで——懸命に努力をしますが、それだけではなくて、地域の皆さんも学びの場所を提供しよう、それが寺子屋として土曜日の算数教室につながり、それが展開されていると思います。

まさにこれから生まれてくる教育は、地域と学校が共につくっていくもの。そしてその中に地域の中に学びの場所、またそれ以外にも、今、子ども食堂というのがございますね。困り感のある子供も含めて子供たちの場所を提供しようと、地域が各地で懸命になっています。この学びにつきましても、そういう意味で地域とともに活動を進める大事なものであると考えています。ですから、寺子屋のご活動はすばらしいと思います。ぜひ、そこは参考に、ほかのところにも紹介をしたいところでもあります。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

まだ始まったばかりで、私も詳細なところは知り得ていない部分もあります。そういうところが、また例えばきっかけになって、市内とか——民を圧迫するかも分からないですけども、でも私の思いの中では、家庭やその地域が連携するというのが大事かと思っています。

そういう中で、例えば市で把握されているというか、教育委員会で把握されている、学童保育でもスタッフが足りないというようなお話もありますが、そういう——誘導するきっかけの何かを発信とかは、やはり難しいものでしょうか。例えばそういう地域で支えるスタッフを募集して、地域づくりの1室か何かでも、寺子屋のミニ版からスタートして徐々に大きくしていくというのも大事かなと思って、その辺だけちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

寺子屋の取組は、地域と学校が協働するすばらしい取組であると話しました。それは今回の寺子屋につきましても、独自に地域の皆さんが考えて進められているというふうにかがっています。また、あるところでは、学校とまた連携しながら、学習ではなくてスポーツなりの活動を地域で行っているところもあります。

そのように地域がどのような取組を子供たちの様々な力を伸ばすためにやっているかを、地域協働活動を進めるための研修会もございますので、そういうところで、ぜひ紹介したり

情報共有して、どんなことができるかを見極めていきたいと思います。ぜひこの寺子屋をモデルにしながら、ほかの地域にも広がることをとても期待しているところであります。

以上です。

○議 長 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

最後にします。先ほどの私の質問を聞いて、この教育問題については、当然教育部署が答弁するわけであります。私の趣旨の中では、教育部署だけでなくもう全体というような思いも——例えば予算づけを積極的に市長がやはりする。この大分の事業については 1,500 万円ほどの事業費だったそうです。かなり昔、平成 14 年ですから。それで県の負担が 500 万円、市が実質的に 1,000 万円だったかも分からない。それで全体の子供たちがいい方向に、学力も大分県の中ではトップかな、そんな形になっているわけです。最後に市長のお考えとか、聞いた気持ちとか意欲とか、何か最後に聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 学力向上のために地域や家庭と学校がどう連携していくのか

ご質問の内容が、地域や家庭と学校がどう連携していくかというところなので、今ほど教育長のほうからお話をいただきました。この間、最初に着任いただいてから一生懸命取り組んでいただいていると思います。私がそういうところに何か言うつもりはないのですけれども。

ただ、市長として、この地域の経済界というか、経済をやっておられるいろいろな社長さん方にもお会いする中でよく言われるのが、今回市報で 2 ページ、あれはショッキングだったという話が専ら私のところにいっぱい来ているのです。一般市民の方からも。本当にこれが実態なのかということです。それまであまり知らなかったというのがあったと思うのです。その知らなかった社長さん方も、私が知らないときに、言っているときに、この地域の学力が少し心配であるという声を盛んに聞いてきたのです。

そういうことも含めて、今は市長が教育会議というところの主催をするようになって、法律も改正されて、以前とは少し変わってきていて、自治体長がやはり教育のところにも口を出すというところもちよっとあるわけです。口を出すというか、変な意味ではないです。そういうことがある中で言わせていただきたいのは、何よりも学校は学力を高めることをやはり中心に持ってきてほしいです。もちろん人間形成とかいろいろなことがあります。私はそう勉強ができる子ではなかったと自分では思いますが、しかしながら、やはり経験上思うのは、学校の勉強がおろそかになると——私の経験ですよ——ふてくされたり、道を外そうと思う時期があったり、そしていじめや様々なこととか、やはりそういうことがあると思って過ごしてきた私としてはあって、やはり学校で一番大事なのは、学ぶことですから。

やはり一番は、もちろん人間形成もありますが、学力を低下させてはならないと思うし、やはり長岡の戊辰後の例にもあるとおおり、学びをきちんとやっていただき、優秀な人材を輩出してもらおう。これなくして、私はほかに語る場所はないのではなかろうか。ましてや電

子黑板や、例えば温水が出る手洗いにしよう、トイレを直していこう、様々あります。そういったことを我々はいっぱい頑張っていきますが、そういう環境を整えていきますけれども、その前提として、やはりあってほしいのは学力の向上、私はこれがあると思っています。

ここに、私はちょっと歴史的にこの地域には、私の親世代もそうですが、勉強して何になるとか、そういう議論があったと、議員、思いませんか。私たちが勉強していますか、ということ。家庭で何をしゃべっていますかということも含めて、先ほどのSNSにそういうふうになっていく。まずは親がやはり律するところがあるので、私はこの地域の問題というものを、もう少し本音で、親世代がちゃんと頑張るということを含めて言わないと、前のいろいろあった議論にまた戻ってしまうような気がしています。何よりも地域として、本棚に何が並んでいるかという視点まで含めて、我々も気をつけていかなければならないと思っています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位3番、議席番号18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきたいと思えます。今回は大項目2つであります。

1 ふるさと納税について

1つ目はふるさと納税について。ふるさと納税が大変好調ですばらしいことで、市の財政にもつながっているし、あとは市民の中で事業者が非常に潤っていることは私はいいことだと思います。そういう点がありますけれども、やはり心配な点もありますので、この質問をさせていただければと思います。

例えば、ふるさと納税で産地偽装とか、そういうのはちょっと今まで聞いたことがないのですけれども、いろいろな食品とかで産地偽装とか、そういうふうな声は聞いたことがあります。そういうのがありますので、それによって例えばあるところの貝がちょっと売れなくなったとか、そういうのがあったりもしたので、日本全国、他の産地で外国産を国産としていたというのもあったりしますので、そういうことがやはりないとは思いますが、やはりしっかりとチェックをしていくことは、市のブランド、南魚沼市の誠実性というものを出していくことになると思っていますので、この質問をさせていただきたいと思えます。

例えば返礼品の表記について、お米の原産地は南魚沼市内であることが、やはり消費者というか、ふるさと納税をする人たちも信用しているわけですが、市外の米を混ぜて出品している業者というのはいないのかという、ここについてまずお聞きしたいと思います。

また、返礼品の品質チェック、要は検査米しか——これは結局は市外の米を混ぜて出品している業者はいないのかと似たような感じになりますけれども、返礼品の品質チェックはどういうふうに行っているのか。市として性善説に頼りお願いするだけでなく、やはり登録業者に対してもしっかりと、ときにはチェックしていくということも私は大事ではないかなとい

う思いがあります。

以上、2点になりますが、回答をお願いいたします。答弁のほうをよろしくいただきたいと思えます。

○議 長 牧野晶君に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

牧野議員のご質問に答えます。ふるさと納税についてのまず1点目ですが、返礼品の原産地は市内であることが大原則だが、市外のお米を混ぜて出品している業者はいないのかというご質問です。

大変好調で、ふるさと納税は大変ありがたいと思っています。米の部門では推定というか、なかなか難しいのですけれども、断トツで全国1位だと思っています。この中で8割、お米が選ばれているということであります——お米、餅製品です。そして、議員の言われます、原産地は南魚沼であることが重要な要素だと私も考えております。恐らく寄附者の皆さんは全てそう思っていると思えます。

ただ、総務省の基準でいうと、ブレンド米——いわゆる他産地のお米と混ぜた場合、ブレンド米でも出品することは可能です。その場合の市の手続としては、事業者が返礼品として登録する際に、南魚沼産の場合は、原産地というところに単一原料米と明記する。また、ブレンド米——許されているのですけれども、ブレンド米の場合は複数原料米と表記して、お米の混合割合で南魚沼産コシヒカリが半分以上を上回る場合は——うちの市では7割を目安と考えているのです。こういうことがあります。これが含まれていれば、当市の返礼品として出品することができます。

なので、議員が話されている心配の、市でほかの米を混ぜて出品している人がいるかどうかという考え方は、もしもこれに基づけば、記載にうそをついているということになりますから、そういうことになると。加えて言うと、今のところ南魚沼市の返礼品のお米に関しては、総務省はそうやって許していますけれども、市外のお米を混ぜて出品している、いわゆる先ほど言った複数原料米、こういうふうに表記をしているのは1つありません。事業者もございません、という状況であります。

2つ目のご質問ですが、検査米だけを出品しているのかというお尋ねです。そして市は出品業者に対し監査をしていくべきではないのかと、非常にこれは前回の定例会でもかなりいろいろほかの議員と話をしました、と思えます。

品質チェックについては、南魚沼市では返礼品を提供する事業者の方々を対象に、毎年研修会等を開催しています。食品表示法の遵守、または徹底した品質の管理、品質の向上を指導しているところです。こういった取組を続けることで、この地域が一丸となってこのブランドを守っていこうという体制をつくっていきたいと考えています。

特に今年は、夏前だったと思えますが、全ての事業者の皆さんにお集まりいただいて、特別の訓示といたしますか、特別の指導を市長かららせてもらいました。45億円という想像を絶

するご寄附を頂いて、8割がお米。この中で誰一人として、ここにその虚偽といいますか、作為的なそういうそをついたり、そういうことがあった場合には、これは崩壊しますと、この制度がです。というような危機感を持って、勝つかぶとの緒を締めよ、言葉どおり頑張らねばならないという話をさせてもらいました。多くの皆さんが聞き届けていただき、今年の良い米の発出にもなっていると思います。これは品質向上も含めてお願いしたいということです。

次に、検査米しか登録ができないのかという質問につきましてですが、これは検査を義務づけているものではありません。返礼品事業者の責任において、ご寄附者の皆さんに提供いただいているということであります。検査を行わないお米も、したがって登録することができるという状況です。

最後になりますが、市独自の検査を実施すべきという、議員のご意見です。令和3年3月定例会の鈴木議員からのご質問にも、そのときお答えしていますが、業者への検査は食品表示法に基づいていまして、管轄は新潟県の食品・流通課の流通指導関係業務となっています。この部署が食品表示ウォッチャーを設置していまして、監視を強化する適正な食品表示推進事業が一つ。そして大消費地——我々でいえば首都圏、こういったところを中心に新潟県産米のDNA検査を毎年実施している。こういう新潟米モニタリング事業というのがある。しかしながら、多分、そう広範囲にやれるわけではないのではないかなという思いがしております。しかし、やっていることであります。

なお、この市の検査権限というのはありません。ありませんけれども、事業者にさらなる品質管理の徹底について意識向上を図っていただくため、先ほど言ったようなこともやっていますが、今後お米の返礼品を登録する際に——ちゃんと繰り返し登録していただいておりますので、この際にDNA検査を行う場合がある。これをよしとして、是として登録する業者は参加してきてくださいということに置き換えていきたいと考えております。いずれにしても、今後も高評価をいただけるように、それぞれ協力事業者の皆さんと連携しながら、品質の維持と信頼の確保によってブランドを守り切っていきたいと考えています。

例えばですけれども——ちょっと長くなって申し訳ない——魚沼市です。ふるさと納税に出品するお米について、令和3年6月から、魚沼市産のお米であることを示す書類です——集荷業者さんからは購入集荷伝票、そして生産者からは検査証明書などを提出してもらって確認しているということです。

いずれにしても100%の効果があるかどうか分かりませんが、私どもとしては、今どこどこ産のものが混ぜられているかとかという疑問が市民から多く——多くというか、あるということは認識しているのですけれども、私は先日の農協さん等との話の中で、そしてうちのクレームの——クレームがないばかりではありません。圧倒的にすばらしくてよかった、来年もという声のほうが圧倒的ですけれども、クレームも全部うちは把握しています、寄せられるクレームを。その中では、やはり今一番心配しているのは品質です。お米の中に虫が混じるとかです。そして、着色米はいくら色彩選別機にかけても、農協レベルのものがあるのか

どうかということも含めて——個人農業者の場合は。

加えまして、胴割れ米等もある。様々ありまして、この中で防げるべきそういう内容について——100 円精米でまさか精米して袋詰めして送っているところはそうなのではないかと思いますが、そういうことも聞こえてくるようでは——参加資格があるかどうかということも含めて、やはりやっていかなければならない。ここでやはり一度立ち止まって、より厳しい視点を、お互いに切磋琢磨する中の部分としてやっていく必要が出てきていると思います。加えまして、品質管理については、さらに踏み込んだ議論が必要だと思います。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 20 分といたします。

[午前 11 時 53 分]

○議 長 休憩を閉じて、一般質問を続行いたします。

[午後 1 時 18 分]

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 ふるさと納税について

それでは、再質問させていただきますが、市内では現在、複数原料米——要はブレンド米のふるさと納税はしていないということですが、私は、米でもいろいろ、人によっては例えば東京の米屋さんとかは、ブレンド米だから南魚沼産コシヒカリがうまかったというふうなのも言っている点があるわけです。私は、原則的には南魚沼産コシヒカリだけしかやってほしくないですが、ただ、国のほうでそういうふうにブレンドしていいというのであれば、ブレンドもちゃんと商品としてやっていますよというのを、私は出していくことも致し方ない点もあるのかなと。それを要望されたら、今度は応えられないわけではないですか。では、何で国がいいと言っているのに駄目なのだとする可能性もあるわけです。

私は例えば表示について、タイトルに南魚沼産コシヒカリ 100%と、100%の場合はタイトルに 100%をつけるというのを指導していくのも私は手ではないのかなという思いがあるのです。南魚沼産コシヒカリ 100%、例えば 6 か月 5 キログラムずつ送りますとか、単一原料米であれば、100%という表示をしていこうという市のほうで指導していくのも、私は一つの方法だと思うのですが、いかがでしょうか、こういう方法は。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

そういうご提案もあるのかなと思いますが、検討させていただきます。何と云っても、こういうふうになっている——先ほど言ったように、ブレンド米も可能であるということに基づいている中であって、本市としては、全てのここに参加している事業者さんが、我々が言うまでもなく、そういうふうに来てくれているところを、やはり誇りに感じてやっていければいいのではなからうかと、私は今の時点では思っています。

ただ、議員がお話のところもよく分かりますが、一律にそれを課すことができるのかどう

かということです、ポイントは。これについては担当課長のほうに、では答えてもらいますので、よろしくをお願いします。

そういうことがうちの地区では1件も見られないというところに、やはり思いを持つべきではなかろうかと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1 ふるさと納税について

先ほど市長が述べられたとおり、うちのほうでも研修会とかでは、南魚沼産と極力表示してくださいということで指導はしております。ただ、それを100%と書いていいかは、チラシ等は当然大丈夫だと思うのですけれども、表示上に100%と入れていいかどうかは、ちょっと調べないと分かりません。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 ふるさと納税について

タイトルであるのだから、私は大丈夫ではないかという思いがあるのですけれども、それでもやはり行政がやることなので、確認する必要があるというのだったら、それはそれでだと思います。私もやはり南魚沼産のコシヒカリを全部100%出していくというのが重要だと思いますけれども、これからどういうふうの流れがなっていくか分からないから、聞かれてからやるのではなくて、最初に市としてはこういうふうにしていくというのは一つの消費者との信頼関係というか、市のアピール方法の一つにもなるのだと私は思います。ここについてご検討していってもらえればと思います。

あと品質チェックについてですけれども、そちらのほうに入ります。大項目の(2)のほうにいきますけれども、市として来年からDNAチェックをしていくというのを、言うのはいいのですけれども、私はやはり帳簿のチェックとか、それも大事だと思うのです。先ほど魚沼市のほうではやっているというのがあったのですけれども、南魚沼市もちゃんと——それを南魚沼市としては何でやらないのかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について

本当は業者さんのところに立ち入って、仕入伝票等を確認できればそれが一番早いわけですが、そういうところまでではなくて、やれることということでやっています。

魚沼市の事例も先ほど話をしました。なぜやらなかったのかということについては、この後、答弁させますが。いずれにしても、きちんと品質の管理のことについて徹底を図る元年にしたい——言い方は変ですけれども、そういうことを始めますよということで、この品質管理について危機感を持ち——危機感といいますか、決して今駄目なわけではないと思っていますが。

先ほど自分たちで今、非常にいい成績を、そこに浮かれることなく、きちんとこのブラン

ドを保っていくために、自分たち自らかぶとの緒を締めていくという視点で、そういう立入りといいますか、伝票の提出等もあり得るということをつ加できるかどうかにつきまして、先ほどのDNA調査も含めて、そういうちょっと厳しさを持ってやっていきたいというのが趣旨でありますので、よろしくお願いします。

なぜこれまでできなかったのかについては、担当課長のほうに答えさせます。

○議 長 U & I と き め き 課 長。

○U & I と き め き 課 長 1 ふ る さ と 納 税 に つ い て

それこそ性善説に立ってやっていた関係もありまして、今まではそちらのほうにちょっと及ばなかったと。そちらのほうにあまり神経を入れていなかったもので、今後は市長述べられたとおり、きちんと検査できるように進めていきたいと思えます。

以上です。

○議 長 18 番 ・ 牧 野 晶 君。

○牧 野 晶 君 1 ふ る さ と 納 税 に つ い て

その検査のほうに関しては、やはりDNAをやっていくというのが一つだと思うのですが、ただ、それだと県内産しか分からないということで、実際追えない可能性があるのでは。そうではなくて、やはりどこから来た米なのかということのめちゃんと分かるようにしておくのが私は大事だと思うので、そのために帳簿検査というのもしますよというのを、登録業者さんのほうから誓約書を取って、必要となればやっていきますよというのは、私は大事だと思います。

あと、例えば新米が取れました、10月とか11月。それでその10月とか11月からふるさと納税、また伸びていく点があるわけです。そういうときとちょうど重なるので、もしだったら、私が思うのは、マスコミを呼んで、テレビ局とか呼んで、今年はここに、ちゃんと米—ふるさと納税の米の品質がいか検査に行きますよとか、そういうふうなもの地元の米屋さんに行って、ちゃんと検査していますよ、と同時に、全国ニュースになるような方法もあるかもしれないです。

それだって恒例行事になっていけば、やはり南魚沼産コシヒカリの産地、県内トップの南魚沼市としては、これだけ品質やちゃんと誠意のある行動をしていますよというふうになることは、市としていいことだと思うので、私はそういう—逆に宣伝に使うためにも検査していくという、別の視点ではどういうふうを考えているのか、お願いします。

○議 長 市 長。

○市 長 1 ふ る さ と 納 税 に つ い て

これはちょっと担当課というより、私とのやり取りで終始したいと思えますけれども、逆の面もあるのではないですかね。議員はそう考えられるけれども、逆に言えばそういう疑いがかけられているということに取る人もいるかもしれないです。だから、ものは一方通行で見ないこと。私はそこが大事だと思います。

例えばでも、そういうことを取り組んでいけば、もしかしたらそういう自由な取材によっ

であるかもしれませんが。ただ、私はそれを仕組んで宣伝用に逆に使うということは、少し私はどうかと思います。トレーサビリティがありまして、本来作っている人は責任を持ってやらなければいけないことなのです。そしてそれがもしも非なるものであった場合は、その人が社会的なバッシングや社会的制裁を受けるべき。そういうことなのです、と私は思います。

そして、それがひいてはふるさと納税という広範囲な形で、そしてその窓口を我々がつくって、そこに参加してきた皆さんなので、我々としてそこに課していける、もっと律して、身を律して頑張ろうということが言える部分までの引上げはしていこうということを、先ほどから言っている。この点のところではやはりご理解いただいて、あとは、やはりそこまで言うことなく、やはりみんなの気持ちを高めていくところにあり、そしてこれが高評価になっていることが、もっとさらにいけば、プレッシャーになるような気持ちで皆さんが取り組んでくれていると思います。これからもそういうところを刺激しながらやっていく必要があると私はそのように考えますが、これは意見がちょっと食い違うかもしれませんが、ただ、そういう、議員がおっしゃっている心配の向きもあるということもありますが、これを大声を出して外に申し述べるようなものでは、私はなかろうと思います。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 ふるさと納税について

市長の考え方というの、いい考えで見習うというか、聞いていてなるほどそういう視点もやはりあるよなというのがあるので、なかなか大変なところはあるかもしれないですけども。

やはり私としては、どうやれば品質——うまくて、そして間違いのない。これは間違いがあったら、やはり市として責任を持ってやっているということになれば、停止しなければいけないわけですよね。その商品だけ排除するのか、その業者だけ排除するのか、もしあった場合は、それとも市全体でチェックするのかということになっていくので。そのチェックしていくのが全体ということになったら大変なことになるので、こういうのは常日頃からチェックをしていくのが私は今のトレンドだと思います。ここはしっかりと、またいつになるかわかりませんが、どうなったというので聞いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

あと、次は大項目2個目にいきます。五日町処理場汚泥の有効活用を。それこそ肥料の高騰とかいうのがあったりしますし、質問の趣旨としては、汚泥を農地の肥料に生まれ変わらせることはできないかということと、塩沢ではもみ殻の行き先に困っている農家があります。

資源の再利用化を推進し、もみ殻問題を解決しつつ、そして例えば堆肥化になったら、その堆肥を市内の農家さんに安く還元できれば、市としても農家さんとしても、循環型社会としてもいいのではないのかなという思いがあるのですが、こういう視点は持っているかどうかについてお聞きしたいです。

○議 長 市長。

○市長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

それでは、牧野議員の2つ目のご質問に答えます。下水道の汚泥ともみ殻の有効活用についてです。さきの9月定例会で、小澤議員のほうからこの質問がされました。答弁内容に重複する点があることはご理解をいただきたいと思います。

思い返しても、この議場でもみ殻のことについて一般質問したのは、私の議員時代、多分、私が最初だったと思うのです。約8年前だと思います。その頃からこの問題は少し出てきています。まさにこの問題はちょっと大きい課題だなと思っています。もみ殻のことです。

汚泥の肥料への再利用のことから申し上げます。これにつきましては、全国的にも取組事例はありますが、現状の利用率は大体1割ということで、低迷しているという状況です。国では肥料の国産化、また肥料価格の抑制——こういう問題も大きくなってきました。これを目指して下水汚泥の肥料化の拡大に向けた取組を始めていますが、まだまだ途上段階というような感じです。

現在、市内で発生しています汚泥の量ですが、市が管理している大和クリーンセンターから搬出される、月平均で約80トンあります。年間では約960トンになりますが、令和元年までは再利用せずにこれは焼却処分していたものです。が、現在は水を抜いて脱水した汚泥100%を農業用肥料の原料として使っています。これは、長野県の業者へ搬出している。再利用を100%しています。

一方、県の管理している、五日町にある六日町浄化センターでの汚泥の搬出量というのは、月平均で約165トン、大変な量があります。年間で約2,000トンあります。市内での利用施設がないために、長岡市の業者へ搬出して、90%はセメントの原料になっている。そして残りの10%が農業用肥料として再利用されています。割合が9対1ですので、農業用肥料が1です。低い理由ですが、これは理由がありまして、新潟県特別栽培農産物の認証基準があります。ここを獲得、得るためには、基準を超えるには、下水汚泥を使用していないことが要件となっているのです。ちょっと驚かれませんか。そういうふうになっています。これによって利用率が低迷していると私どもは考えます。

現在はこの10%のうち、公園とか家庭用の菜園向けの肥料——要するに特別栽培米等々を作る、そういうことには使えません——として限られた利用となっているのが一番の要因であると思います。

今後の県全体での利用方法については、新潟県には汚水処理施設整備構想というのがあります。これによれば、セメント原料では6割、肥料化が2.5割、25%、その他利用を見込んでいるという構想になっています。現在の利用配分とは大きな変化がそこには描かれていないということです。

今後の市内での汚泥資源の再利用について述べますと、国の動向や技術開発による低コスト化、地域での受入れ環境の整備、また県との利用方針の整備——先ほど申し上げました。こういったことが課題になってくると思っていて、実現の可能性を研究していくことが今の我々の立たされている位置かと思っております。

次に、もみ殻を申し上げます。堆肥センターとの件に絡みます。今回お話に上がりました塩沢地域でのもみ殻の行き先、これを8年前に私も問題視しました。昨年度までは塩沢カントリーエレベーターの脇に、ご存じだと思いますけれどもストックヤードがありまして、ここにJAみなみ魚沼が受入れを行っていました。もしくは農家によっては、業者をお願いしてもみ殻を利用する農家に持っていき——市とは別です。単独のそういう堆肥化をしているところもあるということで、そういったところへ運んだり、また畑にすき込んでいいというところに持っていったり、こういうことをやってきました。

しかし、JAみなみ魚沼の話ですが、本年度から2か年の予定で、ストックヤードであったその場所——カントリーの脇ですが、ここにプラント設備を建設する。民間企業と連携する中で、もみ殻資源循環システム、そういう実証実験を始めるということによりまして、受入れができなくなったと私どもは報告というか、うかがっているところです。

もみ殻の利用状況としては、圃場ですね、土地へのすき込み、そして家畜の飼料、有機センターへの搬入、また市外業者等の無償の搬送による収集——これは市外の畜産農家への配布ですが——こういったものになっておりますが、市としては従来からもみ殻の処分方法については、次年度の土づくりのためにできる限り、一番はご自分での田畑へのすき込みの利用をお願いしているというところに変わりはありません。

また、南魚沼広域有機センターでの利用という——これを最後にいたしますが、話をしますと、現在生産される堆肥の原材料——今作っているわけです。この原材料の中身を言いますと、管内の畜産の排泄物——ふん尿です——これが3割、30%。そしてシイタケなどの廃菌床が4割、40%。もみ殻が3割、30%。こういう比率で使用しています。もみ殻を多く搬入することは——1つが多くなるとは駄目なのです。これは混合比率を変えてしまうというために、堆肥としての能力の変化、または含水率——水分の関係から現状ではなかなか難しいとされております。

しかしながら、国で進めているみどりの食料システム戦略、またSDGsをはじめとした地域の中における循環型社会、こういったものの社会の実現を目指した機運の上昇が今あります。私どもの有機センターの位置づけは非常に重要なものになると思います。本当は畜産がもっと盛んになりということが一番なのです。そういうことがあります、農家への利用促進の啓発はもちろん、市内全体での堆肥の需要拡大を図っていくためにも、農家に安い値段でこれを提供できる方策は、今の至上命題にもまた変わってきていると思います。

一番はもしかして、堆肥が作られているにもかかわらず頒布というか、それをまけない。なかなか需要がないということにあるとすれば、私どもとしては、一方でなぜそうなのかということを抑えて、搬出に対する、例えばこれを軽減させるための市の様々な施策展開とか、そういうことに取り組んでいく必要があるのではなからうか。今そういうことを調査を始めているところであります。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

ちょっと堆肥について利用しているというのは、私もどこに行っているのかというのが分からなかったので、非常にいいことを聞いたなという思いがあります。ちゃんと再利用しているところは再利用しているというのは、非常にいいことですが、堆肥問題というのは、これから調査していくということですけども。

私はやはりもみ殻は、直近の問題で何とかしなければいけないのではないのかなと思います。もみ殻問題を解決しないと、来年どうするのだろうというふうになっていきますので、来年までには解決できないと思うので。では、もみ殻についてだけ質問させてもらえば、例えばあるところはトラック 130 台とかでもみ殻を集めていたけれども、それが資源で搬出していただけども、資源ではないと。産業廃棄物ではないかとちょっと指摘された問題があって、産業廃棄物ではないけれども、ほかの人からそういうふうなのがあると、勘違いされるような仕事はしたくないという業者さんもいるわけですから——要は運搬したくないという、それでさらにまた、もみ殻問題が本当複雑になっていっていると思います。

例えば、もみ殻を旧塩沢地域だと今処理できる場所がないので、六日町や大和とかに搬出できる方法というの、何か考えてもらわないといけないのかなという思いがあるのです。そのためには、例えばもみ殻だけは産業廃棄物の特別指定みたいなのにしていくとか。それとか、もみ殻は資源だから、もう全然普通に緑ナンバーで搬出していいのだよというのを、市のほうとしてはっきり声明を出すのか。この2点のどちらかをしてもらうくらいしかないのではないかなと思うのですが、ちょっとここについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

その状況は把握をしています。要するに資源ではないとみなした場合は、産業廃棄物になると思います……（「一般廃棄物」と叫ぶ者あり）事業系の一般廃棄物か。

これは、そうしましたら担当の部長のほうに答えさせます。そういう問題があることは我々も把握しているので、これをどうやって変えていくかということだと思います。

では、いい答弁をお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

もみ殻ですね、今産業廃棄物かどうかというお話がありましたが、産業廃棄物は業種ですとか、物で指定されているものと限定されていますので、稲作の場合には、もみ殻は事業系の一般廃棄物という取扱いになるかと思いますが、一つには。廃棄物になった場合です。

ただ、先ほど資源物というようなお話もありました。肥料ですとか、その他、つまり有価物として利用できるものとして取引されるという前提に立てば、それはごみ、廃棄物ではなくて、資源物になります。それについては、例えばその運搬をするということは、廃棄物の収集運搬の、例えば許可業者である必要というものがなくなってくるのです。

なので、そのものがどのようなものとして扱われ、そして例えば考えるとおり、主張する

とおりに使われていくかということが非常に重要なことであります。なので、もみ殻だから何なのか、廃棄物なのかそうでないのかという、そのものからの判定がちょっとできない。簡単にとか分かりやすくという気持ちも分かるのですけれども、そこはなかなか——今度は使う側の、あるいは取引する側のというがありますので、一筋縄ではちょっといかない。

いい答弁になりません。すみません。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

部長の苦しい答弁というのも分かるのですけれども、それが資源になるか——資源なのでしようけれども、やはり搬出ができないとか、そういう問題があるわけです。それを自治体ごとに、市のほうで——要は一般廃棄物ではないかと、事業系廃棄物ではないかと言われたことによって、ちょっと業者としてはトラブルを行政と起こしたくないとか、起こる可能性があるので、躊躇している点があるわけです。

なので、市が思っている先ほどの部長の言葉をしっかりと——例えば広報するとか、市内の運送業者や廃棄物業者というところにも、ちょっと発表というか指示というか、そういうのはできないのですか——もみ殻に対してだけ。もみ殻も要は受入れ手がちゃんとしていくのであれば、廃棄物にならないから、普通の運送業者でできますよという案内を出すことはできないのですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

担当の部長に答えさせます。簡単ではないという点もあるので、そこをクリアしてやっていけるにはどうしたらいいかというところの、やはり精査というか、検討が必要だと思えます。ただ、来年の秋はもう待てない状況が生まれてきているということもよく分かった上で、対応していかなければならないと思っています。難しい点もあるということも含めて答弁させます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

非常に難しいです。どういう取扱いをする、あるいはどういうふうなことをするといいとか、悪いとかと分かりやすく表示したいのですが、逆に言うと、廃棄物とかそういう世界はすごく——その裏をかくではないですけれども、非常に危険といいますか、グレーな世界であるところもあるので。私たちの表現ぶりもかなり気をつけないといけなくなって、変な隠れみいではないですけれども、それを逆手に取ったようなことをされて、市民の皆さんが望まない形になっていくというのが一番よろしくないところだと思います。ちょっと研究させてもらいたいと思います。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

本当にしんどい答弁だと思いますけれども、言いたいことは分かりました。例えばこうい

う視点も逆に言ってみれば、要は有価物だから、堆肥化していくものだから大丈夫ですよという視点もあれば、いっそのこと、例えば事業系一般廃棄物だから、もみ殻に関してはもう廃棄物処理——肥料化するとしても廃棄物処理の車を使ってくださいよという——例えば市内全域の廃棄物業者さんに、もみ殻だけは市内で動かしていいと。今のところ例えば塩沢は塩沢、六日町は六日町、大和は大和しか、そういうふうに動かせないわけです、産廃は。それを市内であれば動かせるという特別許可みたいな方法もあるのではないのかと思うのですが、その2通りです。

一つは緑ナンバーというか、普通の事業系の運送免許でできる。一つは廃棄物、産廃業者でやっていく。その2つのうち——2つの方法しかないのではないかと私は思うのですが、そのどちらが市としてやりやすいかというか、市民のためになるのか、農業者のためになるのかというところを、ちょっと悩みつつ答えは出していけるのでしょうか。そここのところをもう一回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 下水道汚泥ともみ殻の有効活用を

これは、先ほどの答弁以上はなかなかちょっと難しいかもしれませんが。これは研究させてもらいたい。私も、これはほかの地区もそうかもしれないですけども、もみ殻は全国どこでも出るわけなので、今でも地方に行くと、もう燠炭というか、もみ殻を普通の昔の光景のように燃やしている地域も、全国歩いているといっぱい目にしますが、うちの市はもう煙が出た瞬間にいろいろな話 comes。米の産地でそういうことがあってはならないのではないかな、やり過ぎかなと思うところも、本当は気持ちとしてはあるのですけれども、できません。こういったことも含めての大きな課題になっていると思います。

ただ、今日の議員のこの質問の内容というのは、いつもすばらしいですけども、今日は本当に理にかなっているやり取りだと私は思います。こういうことはなかなか解決しない。難しいところがあって、棚上げにしたいところがあるのだけれども、ここにやはり立ち向かわないと、この当該地域の農業を守っていけないというところがあるので、これは真剣に検討を加えさせてもらいたいと思っております。

これは宿題にさせていただきます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、牧野晶君の一般質問を終わります。

○議 長 東京電力ホールディングス株式会社より、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

○議 長 質問順位4番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 傍聴の皆さん、ご苦労さまで。それでは、議長から発言を許されましたので、今回は大項目2点で質問させていただきます。

1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

1点目は、政府による原発政策の方針転換に対する認識と併せ、再生可能エネルギーへの

転換について市長の見解を伺います。

小項目の1点目です。柏崎刈羽原発の再稼働は県民にとって大きな懸念の一つです。そうした中、政府は、2011年3月11日の東日本大震災、東電福島第一原発事故以来、10年以上にわたって可能な限り原発依存度を低減する。原発の新增設については想定していないという方針を取ってきました。

ところが、岸田首相は今年8月24日、自らが議長を務める政府のGX——グリーントランスフォーメーション——実行会議で、次世代革新炉の開発・建設、運転期間の延長などについて、年末に具体的な結論を出せるよう、経済産業省の審議会に検討の加速を指示しました。さらに岸田首相は同会議で、原発の新增設だけでなく、既存原発の再稼働についても、ウクライナ危機による電力不足を口実に加速するよう指示を出しました。

具体的には、今年の冬までに既に稼働済みの10基のうち最大9基を稼働させる。そして夏、来冬に向けて原子力規制委員会の審査に合格した7基の再稼働を目指すとしていて、この中には柏崎刈羽原発の6号基、7号基が含まれています。そして老朽原発の運転延長と、これまでの原発政策の大転換を打ち出しましたが、この点を市長としてどのように受け止めているか、まず伺います。

次に2点目です。核のごみ問題について伺います。核のごみの処分方法が決まらないまま、稼働することだけが優先されてきた原発は、トイレなきマンションと批判されてきました。また、核燃料サイクルは高速増殖炉のもんじゅの廃炉や青森県六ヶ所村に建設中の使用済み核燃料の再処理工場でも稼働のめどが立っていないなど、完全に破綻しています。

サイクルできずにたまり続けている膨大な核のごみや、廃炉に伴う放射性廃棄物などについても、処分方法も処分場所も全く決まっていません。核のごみ問題について、何の見通しもないまま、原発の新增設や再稼働を推し進めるのは、まさにトイレなきマンションを増やすもので、これほど無責任なやり方はないと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、3点目です。原発は、ウラン採掘、輸送時、原子炉等の建設時、運転時、廃炉時、核のごみの最終処分——10万年以上かかるとも言われていますが——など、ライフサイクル全体で見れば、多くのCO₂を排出する存在です。私は発言通告で、発電時には排出しないと書きましたが、発電自体での排出はないという意味で、発電時も全体としてはCO₂を排出しています。

今世界レベルで原発に頼らなくても気候変動対策は進められるという、研究や実践が多く示されています。国際エネルギー機関IEAは、2050年に再エネが電力割合で90%以上を占めるシナリオのほうが経済的に見て合理的であると指摘しています。日本でも未来のためのエネルギー転換研究グループや自然エネルギー財団WWFジャパンなど、複数の研究で原発ゼロで2050年にカーボンニュートラルを実現することが経済的に見て合理的だということが分かっています。

その理由は再エネなど、原発以外に利用できる低酸素の発電技術が複数あるからだ指摘しています。むしろ原発に頼らないほうが電力コスト削減でも、雇用創出でもGDP増加で

もプラスになるというのが実態です。だからこそ多くの国が再エネを軸に気候対策を進めているわけです。結局、原発はコスト面でも導入スピード面でも気候対策には役立ちません。逆に一たび事故が起きれば、最悪の環境破壊を引き起こすのが原発であり、こうした点からも脱原発が必要と考えるが、市長の見解を伺います。

次に4点目です。原発回帰は、再生可能エネルギーの拡充にとっても大きな障害となります。再エネで生み出された電力は送電網への接続を拒否される、接続拒否という事案が多数発生しています。せっかく再エネでクリーンな電力を生み出したのに、肝心の送電網に接続できない。この不合理な事態は送電網への接続について、原発や石炭火力を優先してきた国のルールがあるために起きています。

日本共産党は、何よりも再生可能エネルギーで発電した電力を優先的に利用する優先利用原則の確立を求めています。自公政権も口では再生可能エネルギーの主力化と言っていますが、実態は発電量が過剰になると、まず、太陽光や風力での発電が電力系統から外され、原発や石炭火力での発電が最優先になっています。EUでは再生可能エネルギー電力の優先接続が義務化されており、日本でも優先利用を義務化するよう提案していますが、こうした方向に踏み出すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後の5点目ですが、今回の岸田政権による原発回帰への動きには、ウクライナ危機による燃油高騰などの国民の不安に乗じたものとも受け止められますが、ウクライナ危機で私たちが目の当たりにしているのは、原発が軍事標的や軍事要塞となり、外部電源の喪失が何度も繰り返されるといふ深刻な事態です。

国際原子力機関 IAEA は今年9月6日、ロシア軍が占拠するウクライナ南部のザポロジエ原子力発電所を視察しました。当原発では、核燃料や放射性廃棄物の貯蔵施設の屋根がミサイルによって破壊されるなど、極めて危険な事態が繰り返されていることが明らかになりました。世界で2番目に大きなザポロジエ原発で過酷事故が起これば、チェルノブイリや福島第一原発を超える大惨事になりかねません。

柏崎刈羽原発は世界で一番大きな原発で、決して他人事ではありません。ウクライナ侵略は原発が内包する新たな危険性を浮き彫りにしました。原発に回帰することは、ウクライナの教訓に完全に逆行するものであり、人類全体を危機にさらすものにほかなりません。原発と人間社会は共存しない。ウクライナ危機は改めてこのことを突きつけていると思いますが、市長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

第1項目、大きな項目の原発依存から脱却して、原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないかというご質問であります。

大変、簡単に答えられない内容が多くて、私も何度も精査して原稿を作っているつもりなのです。ちょっと時間がかかりますので、お許しいただきたいと思います。

1点目です。岸田首相が政府のグリーントランスフォーメーション実行会議で次世代の革新炉の開発・建設、そして運転期間の延長に加えて再稼働も加速するよう指示を出したが、方針のこの大転換をどのように市長は捉えているかということです。

8月24日の今ほど申しあげました政府のGX実行会議の会合で、岸田首相が再エネの導入拡大に向けて——ちょっと途中略しますが——政治の決断が必要な項目が示され、併せて原子力についても再稼働に向けた関係者の総力の結集と、安全性の確保を大前提とした運転期間の延長など、既設原発の最大限の活用、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設など、今後の政治判断を必要とする項目が提示されました、というふうに発言したことを受けてのご質問だと思います。

ここには、首相の発言の中にもあるように、世界のエネルギー事情が一変している。まさに私どものところにも降りかかっています。かつグローバルなエネルギー需要構造に大きな地殻変動が起こっていると。言葉で言うと何か短いのですが、大変な変化だと思います。我が国は今後の危機ケースも念頭に置いて、足元の危機克服と先ほどから言っているグリーントランスフォーメーション——GX推進をしっかりと両立させていかなければならないと思います。

至上命題として、世界的な規模でどのような事態が生じて、国民生活への影響をこれは最小限にするべく努めていくことは最も——当たり前のことではありますが、事前にあらゆる方策を講じるという考えであると私は捉えております。新たな安全メカニズムを持った革新炉の可能性があるのなら、早急に検討せよということは、否定するものでも何でもないとは私は考えております。これが1点目であります。

2点目の核のごみのことでありました。処分方法が決まらないまま、稼働することだけが優先されてきた原発は、先ほど例えとしてトイレなきマンション、こういう批判がされてきたが、そうした下での新設や増設、再稼働についての見解はどうかということです。

新増設は、新設と増設という意味だと思いますが、新たな場所に原発を建設するという意味の新設は、可能性としては極めて低いのではなかろうかと私は思います。これは誰もそう思うと思います。増設については、当たり前ですけれども、現在の敷地の中に原子炉を増やすという意味合いであれば——これは福島の本当にあってはならない事故だったわけですが、こういう事故以降、廃炉になった原発が今20数基あるかと思えます。こういう中で廃炉によって用地が生み出せれば——敷地はあるわけでありまして、増設の可能性はあるとも考えています。

政府は、エネルギー基本計画で、2030年度の原発の電源構成比率というのがありますが、これを全体の20%から22%としています。2020年、10年こちら側の2020年度の発電全体に占める原発の割合は3.9%。実態が出ていますが、3.9%となっています。また火力発電は老朽化した施設が多く、供給力が低下していると告げられております。

こうした中で、いろいろなことが起きてくるのだなと思いますが、ロシアによるウクライナへの侵攻が長期化していると。もう戦争と言っていいと思いますが、ロシアが天然ガスの供給を絞ったということでヨーロッパ中を震撼させている状況。天然ガスの価格は高騰し——これは日本でも例外ではない、大変影響を受けるわけですが、今年の夏は記録的な暑さであったということもありました。こういう中で電力の需要が急増して、政府は7年ぶりに節電要請を行ったところですよ。

こういった背景からも、電力供給は危機的な状況にあると考えてよいのではないかと思いますし、私はもうそういう状況であると考えております。東京電力さんや東北電力さんがよく私のもとに来ていろいろな報告をしてくださいます。大変なやはり努力を重ねていることも事実、そしてこの中で私も、もちろんいろいろな興味がありますので聞くところで、今本当に化石燃料等々を使った、こういうところに頼りきっていて、もう一つは先ほどさらっと言いましたが、火力発電に頼っている。

昨日もニュースの特番でやっていましたが、危機的な状況と聞いています。もう老朽化、そしてもうやっとの思いでやっているという状況ではないでしょうか。そして全ては資源を国内ではなく、外国に頼りきっている、もちろんですね。日本の抱えている大きなことが、さらにその課題として大きくなっているのではなかろうかと思えます。

脱炭素化に向けた取組を進めるためにも原発の活用をと国の方針についても、これを否定しきれないものではないと私は思っております。こういったことを発言するのにも勇気が要りますが、本当に責任がある立場であれば、そういうことを言わざるを得ない状況というのが、今の周辺状況ではなかろうかと思っています。

六ヶ所村の先ほど話が出ました。核燃料の最後のところですよ——最後というか、中間か。私も視察に訪れたことがございます。本当に中のほうまで入らせていただいて、あのおびただしい設置してある、一時置きというか、置いてあるものを見まして、私は先ほど例えの中に、トイレなきマンションという批判があるという話を聞きましたが、そういうふうにする気持ちになれなかった、私は——日本人として。

あの状況を見て、これほどまでにして日本は資源に乏しくて、過去様々な政治家や、様々な経済人も含めて、この国を何とか独り立ち、頑張っていこうということで、いろいろな外交や様々な重ねてきたと思えます。その行き着いている、しかしなかなか突破ができない大きな問題として、この資源のない国というのを、我々はその中で経済活動したりして国民を守っているという状況の中で、最終的な段階として解決できない、ああいう状況が生まれている。あのおびただしい量のものを見て、私はとても笑う気持ちというか、それを批判する気持ちではなくて、極めて心が、絞めつけられる思いがしたのです、若いとき。そうではありませんか。そういうことに立ち向かっていかなければならない。その中で国民が守られているということを、やはり考えなければいけないのではないかなと私は思った次第です。これはちょっと余談でありました。

3番目のご質問に答えます。原発は気候対策として役に立たないと言われてっていると。発電

時に二酸化炭素を排出しないだけで、ライフサイクル全体では多く排出していると。こうした点からも脱原発が必要と考えるが、見解はというお尋ねです。

ウランの採掘とか、精製の工程、また燃料や廃棄物の輸送も含めた場合、もちろん海上輸送してきますし、そういうことも含めれば、原発は二酸化炭素排出削減になっていないということをおっしゃりたいのだと思うのです。そういうことは事実であると私も思います。ただ、そのことをもって、そのことだけで脱原発かどうか、または原子力発電の是非を私に問われても、これは答えとしては、これまでもいろいろな方々に答えてきていますが、それ以上のことを私から引き出すことはちょっと難しい。

国策を、大変大きな国策について私に、こういう市政のことを中心にやりたい私の立場として、いくら問われても、これ以上の答えを私がここで述べるようなことはできません。それよりも、先ほどから言っている新しい取組や、自然エネルギーの問題を議員がこと声高に私に対して話をするのであれば、ここで、より私どもができる、私どもが立ち向かっていける内容について、事細かに激しく議論を闘わそうではありませんか、そろそろ。という思いで私はございます。

4つ目の見解であります。原発回帰は再生可能エネルギーの普及の大きな障害になる。再エネで生み出された電力の送電網への接続拒否によって——拒否しているのかどうか、ちょっと言い過ぎではなかろうかと思いますが——無駄にされていると。こうした点の改善が必要と思うが、見解はということです。

再生可能エネルギーかそうでないかの、こういうことを問わず、大手電力会社の送電線への接続は先着順と決められているというふうに私は認識していますが、空き容量がない場合は接続できない。そして、事故や災害があった場合でも送電が保てるように、空き容量が設けられていると私は認識しています。間違っていたらいろいろ指摘してください。私はそう思っています。

せっかく発電設備や発電の仕組みが進化を遂げているにもかかわらず、この送電・売電のチャンスが失われているということは、このことについては非常に残念なことと捉えています。接続できない理由が容量の問題では致し方ないとの思いもありますが、改善の方向に向かってほしいと私は考えています。そういったところでは議員と触れているところもあるかなと思います、私の考えですよ。送電施設を増やすことは現実的に厳しいかと思えますけれども、空けておくべき容量の判断基準など、改善の余地があれば大検討していただきたいと考えているところであります。

5つ目、これが最後になりますでしょうか。ロシアによるウクライナ侵略によって、原発が軍事標的になることが示されました。これは事実としてあるのかもしれませんが、原発が内包するこの新たな危険性を浮き彫りにした。これは世界中が見ていると思います。震撼とした思いがいたしました。当初はどうなるのかと思った次第です。原発の回帰はこの点からも許されないと議員は考えられて、私にはどうかと問うているわけです。

ご質問の原発が軍事的標的になることが示され、それにより原発が持つ危険性が浮き彫り

になった。このことは多分6月の定例会で川辺きのい議員にもお答えしたときがあったのかなと思っています。万が一、日本と軍事的な衝突が起こる国があるとすれば、柏崎刈羽原発が標的となること、これは全くないと否定することを誰ができましようかという思いです。これは否定することはできないと私は考えております。

戦争という状況となれば——日本は憲法上戦争を認めないわけですがけれども、自衛と分けてですよ。今非常に危機感があるということはありますが、そういう状況になれば、発電所は軍事的・戦略的に大変重要な施設であるため、標的になったり、例えば侵攻してくる者にとっては押さえたい場所でしょうね、きっと。その後のこともある。戦争はただ破壊するだけではないですから、その後の統治だって大事なわけですから。そういう視点があると思います。そういう意味では破壊だけが目的ではない。標的になる、そういう意味での標的になる可能性はあるだろうという点も、前にも答弁していると思います。

いわゆる原発回帰を含めたエネルギー問題については、我が国全体の経済活動、何よりも国民生活全てに関わる大きな課題であります。適切なエネルギーミックスの取組、また再生可能エネルギーの普及の課題、こういったことを含めた国が担うべきエネルギー政策を総合的に議論した上で、これは何よりも国家として、国として取りまとめを期待するところであろうかと私は思います。

柏崎刈羽原発が、他国からの軍事的なそういう標的にされる可能性があるということで、原発に回帰することが許されないという議論は、私はとても賛同しかねます。これは国家間で見た場合、当たり前ですけれども私どもの国の力を弱めようという、そういう勢力や国もあると思います。そういうところに立った観点ではなかろうかと私は思います。国民をどういうふうにきちんと保障していくかということは国家最大の課題です。これを他国からのそういう標的になる可能性があるからということで、国民生活全部を守っている電力の問題をそんな小さな議論でしていいはずがありませんし、これをあまり言い過ぎた場合は——危機感を持っていてもいいのですけれども、あまり言い過ぎれば杞憂に過ぎない、ということにもなりませんかという思いです。

これは、私と同じ考えではない人は違うふうに私をやり込めるかもしれませんが、私は少なくともそう思っております。国際法上、そういうところへの攻撃が許されないことは、世界がもう見つけている問題でありまして、それがゆえにロシアが、今後世界の中におけるロシアとして立っていくにはおよそ数十年、100年の長い歴史を経て、贖罪をしていかなければいけない、そういう課題に立たされたのではないかと思います。そういう道を日本が選ぶはずがないと。そして他国にも、そういう国がほかにもあってはならないということ発信続けることが外交上、そうしてこの小国、資源のない国のやるべきことではなかろうかと私は考えます。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきで

はないか

丁寧な答弁をありがとうございました。再質問させていただきますが、まず第1点目ですが、先ほども話ありましたが、最近のマスコミ報道では、経済産業省の有識者会議の原子力小委員会で、次世代原発について将来の脱炭素化の儉約と位置づけた上で開発・建設を進めていくと明記。廃炉を決めた原発の建て替えを優先する方向を示す一方、新增設は各地の再稼働状況を上げて、今後の状況を踏まえて検討をしていく、との表現にとどめたとあります。

次世代原発へのリプレース、建て替え推進となっています。また、運転期間をめぐる新たなルールについては、原則40年、一度だけ最長20年延長できるとの現行制度を残した上で、原子力規制委員会の安全審査などで停止した期間を運転期間に算入しないようにするとなっていて、既存の原発の延命につながります。

東日本大震災以降、停止している原発は、そっくり運転期間が延長できることにつながります。最近でも柏崎刈羽原発で配管の腐食による穴が見つかっていますが、運転していなくても劣化は進みます。今回の方針転換はこうした点からどのように捉えているか、再度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

これは判断いたしたいですけれども、先ほど答弁しているかと思うのです……していませんか……（「期間の延長ですよ」と叫ぶ者あり）期間の延長、それもさっき答弁していますよね……と思っているのですが、先ほど言ったとおりでありますので。もしあれだったら違う角度から再質問していただければ大変ありがたいと思いますが、こういう繰り返しになってしまう可能性がある。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

先ほどの答弁では、市長は再稼働やむを得ないと、日本の全体のエネルギー問題とかそういうのを考えると。そういうふうには私は受け止めたので、そういう点では若干立場が違うとか、そういう中での論議になると、なかなか深まっていけないと思うのですが、次の核のごみの問題です。

先ほど六ヶ所村の話がされました。ですけれども、もう20何回も運転延長が続いていて、なかなか運転のめどが立たないわけです。そういう点では廃棄物処理のめどもなかなか立たないと。確かに一生懸命努力をしているというのはもちろん当然あるわけで、処理しなければならないわけですから。あるのですが、ただめどが立っていないというのはやはり事実だと思うのです。

そういう中でやはり核のごみの問題というのは、技術革新でもあって、新たな処分方法でも確立されない限りは、先にツケを回すことになるわけです。10万年以上もかかると言われ

ている管理のコストというのは計り知れないわけで、そういう点では将来世代に対する無責任な対応というか、ツケを残すことにつながると思うのです。そうしたことから今新增設ということは許されないのではないかと思いますので、そういう点ではいかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

ちょっと重要なことなので、さきの質問をちょっと。再稼働を容認するとか、やむなしと言った——だからよくよく聞いてもらいたいし、文章でやり取りしなければ分からないかなと思うぐらい、聞いている人にそういう印象を与えたのかもしれない。しかし、政府がそういう見解を持っていることについて、否定しきれないということを行っているのです。言葉に気をつけてもらいたいです。

この課題というのは、だからゆえに勇気を持って発言するとか、なかなか議論が深まらないことのひとつが、すぐに政治 이슈 にされるではないですか。そして、これは選挙でも控えている場合は、そのことで何人の人がこれに——本来の市政や県政とか、そういうことの本当に立ち向かいたい部分よりも、このことのワンイシューでいろいろな人たちが議席を失ったりしていった過程を見て、慎重にならざるを得ない発言、私もやはり求められる。自分としても思うわけです。やはりその辺の言葉使いは本当に気をつけてもらいたい。しかし、私の本音というのと市長の立場は違いますから。市長の立場としては、先ほど言ったとおりでありますので、それはよくお願いします。

六ヶ所村については、私はそれが将来にわたって、将来世代とか孫子やもっと先まで、ずっと後まで影響しないということは全く申し上げたつもりはなくて、ゆゆしきことなのですが、この生活を維持したり、経済活動を維持している中で、非常に辛さがある問題だということを実感した——私としては実感したという話をしたことであります。

なので、これについてそうであれば、対案はどのようなのですか。決して原発で、頼ろうとかそういうことではなくて、すぐにやる。今のこのことを維持したまま、果たしてやっていける手段があるとしたら、自然エネルギーだけで本当にできるかどうかとか、そういうところのことを言わないと、押し問答的にやはり私はなってしまうのではなかろうかと思えます。

私の範囲では、私の頭の中を超えている問題ですので、そうであれば国会のほうに私は出ますので。そういうことですよ。私は今市政を預らせてもらっているから。その中での範囲でやはり有効な質問と質疑のやり取りをしたい。これを何回も前から申し上げているので、この話は私の限界を超えている議論の中身であります。

以上です。

○議長 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

確かに国の進める政策ですけれども、ただここは柏崎刈羽から 30 キロメートル圏内ではな

いですがけれども、一たび事故が起これば、住めなくなるというようなことが十分考えられる地域の市長なわけです。そういう点でいろいろなことを聞かせてもらうというつもりで質問をさせてもらっていますので、その辺は理解いただきたいと思います。

今の話ですと、次の質問もちょっとしづらくなるのですが。では対案はどうだという話ですけれども——例えばドイツは、東日本大震災の日本の原発事故を受けて、本当は今年でもう原発を全部停止するというにしていたみたいですが、それがそれこそウクライナ危機でエネルギーが不足するというので、来年の確か4月までは運転を続けるということにしたそうです。世界でもそういう動きがやはりあるわけです。

ですから、そういう点では再生可能エネルギーに切り替えていくことで脱原発、原発に依存しないということは外国の例からも十分可能なのではないかと。それで研究機関の調査によりますと、日本は再生可能エネルギーのポテンシャルは、ちょっと何倍だったか忘れてましたけれども、今使っている以上の何倍ものポテンシャルがあると言われているわけです。ですから、その辺はやはりどういう方向に向かうか、そこがやはり大事なのではないかと思うのです。ドイツにできて、日本にできないという理由は私はないと思うのです。

そういう点で原発推進派の中でも、3点目にいきますが、気候危機にも役立たないという点では、原発推進派は気候対策のために原発を、こういう主張をしているわけです。しかし、気候危機の対策は2030年度までの真剣な取組が求められます。原発の新增設は時間的にも全く間に合いません。

経済産業省の革新炉ワーキンググループでも、日本では2030年温室効果ガス排出量46%削減、2050年カーボンニュートラルが目標だが、この時間軸での革新炉の位置づけが疑問。諸外国の事情を見ると貢献できないことは明らか。日本は高速炉に多額の研究開発費をつぎ込んできたが、実用化は2050年以降、この時点でカーボンニュートラル実現という観点から、高速炉の意義は理解できないと、指摘しているわけです。

岸田首相は、エネルギー危機克服と脱炭素を両立すると言いますが、そうであれば省エネを徹底的に行うことに加え、技術的にも確立し、導入のスピードも速く、コストも今は原発の4分の1にまで下がっている、再生可能エネルギーの抜本的拡充こそ最優先すべきだと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

中沢議員のご質問に100%いい回答ができるかどうか分かりませんが、冒頭、話をされていた自然エネルギーのポテンシャルは、日本列島というか日本は非常に大きくて、そういうことが十分やっていけるところだと、そういう話はよく聞きますし、そのとおりだし、そういうことを目指したいというのは、国民等しくかなりの人がそう思っていると思う。私もそうは思っています。

だから、ここでやはり乾かない議論になってしまうのが——しかしながら、先ほどドイツ

が半年でしたか、来年まで原発の稼働期間を延ばすという話は、現実に即した問題ではないでしょうか。だって、止めてしまったら困るからやるわけです。日本もそういう状況にありませんかということ、先ほどから私は言っている。

政府はそういう見解で、政府でものべつ幕なしにこの原発だけに頼っていこうなど一つも言っていないではないですか、ではないですか。そういう中で現実を捉まえて——国民に対する責任がありますから、全てにおいて。その中で検討を開始しなければならないと言っていることに、私はそのとおりだと言っているということです。自然の問題など、悪いけれども全国 1,800 くらい自治体がありますけれども、雪の資源活用を言い始めている、一番先頭を歩くつもりで自負心を持ってやっているし、自然エネルギーの問題はかなり本当にやろうと思っています。そういうことも捉まえて考えてもらいたい。

そしてドイツの問題で、ドイツにできたことが日本でできないわけがない。そのとおりです、と思います。ただ、その一つだけ見るのですか。国防の問題もあります。ドイツは憲法改正何回やったと思いますか、例えば。そういうところも、政治のお立場のそういう会派の方ですので話をすれば、様々ありますよね。兵役に行くのか、福祉に行くのかという、福祉まで兵役に近い扱いとしてやっているかの国と、日本のやはり今の状況の在り方とか、様々あるではないですか。

インフラでも 1.5 倍進んでいるのです、日本より。人口が我々よりもっとずっと少ない。日本のもしかしたら少子高齢化の行き着く先はモデルは——ドイツがでは誇れない国かという、そうではないではないですか。そういうことを捉まえてやはり我々は、将来を整備していく必要があるというふうに、前にもここで言ったことがあるかもしれませんが。非常に大きなところだと思うのです。同じ敗戦国として、国家としての誇りの部分、独立という部分のところにおいて、少し我々が学ぶべき点があろう。そういうところもあるから、原発の問題とかそういうことも様々にやはりやっているのではないかなと思ったりします。

言葉がちょっとあっちに行ったりこっちに行ったり申し訳なかったですけども、そういう意味で私は捉えております。できないことはないが、しかし当面の事態をどうやって介していくかということが、今大きく議論されているところが始まっているのではないかと思います。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

政府は今のような方針でやっているわけですが、再生可能エネルギーに進めという声は、企業や自治体などの——これは今回探す中で出てきたのですが、非国家アクターでパリ協定の実現を目指す気候変動イニシアチブは、今年 6 月 3 日、今こそ再生エネルギーの導入加速をエネルギー危機の中でも気候変動対策の強化を求めるというメッセージを政府に送りました。

この団体は、日本を代表する大企業を含む企業や自治体、NPO、NGO など 600 を超え

る組織が名を連ねています。個々の企業や団体が名前を明らかにして、政府に再エネの導入加速を求めるのは初めてです。同メッセージは、エネルギー危機が叫ばれる今こそ原発に回帰するのではなく、再エネの拡充を進めよと政府に迫っています。企業の立場に立っても、自治体の立場に立っても、再エネの導入加速に政府がイニシアチブを発揮すべきだという重要なメッセージです。企業の発展にとっても、地域経済の活性化にとっても、再エネ拡充の道にこそ未来があると思いますが、こうした点からはいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

ですので、先ほどから何度も、前の一般質問のときからもそうですが、何度もお答えしているとおおり、そういう道筋を目指すべきだということは、議員と何もたがえるところは私ないです。ないのです。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 原発依存から脱却し原発ゼロ・再生可能エネルギーの道に進むべきではないか

5番目については、了解しました。

2 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について

時間の関係もありますので、大項目の2点目に移らせてもらいます。次に大項目の2点目ですが、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について伺います。

私はちょうど3年前の12月議会で同じ質問をしています。その時点では、県内で補助している自治体はわずかだったと記憶していますが、この間、補助制度が県内の自治体でも大きく広がっています。高齢化が進む中で、加齢性難聴者は増え続けています。早い人では50代から始まる加齢性難聴ですが、難聴が進むと聞き取れる音の情報が少なくなったり、脳機能そのものが低下し、周囲とコミュニケーションが取りにくくなり、認知症や鬱病のリスクも高まると言われています。

補聴器先進国の欧米諸国では、補聴器の使用は難聴者のリハビリテーション医療として位置づけられており、耳鼻科の医師による正確な聴力検査と診断、専門の技師による補聴器の調整、補聴器に慣れるためのアフターケアなど、制度が確立されています。ところが、日本ではこうした仕組みが不十分です。また、補聴器は1台数万円から数十万円もする高額なものです。耐用年数は5年が目安とされており、何度も買い換える必要がある上、両耳に装用すれば2台必要です。経済的に困難な高齢者が、お金の心配なく補聴器を使用できるようにすることも切実な課題です。

日本では、現在聴力が規定以下で身体障がい者の認定を受けた場合、障がい者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができます。ただし、認定される規定聴力は高度難聴レベルなので、軽度、中等度の難聴では障がい者と認定されません。

そこで、南魚沼市としても加齢性難聴を早期に発見するための対策や、加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の補助制度の創設を行うべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問に答えます。加齢性難聴者の方への補聴器購入補助制度の創設についてであります。

加齢性難聴者の方々に対する補聴器購入の補助制度を、南魚沼市でも導入する考えはないかということですが、現在、南魚沼市では、補聴器の購入助成は身体障がい者手帳を所持した聴覚障がい者の方のみに行っております。

新潟県内の手帳を所持していない方への補聴器助成の実施自治体、先ほど、前にご質問されたときに、その頃は少なかったけれども、今は多くなってきているのではなかろうかという話です。そのとおりでありまして、昨年度、令和3年度では、市に限りますが、県内20市ございますが、この中で4市だったのです、この制度をやっているのが。これが今年度この試行を含めて——ちょっと試しと言っては悪いのですけれども、徐々にということも含めて言うと、今16市となっています。うちを入れた4つがやっていないという状況なのです。

これは、検討してこなかったわけではございませんでしたが、南魚沼市としても、今県の動向なども見ながらですけれども検討していたところでしたが、過日、市内にも出来上がっています耳鼻咽喉科の院長先生も含め、そして県のこういう組織の方も含めて、実は私のところに要望に来てくれました。この席には塩谷議長、そして清塚副議長にも同席を賜って、この要望をきちんと受けようということで、お聞きしようということで、そういう席で大変強い要望がございました。

加えて、市民の皆さんからの要望もこれまでずっとありましたし、これらの加齢性難聴者というのは、今後人生100年時代も含めた様々なやはり問題、それから進みがちな認知症の問題等々捉えまして、私どもとしては、補聴器の購入助成の要望につきましてやはり受けようということで、令和5年度から補聴器購入の助成を実施しようということで、現在準備を進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について

なかなか市長への要望、聞き入れてもらえないことが多いのですが、今回は実施するという事で答弁をもらいまして、大変うれしく思っております。

それで、当然近隣の魚沼市も十日町も津南も湯沢もみんなやっているのですが、その中身です。ほかを調べたわけではないのですが、津南町は非常に手厚い補助制度になっていまして、補聴器の種類によって上限が決められて、その3分の2までするという事で、ほかの自治体は2万5,000円とか3万円とかという補助が多いのですが、できれば津南方式の——まだ導入することを決めたというだけで、具体的な中身までは検討していないのかもしれま

せんが、そういう方向で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について

津南のことも他市のことも全部把握をしております。この中で、どこまでが私どものところとしてなせるかどうかということについて、現在検討を開始しておりますので、今日ここではちょっと明言は避けますし、もちろん皆様に最後に認めていただかなければ実施することができません。ぜひとも、よりよい内容で私ども検討を加えますので、そのことが議論といたしますか、皆さんにお示しできた暁には、ぜひとも前に進むように、ご協力いただければと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時といたします。

〔午後2時41分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

〔午後2時59分〕

○議 長 質問順位5番、議席番号2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 お疲れさまです。通告に従い、一般質問を行います。

1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

大項目1点目、物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について伺います。物価高騰が暮らしと営業を脅かしています。コロナ危機の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻が重なり、世界的な物価上昇が起きました。日本はそうした世界的な要因に加え、急激に円安が進んだことが物価を上昇させたものだと言われていると専門家は指摘しています。

エネルギーや食料、資材や肥料、飼料などを外国から大量に輸入している日本では、円安による輸入品の価格上昇が国内物価高騰の大きな原因になっています。そしてこの物価上昇の傾向は、値上がりしたからといって消費を減らすことが困難な生活必需品が大きく値上がりしており、低所得者ほど負担率が高く、重い負担となっています。

消費者物価だけでなく、企業物価は過去40年間で最高の10%、1割の上昇率となっています。多くの事業者が、原料や飼料、燃料費、運送費などのコスト上昇分を販売価格に転嫁できず、それが経営を圧迫しています。そして事業者が我慢しきれずに、価格に転嫁することになれば、今後ますます消費者物価が上がってくるのが懸念されます。暮らしも営業も大ピンチです。この現状を踏まえ、以下4点についてお伺いします。

小項目の1点目。賃上げが経済再生の鍵であることは、もはや岸田政権も否定しません。物価高騰に伴う暮らし、産業、地域経済への影響について、またこの物価高騰を乗り切るためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すことこそ求められていると考えますが、市長はどのように認識されておられるのかをお聞かせください。

小項目の2点目です。日本の雇用の7割は中小企業です。政府は賃上げ減税などを打ち出していますが、中小企業の多くは赤字決算であり、賃上げ減税は中小企業の賃上げにはつながりません。岸田政権は構造的賃上げと言いますが、実効性ある政策とはいえません。この地域の産業や暮らし、そして雇用を支えているのは中小の企業、零細の業者です。そしてその多くの業者さんは、営業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされており、続けていくことが精一杯です。賃上げをしたくてもできないでいます。

地元で暮らす40代の方は、夫婦で正規雇用として働き頑張っているが、2人の給料では食べ盛りの子供に満足にご飯を食べさせてあげられない。上の子は専門学校に行っていて、学費が本当に大変。スーパーに行って品物を手に取ってみるけれども、諦めてまた戻すことはしょっちゅう、何も買わずに帰る人もいと語っています。

こういう方たちの賃上げこそ必要ではないでしょうか。ぜいたくなものを食べたり身につけたりするためではなく、「ああ、おいしかった、お腹いっぱい食べられて幸せ、ご馳走さまでした」という毎日を送ることができて、普通に子供を育て、教育を受けさせることができる、こういう暮らしを支えることが政治の役割ではないでしょうか。そしてこういう暮らしができるようになってこそ、経済の好循環が生まれ、強い経済、持続可能な行財政を実現できるのではないのでしょうか。

しかし、今の政府の賃上げ政策では、こうした方たちに何ひとつ届きません。この地域の産業や暮らし、そして雇用を土台で支えている中小企業、零細の業者にこそしっかりとした手当てを行い、安心して賃上げできる環境をつくることが重要ではないでしょうか。このまま賃金が上がらず、消費が回復できない状況が続けば、これまで何とか頑張って続けてきていた農業も観光業も、その他様々な業者さんが立ち行かなくなってしまうのは明らかです。自治体としても大きな打撃となるのではないのでしょうか。

中小、零細業者への賃上げのための支援を、他の自治体や議会などとも協力して国に求めていると切にお願いいたします。併せて、国の動きを後押しするためにも、市民を支えるという意味においても、市が管轄する分野での直接的、間接的な賃上げ、あるいは賃上げのための支援を市独自の施策として実施すべきではないのでしょうか。見解を伺います。

小項目の3点目は、消費税の緊急減税を国に提案すべきではないかということです。自公政権はアベノミクスで5%だった消費税を10%に、5%も引き上げ、年額12兆5,000億円、国民1人当たり年間10万円もの増税を行いました。これが消費を冷え込ませ、経済を悪化させた大きな要因です。

その上物価高騰によって1年前に比べ、1世帯当たりの家計負担増はさらに10万円にもなると言われています。物価高騰から家計を守り、消費を温め、景気を回復するためには消費税の減税が効果的であり、新型コロナ以降、世界の100か国・地域で付加価値税、消費税の減税が実施されています。日本でも緊急、一時的にでも消費税減税に直ちに踏み切るよう、国に提案するべきではないのでしょうか。これは市民の切実な願いです。

小項目4点目ですが、長引くコロナ禍、物価高騰に加え、過剰債務という三重苦におかれ

ている市内の中小企業、零細の業者さん、事業者や同じように苦境にある農林水産業者に対する対策についてお伺いします。

コロナ対策融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が重くのしかかり、物価高倒産や過剰債務倒産、長引く苦境で心が折れてしまって倒産、廃業などが激増してしまうのではという懸念が拭えません。こうした中小、零細の事業者が三重苦におかれているのは、新型コロナ感染の拡大による経営難と異常円安、物価高騰が原因です。事業者の責任ではありません。

中小企業、小規模事業者は地域に根を下ろし、ものづくりやサービスの需要に応え、雇用を生み出す、地域経済を担う最も重要な存在です。過剰債務問題も個々の事業者の借入金問題にとどまらず、地域金融機関の今後の経営を左右する地域金融全体の問題です。

今重要なことは、中小企業、小規模事業者が抱える困難を地域経済、地域金融全体の問題として捉え、国と自治体が全面的に支援し、地域経済の立て直しを図ることだと考えます。市としてどのような対策を講ずるのかをお聞かせください。農林水産業も同様の苦境にあり、対策が求められます。併せてお聞かせいただきたいと思います。

壇上からは以上です。

○議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、川辺議員のご質問に答えます。

1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

まず、大項目1点目のこの物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策についてということです。1点目からお答えします。物価高騰による暮らし、産業、地域経済への影響、また賃上げ等を軸にした実体経済の立て直しについて認識はということです。

お話のように食料品や燃料をはじめ、あらゆる分野での値上がりが消費者の暮らし、また事業経営に大きな影響を与えていると思います。これが新型コロナウイルス感染症の影響と相まってきているという状況です。

先般、東北電力株式会社さんが経済産業大臣に対して令和5年4月1日から電気料金の値上げを申請しました。今後も物価高騰が進む可能性が高いということ、これは示唆していると思います。市民の暮らしはもとよりであります、産業、地域経済への影響は非常に大きいものがあると思います。私も個人的に経営もしていますので、大変な——どうやってこれを、転嫁をなるべく我慢してということもありますが、これはみんな本当に大変な問題だと思っています。

現在、市では、物価高騰対応分の地方創生臨時交付金を活用して、ご案内のとおりですけれども、農業者の方々に対する緊急支援事業給付金による資材高騰支援や、プレミアム付商品券を発行することによって、製品やサービスに対して対価が直接動く実体経済——言葉は堅いですが、実体経済を間接的に刺激するという、こういったことを目的に立て直しを図るなど、幅広く地域経済の支援を進めているところであります。

一方で、賃上げのことであります。政府は物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組むとい

うふうにしておりまして、12月2日に成立した国の第2次補正予算では、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を行うこととしています。

南魚沼市においても、現在行っている支援策を進めているところがありますが、これを進めつつ国や県の追加支援策の動向をやはり注目しながら、新たな支援策を検討していきたいと考えております。これが一体いつまで本当に続くのかということが大きなテーマになっておりますが、これらになるべく市民生活、そして市内経済に寄り添って進めていきたいという姿勢は、コロナとも同じような匂いを感じますが、これを進めてまいりたいと考えております。

2つ目の、国に対してですが、中小業者の賃上げを進める施策を講じるよう求めると同時に、医療施設やまた福祉施設などの賃上げと、そのための支援を実施すべきではないかというご質問です。

まず、賃上げについて申し上げますと、長期にわたって事業経営に影響を与えるものになります。事業者側は、経営側はです。こういうことであるために、各事業の経営判断とかまた労使の交渉によって実現されるべきものと基本的には考えています。それを促す施策を例えば市が行うかどうかは、これは国県も含めてですけれども、慎重な見極めがやはり必要になるのではなかろうかと思えます。

岸田首相は、12月6日に開いたこの物価・賃金・生活総合対策本部の会議において、成長と配分の好循環は来年春の春闘の成果にかかっているとも述べています。国も物価高騰に見合った賃上げの実現に期待を示しているということになるかと思えます。そのため、現時点では、私どもから施策を講じることを求める時期ではないのかなと私は考えております。

次に、医療機関——具体的にです。医療機関では、今年の10月から一定の基準を満たした病院を対象として、医療従事者の方々の処遇改善を促進するための診療報酬が新設されていまして、既に南魚沼市の病院事業でも処遇改善を実施しているところであります。

保育施設のほうのご質問ですが、これにつきましては、私立の保育施設の職員に対して、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、段階的に処遇改善を実施していきまして、令和4年2月からの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業というのがあります。これに合わせまして、私立の職員及び公立の会計年度任用職員——これは聞いている人で分からない人がまだいると思うので、臨時さんです。以前は言い方がです。この方々につきまして、賃金改善を現在実施しているところでありますので、よろしく申し上げます。

福祉・介護関係のことについては、職員の処遇改善は介護保険制度の中で運用されているということから、介護報酬改定によって処遇の改善が実施されてきているということです。今年10月からは新たな加算も創設されたところです。また、同様に障がい福祉制度においても、福祉・介護職員処遇改善加算を設けて、障がい福祉サービスにおける介護給付費改定によりまして改善を行っているところです。

物価高騰への支援策については、11月の臨時市議会でのこの議決いただいた施設への支援策を実施していると、準備をしているところであります。

決して物価高騰の対策だけでなく、人員確保を図るとか様々な面がありまして、このためには処遇や就業環境ですね。働いていただく環境のさらなる改善が必要と南魚沼市も考えておりまして、国や県へこれらの要望をこれまでも行ってありますが、さらにこれを行っていきたくて考えているところでもありますので、よろしくお願いします。

3つ目のご質問であります。失礼しました。要望を行ってまいります。加えまして、先月上京させていただいた——よく上京しているのですけれども、この中で一つだけ、今までなかったことは、医療・福祉に関する新潟県市長会からの中央要望というのを——私初めて、副会長になっているので一緒に——県の新発田の市長さんが会長ですが、一緒にさせていただきまして中央要望をやりました。

これは極めて、私もそうは行けないところなのですけれども、財務省にはよく行きますが、財務大臣に直接会うことはあまりできないのですが、鈴木財務大臣、そして総務大臣ほか、かなりの要人の皆さんを1日かけていろいろ回りまして、そして医療・福祉の現場の処遇改善等も含めた様々な要望活動に及びました。こういったことも地道にやりながら進めてまいりたいと考えています。

3つ目の消費を喚起するために、消費税を緊急に5%に引き下げること。これを国に提案せよということでもあります。6月定例会で同じ党派の中沢道夫議員の一般質問においても、既に消費税の5%への引下げについて質問を受けまして、お答えしております。繰り返しになる部分がありますが、ご了承いただきたいと思います。

令和元年10月に、消費税10%の引上げが複数税率を含めて実施されました。令和2年1月にはコロナウイルスの感染症が国内で確認されて以降、日本経済、また国民生活に深刻な打撃を与えています。さらに今回の物価上昇であります。消費税減税の議論は高まってきていると、これは本当に私も感じています。が、消費税が減税されることで、生活必需品などの消費税負担が軽減されることは、これは市民の、また国民と言っていいのでしょうか、の購買力を高める一つの景気策だと私も思います。

減税によって消費税の枠の税収が減少しても、消費が拡大して、そして経済が活性化することで所得税、法人税の増収につながれば、これは最高です。いいことだと思います。が、なるかどうかは不透明である。この減税を求めることは非常に慎重な議論が我想いますし、さきの中沢議員とのやり取りの中で、少し私の範疇を超えている議論ではなかろうかと私はちょっと考えます。いろいろな個人的意見を申し上げることはできますが。

また、コロナ対策対応で一時的に消費税を下げたとして、これは相まっていますので、減税前後の買い控えの問題も言われています。財政が悪化をした場合、どうなるか分からないところもあります。一方ではよくて、一方で悪くなる可能性もある。こういったことの中で財政が悪化した場合は、日本国債が格下げになるリスクがあります。大変な恐怖だと思います。現在も既に国内経済において大きな問題となっていますけれども、円安が進み、さらなる物価上昇につながるといった悪循環も懸念されている。不安材料であるということでもあります。

地方創生臨時交付金をはじめとした国の行う経済対策を長期にわたって続けるよりも、税制改正のほうがトータルコストを考えれば効果的ではないのかという議論は、これがあることは十分認識しています。消費税につきましては、ここで乾かない話をしているなど議員お思いだと思うのですが、つべこべ言っている私ですが、しかしいずれにしても、消費税については国の非常に大きなテーマだと思います。これによって枠が決められて、もう使用している部分があるわけでもありまして、ここに手を入れていくということが今大丈夫なのかということもあります。国政においてもこういったことがあるから、十分な議論がなされるべきとなって今議論をされているのだらうと思います。

いずれにしても国家財政の将来シミュレーション、こういったものをきちんと踏まえずして、軽々になかなか語ることができない大きなテーマではなかろうかと私は考えておりまして、かなり厳しい問題ではなかろうかと思えます。国に対して提案していく——提案といえども聞こえがいいですが、きちんとした道筋を立てて提案できるほどの、私はちょっと今自分に対してのその自信がございません。

4番目であります。中小企業・小規模事業者や農林水産業は、長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰によって苦しめられていると。どのような対策を講じるのかということなのです。

今ほど前段でも申し上げたとおり、12月2日に国の第2次補正予算が成立しまして、これから物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策が具体的に進んでいくところだと今思っています。まずは私ども南魚沼市としては、現在行っている支援策を着実に進めること。これをまず第一投として、そして国の動向を今ほど申し上げましたところを注視しながら、必要な施策を必要な時期に迅速に進められるように、検討を行っていき準備を滞ることなく進めていきたいと考えております。

やることは様々あろうかと思えます。全ては今ほど議員がお話をされた、当市はこれしかないわけです。中小企業、小規模事業者、そして農林水産業者。大企業なんて存在していませんので。そういうことから、これらに寄り添うなんて当たり前のことでありまして、そういった観点から進めてまいりますので、よろしくこれからもご指導いただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

市長としてもこの物価高騰が及ぼす多岐にわたる影響を私たち以上に心配し、心を痛めておられるということ、よく分かりました。賃上げの必要性についてもお認めをいただいたと思えます。思いは同じです。

そこで、小項目の2点目から再質問をさせていただきます。ヨーロッパでも物価は上昇していますが、最低賃金の引上げも同時に進められています。各国とも相次いで引上げを決め、時給1,500円前後が当たり前になっています。アメリカのバイデン政権も連邦の最低賃金を15ドル、1,950円に引き上げることを提案しています。

日本の最低賃金は全国加重平均で 961 円です。最高の東京都でも最低賃金は 1,072 円。新潟県は 890 円。世界から取り残された状況です。欧米諸国においても、かつては最低賃金を労働政策、強いて言えば貧困政策として捉えていましたが、今は全く逆の発想、経済政策として捉えているというのです。長引くコロナ禍や物価高騰で停滞した経済を立て直すためには、単発的な給付金や補助金ではなくて、賃金の底上げにかじを切ったのです。日本政府はいまだに最低賃金を労働政策、貧困対策としてしか見ることができない。そうした遅れた認識が賃金が上がらない、経済発展できない国にしてしまったのではないのでしょうか。

賃上げの財源をどうするのかということですが、日本共産党は今年 2 月に大企業への内部留保課税の提案を発表しました。資本金 10 億円以上の大企業を対象として、2012 年度以降に増えた内部留保に対して、年率 2% で、5 年間の臨時的な課税を行うものです。あくまでも増えた分に対する課税です。

2012 年度から 2020 年度までの 8 年間で、大企業の内部留保は 133 兆円も増えています。設備投資などに使われた分を除いた、いわゆる余剰金だけでも 100 兆円を超えます。これに 2% を課税すれば、5 年間で 10 兆円が見込まれます。今年 3 月期の大企業の決算は空前の利益増です。内部留保課税の総額も 12 兆円程度にまで増えると予想されます。最低賃金を時給 1,500 円に引き上げるためには、総額 10.8 兆円、残業代や社会保険料などの事業主負担などを含めると十二、三兆円の財源が必要と試算されています。

ただし、これは大企業の分も含めた額ですから、支援が必要な中小企業分は 6 兆円から 8 兆円程度です。内部留保課税で 12 兆円の財源が得られれば、数年にわたって手厚い支援が可能ですし、そのことによって経済が好転していくことで、支援がなくても持続的に時給 1,500 円を維持できるようになり、大企業にも還元されることとなります。内部留保があるから企業を維持できるのだ、内部留保は絶対必要なのだとおっしゃる方がたくさんおられます。そのとおりです。

日本共産党も内部留保は必要だと考えています。内部留保課税の提案も内部留保を全て差し出せというのではなく、増えた分から使った分を引いて、残った分への課税、それも消費税の 5 分の 1 の税率です。それを財源に賃金を上げ、経済を活発にすることにつながるのであれば、これほど有効な活用はないのではないのでしょうか。

他の自治体や議会などとも協力して、中小・零細企業への賃上げのための支援を国に求めていただくことについて、再度ご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

いろいろな細かいところについて、初めて聞いているところもありますし、じっくり聞かせてもらいました。我々が市長会として様々なことをやはり国に上げていく、そういうプロセスがあります。こういった中でも大いに、みんな誰も心配しているでしょうから、今議員お話のところがそのままそっくり伝わるかどうかはちょっと別として、みんなが危惧している問題ですので、何とかしてこれを乗り越えていきたいという思いです。

ただ、先ほど冒頭の——自分も商売をしているのです、家業的には。この賃上げの問題というのは、我々にとっては本当に大変ですよ、分かっていると思いますけれども。だから、こういったところがちゃんと後ろ支えがあってなあっていっていただければいいけれども、本当に厳しいです。というものを実感しています。それはそれとしてちょっと置いておきますが。

まず一番は、議員は、議員ですよ。議員ではないですか、議会人。まずはここにいる皆さんにきちんとそれを訴えて、議会として、私も今ほど言ったとおり、殊さらにそういうことも、大変だと思っているのでやっていくつもりはありますとお答えしました。議員は議員でありますから、やはり議会内において、今期このことは請願や要望として国に上げるのですか。そこまでやってから私にも言ってもらいたいなというのが、私も議員を経験した者として、議員たる何たるかではなかろうかと私は思いますが、いかがですか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

大事な指摘をいただいてありがとうございます。私の発言にも、他の自治体や議会と協力してということをお願いをしているのですが、議員としてもその努力をしなければならないと思います。ありがとうございます。ぜひとも共に協力して、そのように本当に中小企業への支援、安心して中小・零細の企業が賃金を上げられるよう、安心して上げられるような支援を国が行えるように、切にみんなで協力して国に求めていけたらいいと思います。ありがとうございます。

では、小項目3点目に移ります。消費税は制度発足当初の3%から現在10%へと倍以上に上がりましたが、社会保障がよくなったという実感はありません。悪くなったというのが多くの方の正直な実感ではないでしょうか。法人税が減税され、消費税が社会保障費に回っていないからです。消費税は消費を冷え込ませ、特にその多くを商品価格に転嫁できない中小、零細業者に重くのしかかっています。その上、来年10月からインボイスの導入が決まっています。この影響を受けるのは商店や飲食店だけではなく。農家や大工さん、個人で介護タクシーなどやっているそういう自営業者、シルバー人材センターなども大きな影響が出ます。やはり心が折れて倒産、廃業に追い込まれてしまうのではと心配です。

物価高騰の要因の一つが異次元の金融緩和です。それを改めることが根本的な解決には必要ですが、今の日本の経済状況はその必要な対策さえ受け付けられないほど弱っているといえます。今必要なのは、消費を冷え込ませずに物価を抑えることです。そのためには、消費税の減税が一番です。今の物価高騰の影響は消費税を5%増税したくらいの負担増になっているとの報告があります。消費税の5%減税が必要です。市民の願い、ぜひとも国に届けていただきたいと思いますが、再度になりますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

このことは先ほど私は長々と説明したつもりです。それを超えるものは私はなかなか見つからない。先ほど議員は、消費税についてヨーロッパの話を、欧州の話をしました。減税し

ていると。ただ、そのことだけを言うと、聞いているほうは——ごめんなさいね、聞いているほうは、「ああ、ではうちは」などと思うではないですか。そもそもこの消費税の税率が日本とはまるで違うのです。物すごく高いのです。そういうことも話の中に入れないと、聞いているほうは誤解します。我々のところのこのところが果たして低いのか、それとも、ということはないですか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 1 物価高騰から暮らしと地域経済を立て直す施策について

税率が違うことはもちろんそのとおりで……（何事か叫ぶ者あり）それはそのとおり、それはその国それぞれの事情によって決められた税率なのですが、それを下げたという事実を伝えました。どこまで下げたかということが重要ではなくて、やはり下げることが景気対策に必要なという判断で、下げたということをお伝えしました。

では、小項目4点目、中小企業・小規模事業者への支援についてに移ります。その支援については、地域経済を担う最も重要な存在であるとの認識を共有できたと思います。国に対しても働きかけを行っておられるということです。地域の宝である本当に全ての事業者を守り抜いていただきたいことをお願いいたしまして、大項目の2点目、市民の移動を守ることに移らせていただきたいと思います。

2 市民の移動を守ることにについて

コロナ禍が世界的に広がりを見せたとき、ドイツのメルケル首相はテレビで国民に向かって、渡航や移動の自由は苦難の末に勝ち取られた権利である。今は命を救うために制約は避けられないと泣きながら訴えたそうです。人間は社会的な存在で、1人では生きていけません。全ての人の幸福を追求するために、人と人との交流を図ることを保証することが必要であり、それがメルケル首相が言う、苦難の末に勝ち取られてきた権利なのだと思います。

世界人権宣言は第27条で、何人も自由に社会の文化的生活に参加する権利、第13条では、何人も自国の国境内において自由に移転する権利を有するとうたっています。こうした観点に立って、市民の移動を守ることに小項目3点にわたり質問をさせていただきます。

小項目の1点目です。高齢ドライバーによる悲惨な事故が後を絶ちません。免許証の自主返納の制度はありますが、進んでいません。自分でも運転することに不安を抱えながら、免許を手放すことができない方が多いのはなぜだとお考えでしょうか。市の現在の対策と今後の方針をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の移動を守ることにについて

それでは、川辺議員の2つ目の大項目のご質問に答えてまいります。まず、市民の移動の中の1点目、高齢者のドライバーの方が移動の不安なく、免許証を返納するために現在どのような対策を講じ、今後講じようとしているのかということです。

現在、市内の交通事故件数というのが減ってきていました。コロナ禍があったのだと思います。これは直接影響していると思います。一方で、特に高齢者の関係する事故の割合は年々

増加してきている。これは大変危惧しているところです。先日の新聞でしょうか、急にここにきて今年のずっと低かった事故件数が多くなった。その中でお年寄りの事故の件数、巻き込まれることも含めて多い。これはちょっと危機感を持っているという話が新聞に出ていましたが、誠に人の移動が始まったのだろうということが1点と、高齢化が進んでいることが相まっているのだと思います。

そのほかはちょっと、もう必要である——この地方にとっては高齢ドライバーの免許証の問題というのは、大変なやはり問題だと考えています。私も年老いた母がおりますが、車の免許を私どもから、もう返納したほうがいいのではないかと言いつつ出せませんが、私が。これは正直な気持ち。もしもなったときには、彼女にとっては人生においてどういう意味を持つか。様々考えます。だから本当にこれは大変な問題だと思います。口で言うほど簡単ではない問題だと思っています。ただ、いつも心配しています。そういうこともあって、この放送を聞いていないことを願っていますが、本当にそう思っているのです。痛ましい事故のニュースもあります。こういったこともあります。

この課題は、免許返納後の移動の足の確保だと思うのです。と言えば聞こえがいいです。ただ、私はずっと今市長を続けている中で、この一言で済むかなという問題なのです、やはり。これには公共の交通の充実、こういったものに期待するところがなかなか難しいから——市民バスの問題とかデマンドの問題、この後にも言いますが、デマンドとか入ってくると思うのです。

しかし、これだけではいけないです。私は事故を起こさない車を造るべき。こちらのほうが現実的だと、私は最近思い始めています。議員が首をひねるほど、そう簡単ではないよねと思っていらっしゃるのでしょうか。私もそう思いますが、でもここを目指さない限り、この問題、解決しますかね、という気持ちがしています。合わせ技でいくとか、ゼロ・100ではないから。こういったことが非常に大事なかなと思います。

だから、市民バスとかそういうことをないがしろにするという意味で言っているのではなくて、そちらのほうもやりながら、加えてなるべく自分の健康——100年時代ですから、こういう寿命100年時代、こういったことを含めて、なるべく車を運転して、その自由な翼を取り上げないというか、足を取り上げないということをどうやったらできるかということ、僕は都会よりも——都会は交通網が発達していますから、はっきり言って。何分かに一回電車が来るのです。うちのほうです。地方においてこれをやれるかどうか大きなテーマではなかろうかと考えております。

だから、今後どういうふうに講じようかとしているかというのは、私はでっかい車メーカーの社長でもありませんし、言い切ることはできませんが、しかしこういう観点の視点を入れないと、ちょっと先が見えないと私は思っています。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 市民の移動を守ることについて

今、お母様のことも例に挙げて答弁をいただきました。同じことで、高齢ドライバーの事故のニュースを見て、免許証の書換えのときに返納したという独り暮らしの女性の弟さんは「どうせついでだから、そんな心配はするなと言っているのに、買物に乗せていくたびに何かしら買って俺によこす」と、「かかあは年金暮らしのお姉さんにそんなに気を遣わせるな」と怒られると言っていました。たとえ弟でもやはり連れていってもらっているという負い目があるのでしょうか。

もう一人の方は大病して返納を決めた女性です。「元気になった今、どこにも好きなように出かけていたのに、それが今できない。自分の目で見て買物ができない。一日中家の中になると頭が馬鹿になりそうだ。つまらない、さみしい」と悲しく訴えていました。自由に移動できていたことがいかに彼女の人生を豊かなものにしてきたのか。移動の自由がなくなった今の思いを聞いてよく分かりました。免許証を返納した方々の暮らしや、抱えている思いに寄り添って対策を取ることが、安心して返納できる対策につながるのではないかと考えます。そのことも踏まえて、時間がないので、次に行かせてもらいたいと思います。

誰もが移動の不安なく過ごせる、そのことを願って小項目の2に移らせていただきます。先ほどの安心して免許証を返納する、このことにも関連するのですが、市民バスの利便性を向上させるべきだと考えています。現在の利用状況をどのように認識し、利便性の向上についてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の移動を守ることについて

2つ目のご質問です。市民バスの利用状況をどういうふうにも評価しているかということですが、利便性を向上させるべきではないか。そのとおりと思っていますが、まず、1点目の利用状況ですが、市民バスが平成27年4月に再編されて、同年10月から運賃を有料化して、今現在運行しています。これは細かい数字を申し上げると時間がかかるのでちょっと割愛しますが、現在順調に実は乗車人員を伸ばしてきていたのです、ずっと右肩上がりです。しかし、このコロナによる影響だと判断していますが、利用者が1割程度減少しているのです。しかし、この1割程度をどう見るか。私は少ない減少幅ではないかと思っているのですけれども、どうでしょうか。

そして、これからさらに免許返納の問題。そして寿命といいますか、お年寄りがもっと、ある程度増えていくという状況の中で――その後はまた変わってくる部分もあるのですけれども、この中で高齢者のほうが伸びていくという、先に行っても、後期高齢の方々のほうが多くなっていくのです。こういうことを捉まえても、市民バスということについては、非常にまだまだ、本当にこれから伸びていくというか、そういう状況だと私は思っています。

評価ということですが、よく空気バスなんていう悪い言い方をする人もいますが、そういうことを言われるたびに少し寂しい思いがします。しかし、ではなければいいのかということでもあります。それほどならば、やる必要ないですよ。そうではないではないですか。しかし、今のやり方のままで行けるのかなということは、この議場でも何回も話をしてくい

ますので、今回割愛しますが、よりもうちょっと小まめな、そして幹線は幹線として残していくやり方とか、こういったことがやはり必要ではなかろうかと思います。

ほかにもちょっといろいろ用意してきましたが、次の議論もあると思いますので、ちょっとこの辺で割愛します。これから需要が伸びるべきものであろうと思っています。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 市民の移動を守ることにについて

ありがとうございました。4年ほど前に運転免許証を返納した男性は妻の介護をされています。月に何度か妻を病院に連れていくために市民バスを利用しています。車椅子に乗せてバス停まで押していくのだそうですが、バス停が遠いため、雨の日は大変だそうです。男性は「夏場は何とか大変でもバス停まで行けるが、冬になったらどうしたらいいのか不安でどうしようもない。バス路線は家のすぐ近くを通っている。そこで乗り降りができるように何とかならないだろうか」と切実な声を頂きました。

フリー降車制度、これの説明にはバスから降りることのみフリー区間を設定しています。バスへの乗車は決められたバス停以外ではできませんと記されています。フリー降車ですから当然といえば当然の文言ですが、この制度を改善して、降りる場所だけでなく、乗る場所も路線内の乗り降りに危険がない場所であり、事前に申し込む、路線内だという条件で可能にする制度にできないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の移動を守ることにについて

降車——降りる場合の降車のフリー区間というかは、市民バスのことですよね……（「そうです」と叫ぶ者あり）これは前なかったのですけれども、やることにしたのです。今議員がお話のとおり、乗車のほうもどうなのだという話もちろんあります。これについてはそう簡単ではないです。私どももそうして差上げたいというところはもちろんやまやまある。

しかし、今回の降車フリー区間はできるところで限って始めた、間違っていたら……（「そのとおり」と叫ぶ者あり）そうなのですよ。なので乗るほうも含めて言うと、やはりこれは危険もあったり、我々が思うほど、そう簡単にバスが止まって、そして車線を塞ぐわけです、田舎道の場合は。そういったところを追い越しをかけられるとかということは危険を伴います。これらのとことろができるところから今始めているということです。本当にそういう形になれば一番いいわけですが、それはなかなか、そうはできないところが現実ということでもあります。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 市民の移動を守ることにについて

よく分かります。山荘に人が住んでいなければ国土は守れないということで、市民バスはそこに住む人の命の交通網です。高齢者だけでなく若い人も利用しやすいシステムになれば、環境に優しく、人の移動と交流、社会参加を促し、市を元気にしていくことにつながります。市民バスの利便性が高まり、利用しやすい交通手段になることで、町も山間地も活気ある市

となることを——先ほども乗るのは危険もあって大変だということもありますが、ぜひ、最大限の利便性をこれから皆さんで検討していただくことを期待いたしまして、小項目の3点目に移らせてもらいます。

長野県的小木曾町は、平成大合併の協議のときに、お年寄りから旅行に行きたいなどと、そんなぜいたくは言わないが、せめて安心して病院に行ける方法を検討してほしいとの訴えを聞き、公共交通はまちづくりの土台、公共交通を整備すれば地域の暮らしやすさが大幅にアップすると、旧町村を結ぶ幹線バスと旧町村内を走る巡回バス、乗り合いデマンドタクシーを組み合わせ、運賃を乗り継ぎを含めて1回200円と低廉化したシステムを確立しました。今後ますます足腰が弱ったなどの理由から、市民バスでは移動に対応できない場合がたくさん出てくると思います。デマンドタクシーを導入し、市民バスと組み合わせた交通システムを構築することが必須となると考えますが、そういったお考えはないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の移動を守ることにについて

デマンドの問題です。ドア・ツー・ドアの交通体系として、現在の市民バスを活用して、デマンド型の市民バスを導入するよう、現在計画を進めています。

デマンド型市民バスの導入時期としては、令和5年度中を目標に、できる限り前倒ししながら、これを導入する方向で今準備を進めているところです。まずは、たまたまかもしれませんが、川辺議員がお住まいの柘窪・岩之下地区を先行地域として、実証実験としての導入を予定しております。利用者のニーズを認識する上でもこの実証実験にある程度の期間が必要と考えていますが、1日でも早くデマンド型の市民バスが導入できるように取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

あと、細かいところはちょっと申し上げますが、今そういうふうに進めておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 市民の移動を守ることにについて

大変ありがたい答弁をいただいて、本当にありがとうございます。期待して、大項目3点目に移らせてもらいます。

3 豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることにについて

南魚沼市の住宅除雪援助事業が、豪雪地での暮らしを安全で安心なものにしていくために、とても大事な役割を果たしていると思います。この役割に期待して、2つの点について伺います。

小項目1点目ですが、住宅除雪支援事業の申請に当たっては、除雪作業の除雪事業者等は申請者自身が決める必要があります。高齢化で除雪事業者を探すことが困難な方がたくさんいらっしゃいます。除雪事業者も人手不足であったり、高齢でできなくなって、辞めてしまう業者さんも出ています。毎年同じ業者さんをお願いすることさえ困難になっています。ましてや、初めて申請する方はなおさらです。除雪事業者を個人で探し、お願いしなければ申

請できないというのでは、本当に必要な支援を受けられなくなる事態が生じてしまうのではないかとと思いますが、そこら辺の対策は何かあるでしょうか。

市が紹介、あっせんする制度を立ち上げるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 3 豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることについて

川辺さんの3点目の質問であります。豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることについての中で、除雪事業者ですね。これについて探るのが大変、今困難になっていると。市が紹介、あっせんする制度をとということであります。

市では、高齢者などの要配慮世帯が居住する個人所有の住宅について、主に屋根雪の除雪費用の一部を補助する住宅除雪援助事業を実施しています。これは除雪業者の方は、要配慮世帯にかかわらず、一般の住宅や店舗、事業所、道路、公共施設など多くの除雪作業を受け持っている方というのが非常に多い。担い手不足でもあるということがありまして、現在余裕がなかなかないのが現状だと思います。

市の住宅除雪援助事業においても、新規の申請に関して、どこに頼めばいいのか分からないといったような相談とか、頼んだが断られたといった相談もこれはあります。こうしたケースについては、これまでも市で把握していますその方のなるべく近くの業者の方を紹介しているほか、行政区の役員の方や、また民生委員の方々、除雪の作業を引き受けていただける事業者や個人の方々——個人もあります。こういったところの方々には地域を支える多くの方々からのご支援、ご尽力によって対象世帯となった方々への援助が今可能となっているという状況です。

今回、議員がご提案されている、市によるあっせんの制度については、現状において、今現在も引受手がなかなか限られているということから、現実的にはなかなかないというのが——あっせんに全部切り替えた場合ですよ。これはなかなか難しい。そしてたくさんいらっしゃると言いますが、何人いらっしゃいますか。私の把握の中で、私のところもいっぱい電話が来るのです。でも、これはつながっていないとできません、屋根雪って、分かるでしょう。だって、誰が上がってもいい屋根ではないのです。そういうこともあるから、非常にこれは雪国の問題、課題は大きいのです。だから先ほど言った、紹介はしていますが、それを超えて本当にあっせんの制度までやる必要があるのかということ——できるのかということですよ。

市においてもこのたび、除雪事業者の方々の手続の簡素化——いっぱい書類を出せとか、写真、そういうことをなるべく簡素化して実務的な負担を減らすように、事業者の引受手の側のほうの立場に立って、今見直した。こういったことも含めて、やることはいっぱいありますので、もしそういう人がいたら私にも——私ども手伝いますので、電話ください。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 3 豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることについて

きめ細かな対応をしていただいたということで、今後も改善を期待して次に移ります。

小項目の2点目ですが、高齢になって、あるいは体調を崩して、離れて暮らしている子供のところに冬だけ世話になるとか、入院しなければならなくなったなどの理由で、家を空けなければならなくなった場合、屋根雪除雪の支援対象から外れてしまいます。ですが、留守になった家でも同じように雪は降り積もります。自力で除雪ができない、この条件も変わりません。確かに家が壊れたとしても、住んでいないので身の安全は確保できますが、春になって戻っても住む家を失ってしまいます。一律に対象から外すべきではないのではないのでしょうか。なぜ、留守にすると対象世帯となることができないのでしょうか。お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 3 豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることについて

一律に外すということはしておりません。ちゃんと基準がございます。それはやはり理にかなっている基準だと、私が読んでも思います。決して血も涙もない、そういう気持ちで読んでいるわけではなくて、本当に読んでいて、この点はこうだよなど今現在、ということがあります。

ただ、制度をもっと拡充していこうとか、もう少し緩やかにということがあれば、やはりいろいろな議論をしていいと思いますが、現在書かれていることについては、やはりちゃんと理にかなっているところがあるので。まず一つは、個人が所有する住宅は、やはり本来、その方個人の財産なのです。そして管理については、所有者自身の責任において行っていただく必要が本来あるということ、私どもはあまり拡大解釈し過ぎると、雪国というものは持ちこたえられなくなるということを議員も感じておられると思いますけれども、ある程度は。私はそう思っています。

ただ、この中で福祉の観点から、我々が今ある制度は、あくまでも高齢者等の安全確保を図るための制度——車庫もやってくれという声もあつたりもしますが、そういうことは対象にしておりません。そして急遽の入院については、いろいろな手だてを講じたりしています。こういったことをもっと言えば、冬の間はここにいなくても、ではこの制度が使えるかという、こういうことにはならないのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 3 豪雪地で誰もが安心して暮らし続けられることについて

壊れてしまえば再建は大変ですし、しかし住んでいると同様とまではいかななくても、それなりの除雪支援をすることで壊れずに済むのであれば、こんな安上がりなことはないと思います。いろいろな事情もあります。市としても最大限の対応をされておられると思いますが、今後もさらなる改善をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を4時10分といたします。

[午後3時59分]

○議 長 休憩を閉じて、一般質問を再開いたします。

[午後4時10分]

○議 長 本日の会議時間は、質問順位6番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 質問順位6番、議席番号5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長に発言を許されましたので、今回は大項目2点について一般質問をさせていただきたいと思っております。

1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

まず、大項目の1点目、当市の斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀に対する対応についてお聞きしたいと思います。

2020年1月に、日本国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症の発生から既に3年近くが経過しましたが、いまだに感染拡大が収束せず、現在は第8波に突入したという報道もあります。今後はインフルエンザとの同時流行の可能性も指摘されています。このような状況の中ですが、残念なことではありますが、当市においても新型コロナウイルス感染症による死亡事例等も発生しています。市としては、このような事例により亡くなった方々のご遺族の意思をできる限り尊重するとともに、適切な感染対策にも配慮しながら、人としての最後の場面にふさわしい尊厳ある葬儀が行われるよう、最大限の配慮をする必要があります。

そこで伺います。現状における南魚沼市の斎場及び市内葬祭業者の対応は、令和2年7月に厚生労働省及び経済産業省が定めた国のガイドライン、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインが出されていますが、現在の対応がこのガイドラインの基準を超えた過剰なものであり、ご遺族の方々に過大な負担を強いるとともに、ご遺族の気持ちやその意思を十分に反映したものとなっていないというような話も聞きます。

そこで、市内で新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の処置、搬送、葬儀、火葬等の状況が、今現在どのように行われているのかについてお伺いしたいと思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えます。

1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

2つあるうちの1つ目の市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応はということでもあります。葬儀といっても非常に広義の意味の葬儀だと思います。

このことについて、今回質問に取り上げていただいたことをまずは率直に、市長という立

場から、私としてはありがたいと思っているところでもあります。今日のことは慎重に答弁させていただきますので、少し長めになります。よろしくお聞き取りいただきたいと思えます。その上で、再質問がありましたらよろしくお願ひします。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方の火葬等につきましては、議員がご案内のとおり、令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインというのが厚生労働省から出されておまして、市の関係する部分につきましては、基本的にはそのガイドラインに沿って対応しているものと認識しています。

この中で以下、その順に沿ってガイドラインと、これは分かる範囲であります。市内の状況などをご説明申し上げたいと思えます。

まずはお亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈りいたします。本当に残念なことであります。まずは先ほどお話の処置についてであります。処置のほうから申し上げますと、ガイドラインでは、医療機関で亡くなられた場合を想定しておまして、南魚沼市では市民病院、大和病院での対応ということになるかと思えます。2つのこの病院では、感染またはその疑いがあるとした患者さんがお亡くなりになられた場合には、ガイドラインに沿って医療従事者のご遺体を非透過性——見えないという意味ですが——こういう納体袋に入れて差し上げて、そして収容するというようにしています。

そもそも、ご遺体からは本当は飛沫感染の恐れはなく、接触感染に注意することで感染リスクは低いとされているということですが、さらに非透過性の納体袋に収容した上で、袋を破損しないように適切にさえ取り扱えば、ご遺体からの感染リスクというのは極めて低いということでもあります。

また、ご遺族が最後のお別れができるように、ご遺体のお顔の部分が透明になっている、そういう納体袋の使用が推奨されておまして、現在は私どもの市立病院群、2つの病院では、用意をした非透過性の納体袋を使用しているところ。そして、これ以降は火葬に至るまで、決して袋を開けないことを関係者で確認し合うこととされているということでございます。

ちょっと脇にそれますが、私の叔父、叔母——市外に住んでおりますけれども、全く見えないそういうところで、叔父、叔母にとってのお母さん、老母で高齢の方ですが、亡くなって顔も見られずに最期を迎えたということがありました。こういうことがあってはならないと思っていたところでもあります。

続きまして、搬送です。そして葬儀についてです。ガイドラインでは、非透過性納体袋に収容されていれば、特別な感染対策は不要とされていますが、さらに搬送前に納棺——棺に入れて差し上げる、納棺することで袋の破損リスクが——これは当然ですが、低下します。とされておまして、葬祭業者によりその対応が異なっているということがあります。これまで市内で私どもに聞こえてきているという事例では、葬祭業者の方によっては、棺が用意され、医療機関からご遺体をお渡しする時点で納棺までを行うケースが多いようでありま

す。

先に葬儀等について触れますが、ガイドラインでは、搬送後の仏式で言えば、お通夜やご葬儀については、社会状況の変化、またご遺族等の意向を踏まえ、可能かどうか検討してくださいとなっています。

感染症の発生、この3年間の闘いではありますが、誰もなかなか前が読めなかった。そして初めての経験に近かった。こういう中で、発生初期はもちろんでありますが、最近においても感染流行の状況によっては、葬儀などをどうするか——あげるのか、小さくやるのかとかそういうこと。そして、非常に悩ましい時期が続いてきたところでありましたし、なお現在も続いている状況であります。その時々で検討を、ということであります。

市内の事例がどうだったかについては、市として正確に全てを把握しているわけではございませんが、お亡くなりした後、火葬に至るまでの時間、また日数がどうであったかについては、全てではないですけれども、おおむね把握することができるということであります。大半の場合は、亡くなられてから翌日など、時間を置かずに火葬がなされているとのことでありました。

法律がありまして、通常では死亡後24時間以内の火葬は禁じられています。禁じられていますが、新型コロナの状況下の中、この場合は、感染症法というのがありますが、これらの法律の中で特例によりまして、24時間の以内の火葬を行うことができるとされているという状況です。そうしなければならないということではありませんが、先ほど申し上げたとおり、実際の例では翌日などに火葬を行っているようであります。そのため、いわゆる通常のお通夜、またはお葬式という形とは違う形で葬儀になっているのだろうと、これが大方そうではなかったかと考えております。

こうしたことから、今度は搬送のほうにもう一回戻りますが、聞き取りをしている中によれば、大半の場合、市内の葬祭業者の方がさらに別の県内の搬送業者のほうに委託して、その受託業者が医療機関からご遺体を引き取り、そして県内業者の施設でまずはお預かりをする、そういう運用をしているようであります。この県内業者は、感染症対応の能力があるということから、市内葬祭業者の方々がそれぞれ委託しているということであります。こうしたことから、これまで多くの場合、ご遺体の搬送先はご自宅や、また市内のホールではなくて、火葬までの間、ご遺体は搬送業者がお預かりして、火葬の日時にご遺族やご親族とご遺体とは別々に斎場に向かってということが多いと聞き取りをしています。

最後に火葬についてであります。火葬の部分が市の行政の携わっている部分かと思えます。まず、大きな意味です。この中でガイドラインとしては、ご遺族が濃厚接触者である場合も考えられるということから、濃厚接触者とその他の方、または火葬従事者——火葬場の従事者、従業員です——との感染に注意することや、そのためできる限り少人数で集まること。そのほかは一般的な感染症対策を取ることなどがガイドラインに示されているということでもあります。その上で、可能であれば亡くなられた方のお顔を見る場を設定できるように検討してください、と書き込まれています。

市からはこれに加えて、ガイドラインにほかの会葬者と重ならないようにする工夫が推奨されている。ご葬儀もその家の方だけではありません。こういったことが重ならないようになるべくして、いこうという配慮がありましたことから、コロナ感染者の火葬時間を通常とは別枠の——これは致し方ないこととして、夕方に設定をするように指定管理者に依頼して、そして実施してきたところであります。

そのほか、市の斎場の感染対策の状況をお伝えしたいと思いますが、これは指定管理者が行っています。市の斎場です。感染症の発生当初、大変有名な方が、タレントの方がお亡くなりになったということから国民的ショックがありました。この報道などが非常に大きかったと思います。どのように対応すべきか検討し実施してきました。これは全国で行われたと思います。斎場の控え室での飲食の制限、また少人数でのご会葬の依頼継続、こういったことに加えて、職員の感染対策として、一般の火葬のほか感染者の火葬なども考えて、場合によっては防護服の着用などを定めて運用してきたところであります。

ガイドラインの発出後には、その方針に沿った対応を基本としつつも、社会的に極めて重要な施設としてなければなりません。感染によって火葬場が休みになっているなんていうことはできませんから、従業員の問題です。こういったことはできません。極めて重要な施設として、長期の停止が許されないという、指定管理者側のこういう自覚、そしてそこに働いている皆さんの、こういう自覚の中から厳格な感染対策をせざるを得ないということもあつたと思います。職員の防護服の運用などを残して運営してきました。これらについては当然、市にも報告があり、市からは過剰な対応となり過ぎないようにと協議してまいりましたが、指定管理者側の強い意向もありまして、指定管理者の裁量範囲として、市として容認してきたところではあります。

今回、議員から先ほど過剰な対応でそういう話も聞いているという話がありました。あつたと思います。私どものところにも、実はそういう報告というか、意見書というか、そういう非常に厳しい内容のものが私のところにも届いてまいりました。斎場の運営の中で参列者への対応の部分にも問題があつたとして、私も認識しています。

具体的にちょっとだけ申し上げますと、お集まりになられたご遺族などのうち、搬送業者の指示、誘導によって、集まってきた人の一部しか施設内に入れなかったとか、加えてさらに参列者に防護服を着ていただくという対応があつた、参列した側の皆さんに対して。そして問題は、それらのご案内とか、それから感染防止策などを、単に喪主の方あるいは葬祭業者等の意向として黙認してしまつて、現場を取り仕切ることを了解していたことなどがあると思います。これらが重なりました。これらは市や斎場が利用者に求めたりお願いしたものではありませんが、ご遺族と葬祭業者、または先ほど言った委託先の県内搬送業者との関係の中での、葬儀運営のやはり一部として、こういうことがあつたという認識であります。

ご遺族、ご親族にとっては、ご家族がお亡くなりになられてから、葬儀また火葬等に至る一連の葬祭——いわゆる最後のお別れの全ての葬祭ですね——の中で斎場内でこの葬祭業者等がやはり行った案内とか措置について、利用者に対して斎場の方針のようにこれが誤解

されたり、誤認を招くような結果となったということが事実としてあったと思います。

このことは、私の立場からも率直に申し訳なく思っているところであります。問題を精査しまして——現在もコロナ禍であります、まだまだ続いてございます。こういう中で、直ちに改善すべきところは改善するように、担当課、担当部に指示をしたところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。非常にデリケートな問題でございます。

一つ一つを取り上げれば、関わった葬祭業者の方々や、斎場側にそれぞれの考えがあるところと認識しています。現在もあると思ひます、正直言つて。しかし、ほとんどの場面でそれらの必要性や、別の選択肢についての説明がご遺族になされなかつたということでありまして、結果としてご遺族の心情に寄り添つた葬儀とならない点もあつたということから、ご遺族、ご親族が複雑な気持ちを残すところになつたということをおもっているところでありま

す。市外の業者さんを使うという意味において、過大な負担がかかつた部分もあつたと思ひます。そういうこともあつたと思ひます。斎場の設置者である市としては、大切な最後のお別れの場面が、疑問を呈されるような運営方法となつたことについて、率直におわびを申し上げなければならぬと考えております。今後の感染症の様々な状況にもよりますけれども、今後そうしたことのないように、これは指定管理者のほうともよく協議して、改善に相努めたいと考えているところでありま

す。このたびはこういうことで、一般質問という中での私からの話になりましたが、大変おどろいていた問題がこういうふうにご披露したということもありまして、今回のご質問、大変ありがたひと思ひております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。市長が言われたように、基本的には今後の改善に期待をするところです。その中で、若干参考にしていただければと思うのですが。

一つは、今現在、実態としては長岡の業者がここをみんなやっている。市長のお話の中で、感染防止の能力のある業者というお話もありましたけれども、今ほど市長の答弁にもあつたように、病院できちんと納体袋に収めて消毒をして、そういう意味では国のガイドラインからいってもほとんど感染リスクはない。それを今度棺に納めて、今、棺も密閉しているそうですけれども、その状態ですから、それを長岡に運んで保冷庫に——大体翌日火葬という、市長のお話のとおりだと思ひます。保冷庫に納めて、次の日斎場まで運んできて、そういう意味では斎場で遺骨にということになります。

私、そういう例でどうなのかということ、ちょっといろいろとお聞きしたのですが、長岡から来て、お棺は地元の業者ですから、もちろん棺の代金など入りませんが、長岡までそういった状態の——感染リスクのない状態となつたご遺体を長岡まで運んで、一晩保冷庫に入れてこちらへ運んでくる。これだけで50万円以上、実はかかっているのです。これ

がもう大変な、私も金額を聞いて驚いたのですけれども、これは本当に内容的にもどうなのかというのがありますが、本当に大きな負担になっている。

これらは実は2年前に国のガイドラインに出ているわけです。ただ、葬祭業は市や県の許可が必要なわけでもないですし、そういう意味では市が全部コントロールしているとは言いません。ただ、市内でそういうことがあったときに、ご遺族の方の話によると、扱えるのは県内に2業者しかないから、ここは長岡の業者だという説明まであったそうですけれども、県の許可という話だったらしいですが、県のほうにも確認しましたが、一切そういうことは、県は許可など出していませんというお話でした。

そういう意味では、葬祭業者さんも、そういった許可もないものですから、市内の葬祭業者さんのそういった組織といますか、まとまった組織もないものですから、その辺への徹底というか、そこらがやはり遅れていたのだらうと思っています。

私も情報があまり早くなかったものですから、今になったのですけれども、市のほうもそういう状態が、たまたまご不幸にしてコロナで亡くなった方、そのご遺族が、もう許可業者はここですし、ここしか扱えないとなれば、負担は負担としてそういったことで対応せざるを得ないという状況が、やはり喪主になれば、それが本当かどうかなんて話にはならないわけです。なので、そういう意味では、ぜひ市内の葬祭業者さん含めて国のガイドラインの周知徹底、そして感染対策をした上でどうやったらご遺族の方のご意向に沿って、葬儀も尊厳のある、寄り添ったものになるのか。そこをぜひ担当課、担当部含めて、今ほど市長からも答弁いただきましたが、そういう意味では進めていっていただきたいと思っています。

なおかつ、いろいろあるのですけれども、例えばそういう状況になって、市の斎場には長岡の業者が保冷庫にという話がありますけれども、市の斎場にも保冷庫、死体保管庫があるわけです。そして1回だけ実はコロナで亡くなった方をそこで保管したという事例があったそうですけれども、1回だけです。そういった部分も活用して、そして地元の業者さん、葬祭業者さんと一緒になってやれば、地元の業者さんが市の斎場にある保冷庫——市は無料で提供しているわけですから、保冷庫で一晩預かっていただいて、翌日ご遺骨にということも可能なわけです。とても長岡から来て、長岡で一晩過ごしてきて、50万円以上の負担を市民に強いるというのは、ちょっと私も大変驚いたものです。その辺について、また市の保管庫の今後の活用等も含めて、ちょっとお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

もっともなやはり私は受け止め方だと思います。ただ、本当にコロナの混乱の中で起きてしまっていることだなという思いと、我々が及ぼせるところと、やはりご葬儀そのものは個々の自由もあるわけです。こういったところで、やはり立て分けはしっかりしながら、しかし市としてできることをきちんと考えていたり、先ほども私が答弁したように、やはりこれは自分たちのこともきちんと守りながらやっていかなければいけない、指定管理者といえども。そういったところの過剰なやはり反応というか、これは私は一方的に責め立てることも

ちょっと難しいところも、私の立場としてはあるような気がしているのです。逆にでも、ご遺族の方々やそういうことに直面された方は非常にやはり憤りもあったと思います。

こういったことを、いかにできることをやっていくかということについて、これは担当部も考えていると思います。具体的などころでもし今答弁できることがあればさせますので、ちょっとお聞き取りをいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

今のことにつきましては、市長が言ったとおりでございまして、こちらのほうでも斎場で働く職員の皆さんのこともあります。答弁の中では裁量範囲という言葉を使わせていただきましたが、施設としてやはり責任感が大変強うございまして、止めてはいけないということがありますので、やはり強めの対応を取ってきたということもあります。

また、もう一つは、斎場としては火葬はお引き受けするのだけれども、葬祭の在り方、どういったお送り方をするかということころは、ご遺族ですとか、葬祭業者さんですとか、そういったところの方針というものもあります。特に必ずこうということもなるべく言わない中で、最後の送りができるようにという気持ち、むしろ今回のこのケースにおいては、少しそこを任せ過ぎたというところがあって、葬祭業者さん、あるいは搬送業者さんたちが送っていくのがちょっと過剰になったというところかと思えます。

私どものほうでは、斎場の指定管理者と協議を今重ねております。ガイドラインに沿った形になるべく近づけるように、あるいは斎場の指定管理者としても安心して続けていけるように、これらを実現できるように今協議を進めておるところです。その中には、市内葬祭業者さんのほうには、私どもの指導とか、そういうものは及びませんが、そういったところへの周知なども重ねて進めてまいりたいと考えております。

以上です……（「保冷庫の活用」と叫ぶ者あり）すみません。霊安室であります。霊安室に1体、保冷機能のあるものがあります。そちらのほうはコロナが発生しましてから、コロナの感染者のご遺体で使えるように決めた、改めて運用ができるようになっておりますが、その点は十分周知がされていると考えておりますけれども、そこら辺も併せて行っていきたいと考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

保冷庫の活用も含めて、市民の皆さんが——それはご意向に沿った中ですけれども、感染対策ということであれば、斎場の保冷庫で十分なわけですから、その辺もぜひ検討いただきたい。

ついては、今1件ということですが、保冷庫も斎場自体も今時間内といいますか、平日夕方終わって朝始まる、その時間内は職員がいますけれども、亡くなるのは時間内というふうには限りません。早朝ですとか、夜間ということもあるわけです。斎場を管理している指定管理者の業者さんは、本業の葬祭業のほうは時間なんて言わないで24時間対応してい

るわけです。例えば、これも時間内でないと保冷庫が使えないから、長岡まで行くしかないということになれば、また 50 万円かかるわけです。

その辺はこれだけの対応で、今国を挙げて経済対策も含めて本当に災害以上の対応を今していると思っているのですけれども、そういう中では指定管理の内容も含めて、そういったときにもきちんと保冷庫の活用等管理できるように——今指定管理の内容がどこまでどうなっているのか私は分かりませんが、その辺の対応が可能なような指定管理になっているのか。なっていないければ、その辺も含めて改善の検討が必要ではないかと思いますが、ご見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

これはやはり慎重に答弁しなければいけない点もあると思っています。一概にちょっと言えないところもありますが、今ほど梅沢議員がお話をしたことは、私としてはそのようにいくべきであるというふうに思いますが、これについては少し時間をいただいて、いろいろな運用の仕方、またこれは様々相手もありますので、検討を十分加えて一定の方向、なるべくそういう今ほどのご発言のところについては、そのとおりであるなと思うところが多いので、その方向でいろいろ検討してみたいと思います。ただ、これはここで必ずできると、ちょっと私のほうから明言ができません。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

この場での即答はいいのですけれども、ぜひそういった部分も含めて検討いただきたい。どうしてもこれで駄目だというのがあるのか、それとも対応ができるのか。私は災害時以上の今状況だと思っていますから、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っています。

それから、実は先ほど市長の答弁でも斎場の管理について、ちょっと行き届かない部分があったかのような答弁もいただきました。やはりそれはそうだったと思っています。

一つは市には斎場条例がありますけれども、斎場条例第 7 条で斎場の管理運営は指定管理の業者がやるということで決まっているわけです。先ほど話がちょっとありましたように、例えば長岡の業者が斎場の中に入ってきて、納体袋に入れて棺に入れて、密閉して、長岡から持ってきて、翌日火葬に付すわけですから、ご遺体と最後の別れ、お顔を見るのがその斎場の中しかないわけです。そこのお別れのところに来た遺族の全部を入れないというか、それを斎場の職員でなくて、その搬送業者が実は止めたりということをやっていたということもあります。

それらはやはり指定管理者がきちんと管理すべき部分だと思いますから、今後の検討についても斎場の中の管理は、条例に沿ってきちんと指定管理の業者が責任を持ってやる。その辺のところもぜひお願いしたいと思っています。

これに関しては実は先ほどちょっと言いました、50 万円を超えるという話もしましたけれ

ども、そのうちのコロナ対応、例えば24日の日に運んでいくそのコロナ感染対策、翌日にまた運んできて火葬に付すまでのコロナ対策。このコロナ対策という名目で1日15万円を超えるような額が実は上がっているのです。

内訳を見ると、実は火葬に付す日——翌日です——の1日分の請求を見ると、コロナ対策の中に拝顔料というものまで含まれている。拝顔料というのはお顔を拝む、拝顔ですけれども、拝顔料。先ほど申し上げましたように、お顔を拝めるのは、斎場の職員が2人立ち会って最後——棺の中は透明の袋ですけれども、もう納体袋に入っているわけですから、接触するわけではないし、感染のリスクなどないのですけれども、そこに防護服を着ないと入れないとか、ほかの人数を制限するとか。斎場では制限をしていないと言っているのですけれども、それを外からの業者が仕切って制限するとか、なおかつお顔を拝むのに拝顔料なんていうのを、斎場の中でやっている行為だと思うのですが取っている。

これも例えば条例第12条で、あそこで料金、何が取れるかは条例で決まっているわけです。それがそんなことが実は行われていたという実態まであるわけです。これはやはりどこまで業者さんに——それは市が許可しているわけでも何でもありませんから、どこまで直接言えるかという問題はありますけれども。ただ、行政指導というのはできるわけですから、その辺も含めてですね、少し実態をまず把握した中で、今後改善に向けて進めていただきたいと思っていますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

担当部としてもなかなか答えにくいと思います。今ほどの話はちょっと初耳の部分というか、拝顔料——ちょっと聞き慣れない。分かりますが、今ほど私がずっと申し上げてきた、我々についての今後改良しなければいけない部分はあるけれども、やはりこの場は本当に公のきちんとしたやり取りの場です、一般質問はです。この中でやはりちょっと捉まえないといけないのは、いろいろな意味で非常に不服があったことは十分分かりますが、それはそれとして。しかし、その業者さんがそういうふうに行ったということについて、行政指導という言い方もやはりあまり軽々に使えないというか、我々はその行政指導をする立場にありますか——ないでしょう。そういうことも含めて——やはり言葉は悪いのですけれども、あれもこれも一緒にした議論をされると——したいでしょうけれども、私どもとしては受け取ることができない話もあるわけです。

だって、その部分で拝顔料云々は、やはりそれは依頼した側と依頼された側の関係ではなかろうかと私は思いますけれども。私も聞いていけば、憤りを感じる部分ももしかしたらあるかもしれません。ただ一方的に聞いていますから。向こうには向こうの言い分も——分からない。分からない中でこうやって質疑をやっているわけです。しかし、言えることは、その部分はやはり依頼された側の方と依頼を受けた側の問題ではなかろうかと私は思います、どうでしょう。

そこを超えてここで議論を始めると——言葉は悪いですが、何でもごっちゃの話に

なる。そうではなかろうと私は思います。分かっているしやると思いますけれども。そういうことをここでやっていいかどうかということも含めて、節度を持たなければと思います。特にこういうデリケートな問題ですので、できない。これはその業者さんをもしもやるとしたら、南魚沼市ではなくて、違うところからの行政指導ということがあってしかるべきではなかろうかと思ひます、本当にそうであれば。違いますか。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 市斎場での新型コロナウイルス感染者の葬儀の対応は

私が言っているのは、斎場の中での行為ということです。斎場の中での行為、斎場の中の管理は指定管理者の仕事だということで、条例でもうたっているわけですから、斎場の中での行為は、やはりきちんと市のほうで管理をしないといけないという観点から話しています。そういう意味で、ぜひこの辺も含めて、実態も含めてこれからになると思うのですけれども、改善に向けた検討を進めていただきたいと思ひます。

2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

続いて大項目の2番に移りたいと思ひます。若者が帰って来られる、住み続けられる南魚沼市の実現のため、子育て支援の充実を進める必要があるのではないかという部分について伺います。

国でも令和5年4月、今度こども家庭庁の創設ということになりました。これに伴って、こども基本法が施行されるという流れになっていますけれども、これを受けて県も、子ども・子育て支援策の充実強化に取り組むということで話しています。また、当市においても人口減少が予想以上の早さで今進んでいます、深刻な状況となっています。市が目指す、若者が帰って来られる、住み続けられる南魚沼市の実現のためにも、これまで以上に子育て環境の充実に向けた取組が必要と思ひますが、以下の3点について、市長の考えを伺いたいと思ひます。

まず、1点です。インフルエンザウイルスの予防接種に対する助成制度の確立です。新潟県内では、既にインフルエンザウイルスの予防接種の助成が、県内30市町村のうち3分の2の市町村で実施されています。未実施は南魚沼市を含めた10市町村ということです。魚沼地域の6市町においても助成制度のない自治体は南魚沼市と湯沢町のみという状況になっています。

県内各地でこの助成制度が進んでいる中、南魚沼市においてもインフルエンザウイルスの予防接種に対する助成制度の確立をやはり急ぐ必要があるのだらうと思ひます。

先ほど7番議員の加齢性の難聴者への補助、これについても県内で20市中16市が既にやっているということで、導入の方向だというお話を市長のほうからも伺いましたけれども、インフルエンザについても、今こういう状況になっていますから、ぜひ、制度実施の方向で検討いただきたいと思ひますが、お考えを伺いたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

それでは、梅沢議員の2つ目の大項目です。子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないかという中で、1点目、中学生以下のインフルエンザ予防接種に関する助成制度の確立、これを急ぐ必要があるのではないかということでもあります。

本来の予防接種、定期接種の目的は、公衆衛生上極めて重大な感染症で健康被害が大きい、また、集団免疫を持たないことで経済活動が停滞する、そういった状況を回避するために公費を使って行うものであります。

季節性のインフルエンザについては、65歳以上の高齢者及び心臓や腎臓、また呼吸器などに重大な疾患があつて、そして感染すると肺炎などの重症化を招く可能性がある方に対しては定期接種となっております。接種の費用については、国からの補助の対象となっております。

それ以外の方、例えば今回のご質問の中学生以下の皆さんについては、任意接種の位置づけとなっております、補助等の制度はありません。しかしながら、本人の判断によりセルフケアで接種するワクチンとして定着してきておりまして、予防への意識が高い感染症の一つであると私どもも考えております。

南魚沼市としては、こういった公衆衛生の観点や接種を希望する人だけに助成することになってしまうのではないかということ。そして健康保険によっては独自の助成を行っている保険者もありまして、不公平を招くことが考えられるかなと思っております。定期接種のような定義にはなかなか当てはまらない任意の予防接種について、市独自で補助していくという考えには、現時点では至っていないという状況であります。

県内の状況もお話がありました。誠にそのとおりの部分がございますが、これもやはり一つのどうなのでしょうか……こういうことでやった、やらないというのはどうなのかなという感じがします。それよりもきちんと予防接種の目的をきちんと定めてもらいたいというのが本音であります、現時点ではこの補助をしていくという考えには至っていません。今後につきましては、様々な状況を考慮しながら対応を検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

市長のおっしゃることも分からないではないのですが、一つは定期接種についても今の状況に最初からなつたわけではなくて、任意接種から徐々に拡大されていった。これはやはり社会の状況といいますか、そういった部分からやはり国も認めてということになっていくわけですが、そういう意味では、もう既に3分の2の市町村が県内でも実施に踏み切っている。中には高校生まで助成しているところもあるわけです。

そういう状況の中で、帰って来られる、住み続けられる、いわゆる例えばUターン、Iターンの方から見れば、南魚沼市がある意味、選ばれるということ。それもそうですし、今本当に少子高齢化になっているときに子育てへの支援、小さい子は2回接種ということで負担もやはり増えてくるわけです。そういった部分、県内の状況も含めて、魚沼の状況も含

めて、これだけの状況になっている中で、様々な状況を勘案しながらと今お話がありましたけれども、少なくともちょっと検討を始める。前向きな方向で検討する時期に既にもう来ているのではないかと思いますので、お考えをちょっと伺いたと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

先ほど答弁したとおりです。今後について様々な状況を考慮しながら、対応を検討していきたいと思います。

おっしゃることもよく分かります。かなり私としては安価なやはりものではないかなと思っておりますが、先ほど理由は申し述べたとおりであります。この部分はやはり個人の負担でやっていただく。必要な方にはやっているというところを含めて勘案して、先ほどの答弁としておりますのでお酌み取りをいただきたい。今現在はそういう答弁しかできません。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

既にこういう状況があります。そして必要な方はやっているとおっしゃいましたけれども、やはりコロナ禍も含めて大変な方がいて、そういう意味では経済対策もこれだけ打っているわけですから、それでしゃばの状態といいますか、県内の状況もこれだけになっていますから、そこはやはり前向きな検討が、もう既に必要な時期に来ていると思います。

そういう意味では、ぜひ、これから前向きな検討をしていただきたいということを強く申し上げて、小項目の2番に移りたいと思います。

次に、学童保育について伺います。人口減少の進捗とともに、各地域の子供たちの人数も減少して、これに伴い隣近所で同年代の子供たちが一緒に遊ぶ機会が激減しています。このような状況の中、学童保育の役割は、児童福祉法に定める内容を超えて、子供たちの孤独感の解消や子供たちが集団の中で育ち合う環境の確保、これらのためにも欠かせないものとなっています。このような状況の中、学童保育の対象者の拡大ですとか、保育料や減免制度の見直しを早急に進める必要があるのだらうと思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

2つ目の小項目のご質問にお答えしてまいります。学童保育の対象者の拡大、また保険料の減免、こういった見直しを進めろということでもあります。

放課後児童健全育成事業——学童保育は児童福祉法第6条の3第2項に規定されていますが、その対象者を、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの、としています。このことから、現状でも小学校6年生までの児童を対象にしています。

しかし、学童クラブの入所申込数は毎年変動があります。あるクラブでは申込みが少なく余裕がある、また一方で、多くの申込みにより定数を超えてしまっているクラブもあるのが

現状。対象者が定員を上回る場合は、低学年を優先して、高学年の児童は他のクラブへ回っていただいたりしています。空きが出るまでお待ちいただいているという状況です。丁寧な対応をできるだけ心がけているところではありますが、現在おおむね受け入れることができます。この中で拡大というのはどういうことを示すのか、私はもうちょっと聞かないと分かりません。

そして、学童保育の保育料。通年利用では月額 7,000 円。これは近隣の市や町でもおおむね同様の額です。国では負担の在り方について、学童保育の運営に必要な経費の 2 分の 1 を利用者が負担、残りの 2 分の 1 を国、県、市で 3 分の 1 ずつ負担すると示していますが、現状の利用者負担は経費の 4 分の 1 程度となっています。このような状況から、私は保育料の値下げは難しいというか、そこまで踏み込むことが喫緊の、そういう課題でしょうかという気持ちがあります。

一方、保育料の減免については、9 月定例会で田中せつ子議員から一般質問をいただいたとおりであります。魚沼市ではひとり親世帯や非課税世帯、あるいは 2 人目以降の利用について、減免制度を充実させているのに対して、例えば、では隣の十日町、小千谷市と比較すると、南魚沼市のほうが充実しているなど、自治体によって対応が非常に異なっています。かくもやはりそういう課題があるのではないかと。ひとり親家庭でも所得が高い世帯がある一方で、共働きでも所得が低いというご世帯もある。公平な減免制度の仕組みづくりというのは、言うはやすいですが、かなり厳しいものがあるのではなかろうかと思えます。

南魚沼市では、見守りが難しいことが多いひとり親家庭の児童は、受入れの優先順位を上げるなどしてござりまして、配慮しているところです。今後も県内の自治体の状況把握に努めながら、利用者から公平でやはり納得いただける保育料の設定、また減免制度になるように取り組んでいく必要があるかと思えます。

私としては何度もここで、これは私の持論なので申し訳ないのですが、学童保育のことをよく皆さんからもお話を聞きますが、かなり充実させていると思っています。そして都会と我々のこの自然環境の豊かな場所の違い、これを言い始めるとすごくいろいろな議論になってしまうので、これ以上言いませんが。本当は究極言うと、学校をもう一つ造れということになるのです、学童保育って。違いますか。居場所。

しかし、そろそろこれを国一律でやるとか、小学校 6 年生までを全部見ろとか、そういうのは——私これはちょっと個人的な意見が入って申し訳ないが、少し立ち止まって考える必要があるのではなかろうかと思えます。

これに対して、やはり預けられる方からある程度の負担をいただく。そしてそれが本当にどういう金額であるか。やはりこの辺もただ単に減免しろ、例えばゼロであればなおいいけれども、そういうことが大体いいのかなということが、私は持論として持っている一人であります。議論もしたいところではありますが、以上で私からの答弁とします。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないかと

今の学校の状況とといいますか、子供たちの状況ですけれども、人口減少が本当に進んでいます。市は平成 17 年 10 月に合併しましたがけれども、平成 18 年から令和 4 年まで、3 月 31 日現在で子供たちの数がどうなっているか、ちょっと調べました。そうしたら、市全体では 68%、3 割強の子供たちの数が減っている。各地域、12 地域ありますけれども、市長の住んでいらっしゃる石打地域は 56.4%ということで、5 割以上減っているということで、地域別では市内ワーストツーということなんです。

例えばその中において、市長の石打ですと 59.8%になってきていると、合併当初から。年齢別を見ると、例えば今年の 3 月 31 日では、2 歳児は 1 人、3 歳児 4 人とか、子供が二桁いる年代というのは 9 歳と 11 歳しかいない。あとはもう 3 人とか 5 人とかということなんです。私の住んでいる欠之上も実は 64%ということで、その年齢別で見ると、本当に、実は誰もいない、ゼロというところもありますし、2 人とか 3 人とか 5 人とかという状況に、同じようになっています。

その子供たちが学校に行って帰ってきて、学童に行く子供たちとかもそうですけれども、隣近所、近くで遊ぶ友達がいるのか。これも本当に重要な問題だと思っています。例えば市の子ども・子育て支援事業計画の中でも、少子化による子供たちの育ちを巡る環境変化、この中で子供同士が集団の中で育ち合うことができるよう、行政が地域社会をはじめ、社会全体で支援していくことが必要だと考えています。まさにそのとおりだと思うのです。家へ帰っても遊ぶ友達もいない。そういう中で本当に健やかな育みができるのか。

そして対象ですけれども、これも——実は先ほど児童福祉法の話が市長がされました。児童福祉法では昼間家庭に保護者がいないものとなっていますけれども、その中で市長は平成 28 年に就任したわけですけれども、市は平成 30 年に、この入所基準が市長になってから改正されて、祖父母がおおむね徒歩で七、八分のところに住んでいれば、それを保護者とみなす。いわゆる入所者の基準をさらに狭めている。これは、やはりある程度時代から逆行しているのではないかと思います。

その辺も含めて、今後——今、学校も学区再編検討委員会が立ち上がりました。これでまた学校再編も含めて、より広範囲な子供たちを学校に集めないと、学校が成り立たない。そうなったときに、本当に子供たちを家に帰して、近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいればいいのか。そういう話にやはりなると思うのです。そういう子供たちの今の状況をやはり考えた中で検討が必要だと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないかと

梅沢議員、この議論、本当に一般質問だけではなくて、いろいろところで自由闊達にやってみたいなというところが強いのですけれども、これから学区再編があります。一番の形は我々子供の頃は学童保育がなくて、子供もいっぱいいたかもしれませんが、しかし、と考えた場合、学校にいてくれればいいのですよね……違いますか。究極はそこなのです。私はそう思っています。ただ、これは通りません。通らないこともよく分かっています。が、そう

いうふうな方向に持っていけない限り、この学童保育という議論をずっとしていても、非常に私としては腑に落ちないことばかりなのです。

もちろん充実させたり、やっていきます。しかし、このマンパワーの不足なのです。学童保育という、そもそもの夕方からの時間だけに携われる人の——では、子どもが携われますか。家庭を背負って、子供を養っている人間が、この短い時間だけのために仕事をするというのは難しいですよ。こういうことのいろいろなことが含まれて考えていくと、非常にこの学童保育という問題は、私はなかなか議論が乾かない。もうちょっと踏み込んで、いろいろ考えていかなければならない問題がすごく含まれていると思いますけれども、どう思いますか、本当、と思っているのです。今かなりやっている。これを少しでも充実させていけということはよく分かっています。ということでございます。

以上。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

そういう意味で対象者も今狭められてきているということですから、それらも含めて、あとスタッフの不足も含めて、やはりここは早急に学区再編と一緒に検討していく必要があると思いますので、ここで立ち止まるのではなくて、ぜひそれらのご検討をお願いしたいと思います。

次に最後、小項目の3番、保育士の配置基準等です。この問題です。

一つは、今南魚沼市では、1歳児の基準が国基準になっているわけです。6対1です。ただ、県内の12市町村のみで、県内の6割はもう6対1ではなくなっているわけです。1歳児のことから見れば、今児童虐待が全国的なニュースになっていますけれども、そういう意味ではその中のある園長の話も、人が足りない、ぎりぎりの人数で対応している。子供は6人いれば6通りの動きがある。その6通りを1人で瞬時に対応するのは無理だと。ずっと続けているとほっとできる時間も少ない。そうするとストレスにもなって、誰にも頼れずイライラしたりすることが出てくると。

これも国基準はそうなのですけれども、県内でも既に6割の公立、市町村が踏み切っているわけですから、これももう検討の時期。特に今のような児童虐待みたいなことが起こってからは手遅れになりますので、必要だと思います。

それともう一つ、3歳児の問題ですけれども、これについては前にもいろいろお話をしました。既に国も交付税措置もしているわけですので、ぜひこの辺も含めて検討に踏み切る時期だと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て支援の充実をさらに進める必要があるのではないか

それでは、3つ目のご質問にお答えします。保育園の保育料の軽減措置、または保育士の配置基準——3歳児と1歳児ですが——の見直しに向けた検討が必要ではないか。

以前にもやり取りしたことがあると思います。保育料の軽減につきましては、18歳未満の

子供から数えて、3人目以降の子供で、国の多子軽減制度の対象とならない子供さんにも、市独自の軽減措置として、保育料を半額とする軽減制度の拡充を今年からようやく実施したところです。制度を拡充したばかりですので、これについては、さらなる拡充については、今後状況を見ながら検討していきたいと考えています。必要があれば、どういうふうに踏み込めるかとか、検討したいと思います。

配置基準については、令和3年9月議会での梅沢議員の一般質問、やはりここでお答えしておりますが、また本日の吉田議員とのやり取りの中でも話をさせていただきました。国の基準では1対2……

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

○議 長 時間となりました。終わりになりますので、着席してください。

〔「大変失礼しました」「はい、終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあした、12月13日午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後5時11分〕